

**みんなの公共サイト  
運用ガイドライン  
(2016年版)**

**総務省**

# 目次

---

要旨	1
1. 運用ガイドラインの目的と活用方法	8
1.1. 目的と役割	9
1.2. 想定する読者と活用方法	9
1.3. 各章の概要と想定する活用場面	10
1.4. 運用ガイドラインの改定概要	12
1.5. JIS X 8341-3:2016	12
2. 取組が必要な背景	16
2.1. ウェブアクセシビリティとは	17
2.2. 法律・規格・指針等	22
3. 運用ガイドラインが求める取組とその期限	31
3.1. 2010年度版において示されていた期限と達成等級の目安	32
3.2. 運用ガイドライン（2016年版）が求める取組と期限	33
4. 運用ガイドラインの概要	35
4.1. ウェブアクセシビリティ確保・維持・向上のための5つの柱	36
4.2. 取組の全体像	37
4.3. 運用ガイドラインを実践する体制	41
5. ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開	44
5.1. 取組対象の把握と設定	46
5.2. ウェブアクセシビリティの対応状況の確認	50

5.3.	ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開	53
<b>6.</b>	<b>取組の実行</b>	<b>62</b>
6.1.	団体内で使用するガイドラインの策定	64
6.2.	年度ごとに計画し実行する取組	66
6.3.	日々の運用における取組	83
6.4.	外部発注等における取組	102
6.5.	外部サービスを活用した情報発信における取組	116
<b>7.</b>	<b>取組内容及び実現内容の確認と公開</b>	<b>120</b>
7.1.	運用ガイドラインに基づいた取組内容の確認と公開	122
7.2.	ウェブアクセシビリティの実現内容の確認（試験）と公開	128
<b>8.</b>	<b>ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開</b>	<b>131</b>
8.1.	対象範囲の再設定	133
8.2.	目標とする適合レベルと対応度、期限の再設定	133
8.3.	見直し後のウェブアクセシビリティ方針の公開	134
<b>9.</b>	<b>関連情報</b>	<b>135</b>
9.1.	JIS X 8341-3 と関連文書	136
9.2.	みんなのアクセシビリティ評価ツール「miChecker（エムアイチェッカー）」	138
9.3.	ウェブアクセシビリティの理解を深めるための方法の紹介	140
9.4.	（参考）視聴覚障害者情報提供施設等一覧（情報提供：厚生労働省）	143
9.5.	用語集	150
9.6.	改定研究会について	152

---

<要旨>

# 要旨

みんなの公共サイト運用ガイドラインに示された内容の要旨を掲載しています。

背景、求められる取組等の要旨を確認したい際に  
活用してください。

## <要旨>

「みんなの公共サイト運用ガイドライン」は、国及び地方公共団体等公的機関の「ウェブアクセシビリティ」対応を支援するために総務省が作成したガイドラインです。公的機関でウェブアクセシビリティへの対応が求められる背景や、JIS X 8341-3:2016 に基づき実施すべき取組項目と手順、重視すべき考え方等を解説します。

これまで「みんなの公共サイト運用モデル」としていましたが、このたびの JIS X 8341-3 の改正を機に、内容をより分かりやすく刷新し、名称も「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に改めました。

### ウェブアクセシビリティとは →17 ページ参照

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。情報を提供する側がウェブアクセシビリティに配慮して適切に対応をしていないと、高齢者や障害者が、ホームページ等から例えば避難場所に関する情報を取得できなかつたり、パソコン等による手続きができないという問題等が発生し、社会生活で多大な不利益が発生したり、災害時等に必要な情報が届かない状況となれば生命の危機に直面する可能性があります。

### 障害者差別解消法により対応が求められています →24 ページ参照

障害者差別解消法（平成 28 年 4 月 1 日施行）において、ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、合理的配慮を的確に行うための環境の整備と位置づけられており、事前的改善措置として計画的に推進することが求められています。また、行政機関等は、障害者から個別の申し出があった場合は、必要かつ合理的な配慮を行う必要があります。障害者基本法等も含め公的機関の対応がこれまで以上に求められています。

### 日本工業規格 JIS X 8341-3 : 2016 →25 ページ参照

JIS X 8341-3 は、情報アクセシビリティの日本工業規格（JIS）である「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」の個別規格として、2004 年に初めて公示されたもので、ホームページ等を高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとするための基準が定められています。その後、2 度の改正を経て、現在は JIS X 8341-3:2016 として公示されています。（2016 年 3 月 22 日改正）

### 対象 →46 ページ参照

各団体が作成し運用する全てのウェブコンテンツが対象です。

#### 対象の例

公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）／関連サイト（公式ホームページとは別に管理運営しているホームページ。指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているものを含む。）／ウェブアプリケーション、ウェブシステム（例：電子申請、施設予約、各種情報検索、蔵書検索など）／スマートフォン向けサイト／携帯電話向けサイト／KIOSK 端末等で提供されるウェブコンテンツ／CD 等の媒体に収録して配布するウェブコンテンツ／団体内で職員向けに運用するイントラネットのウェブコンテンツ、業務アプリケーション

## <要旨>

### 団体の長に求められること →41 ページ参照

障害者差別解消法により、ウェブアクセシビリティの取組は環境の整備の一つとして位置づけられ、国や地方公共団体等の行政機関は環境整備の努力義務が課せられています。そのため、団体の長は、組織の取組を推進させるに当たり、積極的に取組体制の構築、必要な予算の確保及び地域との連携の推進等に関し強いリーダーシップを発揮することが求められます。

### 公式ホームページの管理運営担当部署に求められること →42 ページ参照

公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）のアクセシビリティ対応の取組を統括します。

また、公式ホームページの管理担当部署以外の部署を含め、組織内で適切な役割分担が行われ取組が実行されるよう、関係する部署に「みんなの公共サイト運用ガイドライン」について周知します。議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関においても取組が推進されるよう情報提供、働きかけ、連携等を行います。

### 基本となる考え方【ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上】 →36 ページ参照

基本となる 5 つの考え方に基づいて各団体で計画的かつ継続的に取り組むことにより、ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上を実現します。

#### 基本的対応の徹底

ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上のために必要となる体制確保・整備、ウェブアクセシビリティ方針の公開、試験結果の公開など基本的対応を実施すること

#### 段階的拡大

各団体としてウェブアクセシビリティの取組を行う対象範囲、実施内容、実現レベル等について、段階的に拡大すること

#### 継続性

ウェブアクセシビリティの取組を一過性のこととして終わることなく、継続的な取組として計画し実行すること

#### 取組内容及び実現内容 の確認と公開

各団体が実行した取組の確認、JIS X 8341-3:2016に基づく試験を1年に1回実施し、結果を公開すること

#### 利用者との協調

高齢者・障害者の声がサイト運営に活かされるように具体的な取組を行うこと

## <要旨>

### 求める取組と期限 →34 ページ参照

#### 公的機関に求める取組と期限の目安

公的機関は、提供するホームページ等に関し、以下に示す「1.ウェブアクセシビリティの確保」「2.取組内容の確認と公開」のとおり、各団体の公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイト含む）について再優先で対応することとし、その他についても優先順位を検討し、速やかに対応してください。

なお、総務省では、2009年度、2010年度、2014年度に地方公共団体等のみんなの公共サイト運用モデルに基づいた取組状況について調査を実施しました。今後も運用ガイドラインに基づいた取組状況について調査等を実施する場合があります。

#### 1.ウェブアクセシビリティの確保

2016年4月に障害者差別解消法が施行されたこと、障害者基本計画（第3次）の対象期間が2017年度末までとなっていること等を踏まえ、速やかに対応してください。

##### (1)既に提供しているホームページ等

###### JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠している(\*1)ホームページ等

ウェブアクセシビリティ対応の取組を継続し、更に取組を推進（適合レベル、対象範囲、取組内容の拡大等）する。\*1:JIS X 8341-3:2010 の達成等級 AA に準拠している場合も同じ

###### 適合レベル AA に準拠していないホームページ等

速やかに、ウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、遅くとも2017年度末までに適合レベル AA に準拠（試験の実施と公開）する。

取組イメージ (P.39 参照)

2009年度	2010年度	2014年度	2016年度	2020年度
取組方針の策定・公開(1)				
取組内容の確認と公開(2)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(3)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(4)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(5)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(6)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(7)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(8)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(9)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(10)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(11)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(12)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(13)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(14)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(15)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(16)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(17)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(18)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(19)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(20)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(21)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(22)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(23)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(24)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(25)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(26)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(27)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(28)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(29)				
ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(30)				

##### (2)新規に構築するホームページ等

- 構築前に「ウェブアクセシビリティ方針」を策定
- 構築時に適合レベル AA に準拠（試験の実施と公開）

#### 2.取組内容の確認と公開

1年に1回、「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」(\*2)に基づき各団体のホームページ等について取組内容を確認・評価し、年度末までにその結果を公開する。

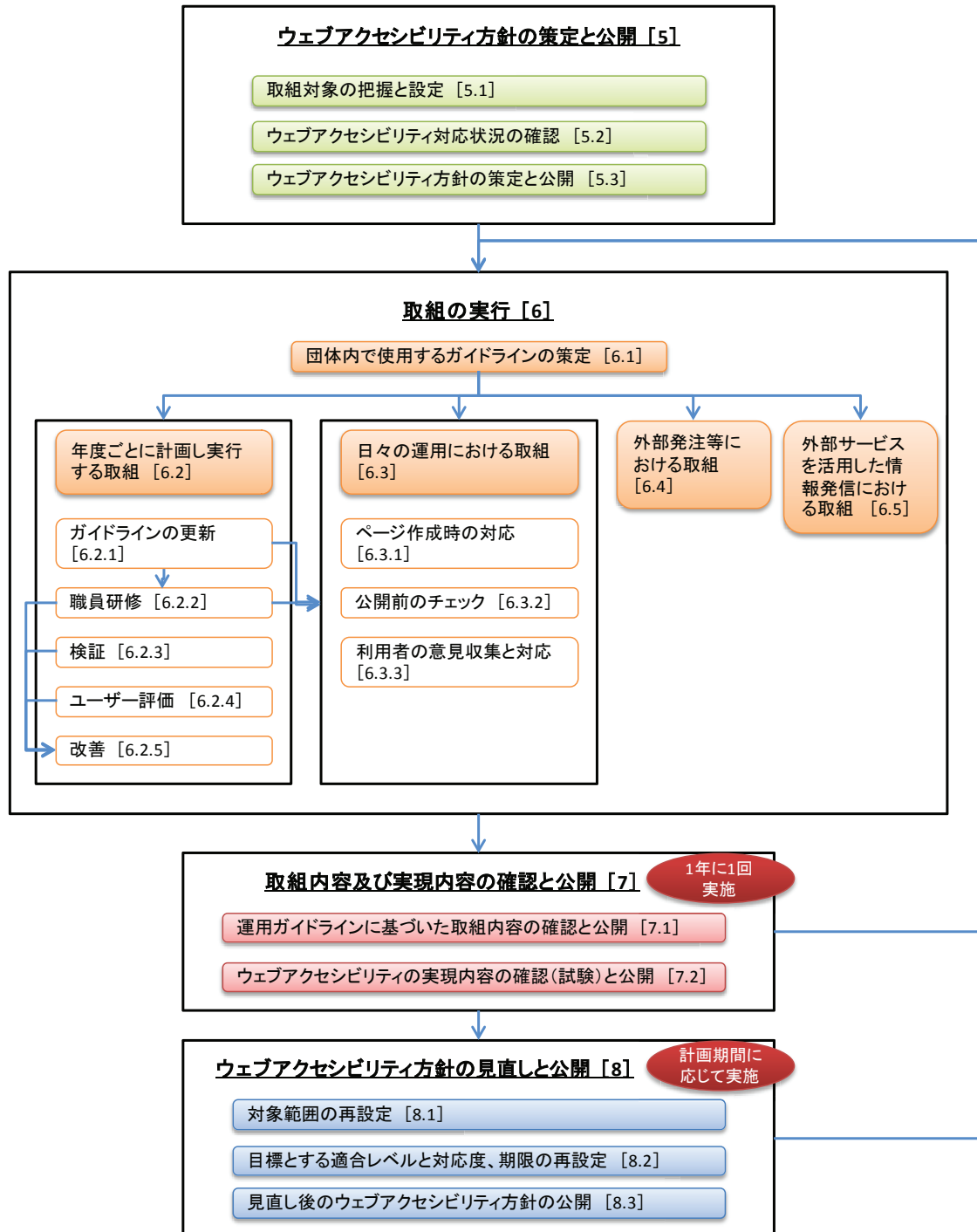
\*2:みんなの公共サイト運用ガイドラインに基づいたウェブアクセシビリティの確保・維持・向上の取組について、毎年継続的に確認し評価するために、運用ガイドライン（2016年版）において作成したもの。

<要旨>

各団体で実施する取組の全体像 →37ページ参照

ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上のためには、個別のホームページ等の新規開設やリニューアルの際に取り組むだけでなく、定期的に検証を実施するなど、運用を通じて継続的にアクセシビリティの向上に取り組んでください。

( [] 内の番号は本書内の章・節・項の番号)





## <要旨>

### **ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開 [5]**

ウェブアクセシビリティ対応を行うべき対象を把握するために、各団体の提供するホームページ等の提供数、所管部署等を確認した上で、各団体として取り組む対象範囲、適合レベル、期限を検討します。検討した内容をウェブアクセシビリティ方針として文書化し、各団体ホームページ等で公開します。

### **取組の実行 [6]**

#### **団体内で使用するガイドラインの策定 [6.1]**

各団体のウェブアクセシビリティ方針を踏まえ、JIS X 8341-3:2016に基づき、団体内でのページ作成のルールとして運用するガイドラインを作成します。

#### **年度ごとに計画し実行する取組 [6.2]**

日々の運用における取組とは別に、年度ごとに取組を計画し、体制の整備、ウェブアクセシビリティの検証及び改善等を継続的に実行します。

#### **日々の運用における取組 [6.3]**

日々の運用において、ページ作成時にウェブアクセシビリティ対応に努めるとともに、公開前に問題の有無をチェックすることによりウェブアクセシビリティを確保します。また、各団体ホームページ等において高齢者・障害者等からの意見収集に努め、問題が指摘された場合は対応方法を検討し、可能なことから対応を行います。

#### **外部発注等における取組 [6.4]**

ホームページ等の新規構築、リニューアルを実施する場合は、その外部発注の準備から、外部発注の実施、プロジェクトの実施、検収までの一連の作業において、ホームページ等の成果物を適切にウェブアクセシビリティが確保されるよう外部発注等を進めます。

#### **外部サービスを活用した情報発信における取組 [6.5]**

ソーシャルメディアや動画配信、地図情報など外部サービスの活用を検討する際は、当該外部サービスのウェブアクセシビリティの対応状況を把握するとともに、必要に応じて対応手段の検討を行います。

### **取組内容及び実現内容の確認と公開 [7]**

1年に1回、「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」を用い取組内容の確認を行うとともに、JIS X 8341-3:2016に基づく試験を実施しウェブアクセシビリティの実現内容を確認します。それぞれの結果は、各団体ホームページ等で公開します。

<要旨>

### **ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開 [8]**

ウェブアクセシビリティ方針で設定した期限に応じて、達成状況を確認した上で、対象範囲、適合レベル、期限の再設定を行います。見直し後のウェブアクセシビリティ方針を各団体ホームページ等で公開します。

なお、この場合、達成できていない箇所は、達成できなかった原因とその改善方法とその達成時期を検討するとともに、達成できている場合には、ウェブアクセシビリティの取組において更に向上の余地がないか検討します。

# 1.運用ガイドラインの 目的と活用方法

運用ガイドラインの目的、想定する読者と活用方法、改定の背景、対応の拠り所となる JIS X 8341-3:2016 及び関連文書について解説しています。

本書を初めて読む場合はこの章から読み始めてください。

# 1.運用ガイドラインの目的と活用方法

## 1.1. 目的と役割

「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（以下、「運用ガイドライン」という。）は、国及び地方公共団体等の公的機関（以下、「公的機関」という。）のホームページ等が、高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすいものとなるように、公的機関がウェブアクセシビリティ（「2.1.ウェブアクセシビリティとは」（P.17）参照）の確保・維持・向上に取り組む際の取組の支援を目的として作成された手順書で、2016年版となる本書は、2016年のJIS X 8341-3（「1.5.1.JIS X 8341-3とは」（P.12）参照）の改正に合わせ、2010年度版を改定するものです。

なお、総務省では、JIS X 8341-3の制定・改正に合わせ、これまで2005年度に「みんなの公共サイト運用モデル」を策定し、2010年度に改定を行いました。このたびのJIS X 8341-3の改正に合わせ、有識者や地方公共団体、関係府省等の御知見・御意見を伺いつつ、この手順書をより分かりやすく刷新し、名称も「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に改めました。

本書では、公的機関でウェブアクセシビリティへの対応が求められる背景や、JIS X 8341-3:2016に基づき実施すべき取組項目と手順を解説します。また、各取組に関し、実施する際に重視すべき考え方、取り入れるべき方法等も解説するとともに、参照又は活用すべき資料を案内します。なお、2010年度版と同様、技術上の解説は原則として運用ガイドラインでは行わず、ウェブアクセシビリティ基盤委員会のガイドライン等を案内します。

## 1.2. 想定する読者と活用方法

運用ガイドラインは、各団体の公式ホームページの運営を所管する部署、公式ホームページ以外の個別のホームページを運営している部署、データベース検索や予約サービスなどのウェブシステムを運営している部署等で、ホームページ等の管理を担当する職員の方に向けて作成したものです。

### (1) 初めてウェブアクセシビリティに取り組む方

まずは「2.取組が必要な背景」（P.16）を理解した上で、本書の内容に沿って取組を行います。

## (2) 既にウェブアクセシビリティの対応に取り組んでいる方

特に「3.運用ガイドラインが求める取組とその期限」(P.31)及び「4.運用ガイドラインの概要」(P.35)を再度確認し、各自のウェブアクセシビリティの状況を把握するとともに、必要に応じて取組内容の見直しを行い、本書に沿って継続的に取り組むことで、更なるウェブアクセシビリティ向上を目指します。

## (3) ホームページ等の新規構築、リニューアルの予定がある方

特に「6.4.外部発注等における取組」(P.102)の内容を確認し、外部発注の準備から、外部発注の実施、プロジェクトの実施、検収といった一連の作業において、ウェブアクセシビリティの対応が適切に行われるように計画し実行します。

### 本書内での表記種別について

**「ポイント！」** 特に理解を頂きたい事項、取組を適切に実行するために重要な事項

**「注意点！」** 取組を実行する上で間違いが起きやすく特に注意を頂きたい事項

「参照：」 取組を実行する上で参照を求める文書等

(参考) 本書の内容に関係している事項の紹介や説明

### ヘッダー（ページ上部）のガイドについて

ヘッダー（ページ上部）のガイドで、本書のどの章を閲覧しているかを確認できるようにしています。

## 1.3. 各章の概要と想定する活用場面

本書の章構成と概要は以下のとおりです。当該分野に関する理解度、取組の進捗状況等を踏まえて本書を有効に活用してください。

章	概要	想定する活用場面
1.運用ガイドラインの目的と活用方法	運用ガイドラインの目的、想定する読者と活用方法、改定の背景、対応の拠り所となる JIS X 8341-3:2016 及び関連文書について解説しています。	本書を初めて読む場合はこの章から読み始めてください。

章	概要	想定する活用場面
2.取組が必要な背景	ウェブアクセシビリティの説明、重要性、対応を求める法律・規格・指針等を解説しています。	対応の必要性を理解したい場合、組織の内外に説明したい場合、障害者差別解消法をはじめとする関係の法律等を確認したい場合は、この章を読んでください。
3.運用ガイドラインが求める取組とその期限	障害者差別解消法の施行を踏まえ、運用ガイドラインに基づく取組をどのようなスケジュールで実施すべきかを解説しています。	いつまでにどのような取組を行う必要があるかを確認する場合、取組のスケジュールを検討する場合はこの章を読んでください。
4.運用ガイドラインの概要	ウェブアクセシビリティ確保・維持・向上を実現するために重視する考え方、運用ガイドラインが求める取組の全体像、運用ガイドラインを実践する体制について解説しています。	取組の考え方や全体像を確認したい場合、運用ガイドラインを実践する体制について検討したい場合は、この章を読んでください。
5.ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開	取組の対象を把握し、各団体として取り組む対象範囲、適合レベル、期限を設定し、ウェブアクセシビリティとしてホームページ等で公開する取組について解説します。	これから取組を開始する場合、公式ホームページ以外の取組をこれから検討する場合、ウェブアクセシビリティ方針を公開していない場合は、この章を読んでください。
6.取組の実行	年度ごとに計画し実行する取組、日々の運用における取組、外部発注等における取組、外部サービスを活用した情報発信における取組を解説しています。	運用ガイドラインが求める取組を確認し計画したい場合、取組を計画し実行する際の注意事項を確認したい場合、他団体の取組事例について確認したい場合は、この章を読んでください。
7.取組内容及び実現内容の確認と公開	運用ガイドラインに基づいて実行した取組内容の確認、JIS X 8341-3:2016に基づくウェブアクセシビリティの実現内容の確認、それぞれの結果を各団体ホームページ等で公開する取組について解説しています。	各団体が実施すべき確認と公開について確認したい場合、JIS X 8341-3:2016の試験実施について確認したい場合は、この章を読んでください。
8.ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開	各団体が設定した実現内容と期限に基づいて、ウェブアクセシビリティ方針を見直し公開する取組について解説しています。	ウェブアクセシビリティ方針で設定した期限が近づいている場合、見直しの考え方や公開方法について検討したい場合は、この章を読んでください。
9.関連情報	JIS X 8341-3:2016 及び関連文書の入手方法、総務省が開発し提供するチェックツール miChecker、ウェブアク	本書の関連情報を理解し、取組を適切に実行するために、この章を読んでください。

章	概要	想定する活用場面
	<p>セシビリティについて理解を深めるための方法を解説しています。</p> <p>用語集と、本書の検討を行った改定研究会の紹介を掲載しています。</p>	

## 1.4. 運用ガイドラインの改定概要

運用ガイドライン（2016年版）において変更された点、新たに加わった主な事項は以下のとおりです。

- 従来の複数の附属資料を運用ガイドライン本体に集約し、提供内容を一冊にまとめる構成としました。
- JIS X 8341-3:2016 への改正によって用語の変更があったことから、変更後の用語を用いています。（「（参考）JIS X 8341-3 改正に伴う主な変更点」（P.15）参照）
- 2016年4月に障害者差別解消法が施行されたこと、障害者基本計画（第3次）の対象期間が2017年度末までとなっていること等を踏まえ、取組の期限の目安について改めて提示しました。（「3.運用ガイドラインが求める取組とその期限」（P.31）参照）
- 求められる取組として、1年に1回、「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」に基づき各団体のホームページ等について取組内容を確認・評価し、年度末までにその結果の公開を行うことを新たに追加しました。（「7.1.運用ガイドラインに基づいた取組内容の確認と公開」（P.122）参照）

## 1.5. JIS X 8341-3:2016

### 1.5.1. JIS X 8341-3 とは

JIS X 8341-3 は、情報アクセシビリティの日本工業規格（JIS）である「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」の個別規格として、2004年に初めて公示されたもので、ホームページ等を高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとするための基準が定められています。その後、2度の改正を経て、現在は JIS X 8341-3:2016 として公示されています。（2016年3月22日改正）

### 1.5.2. JIS X 8341-3:2016 の改正概要

国際的な動向では、W3C（World Wide Web Consortium）が、ウェブアクセシビリティに関するガイドライン（WCAG（Web Content Accessibility Guidelines））を勧告



しています。2008年12月に第2版であるWCAG 2.0がW3C勧告となり、2012年10月には、そのままISO/IEC国際規格「ISO/IEC 40500」として承認されました。

これを受け、JIS X 8341-3:2016は、国際規格であるISO/IEC 40500:2012（WCAG 2.0）と完全一致する形へ改正されました。



今回の改正では、主に文書の構成や用語（日本語訳）が変更となりました。今後、JIS X 8341-3:2016に基づいて取組を行うこととなり、この場合は、改正後の新たな用語を用いる必要があります。特に、JIS X 8341-3:2016に基づいてウェブアクセシビリティ方針や試験結果を各団体ホームページ等で公開する場合、改正により置き換わっている用語があるため注意が必要です。

#### ポイント！

**JIS X 8341-3:2016が改正公示されましたが、ホームページ等の作成方法、運用に関して公的機関に求められる取組内容には、基本的に変更はありません。本書を参考に、これまで実施してきた取組を継続してください。**

### 1.5.3. JIS X 8341-3:2016 関連文書

JIS X 8341-3:2016を理解するために必要な解説や技術情報、JIS X 8341-3:2016に基づいた取組を実践する際に推奨されるルール等を、JIS X 8341-3:2016の原案作成を担当したウェブアクセシビリティ基盤委員会が作成し公開しています。

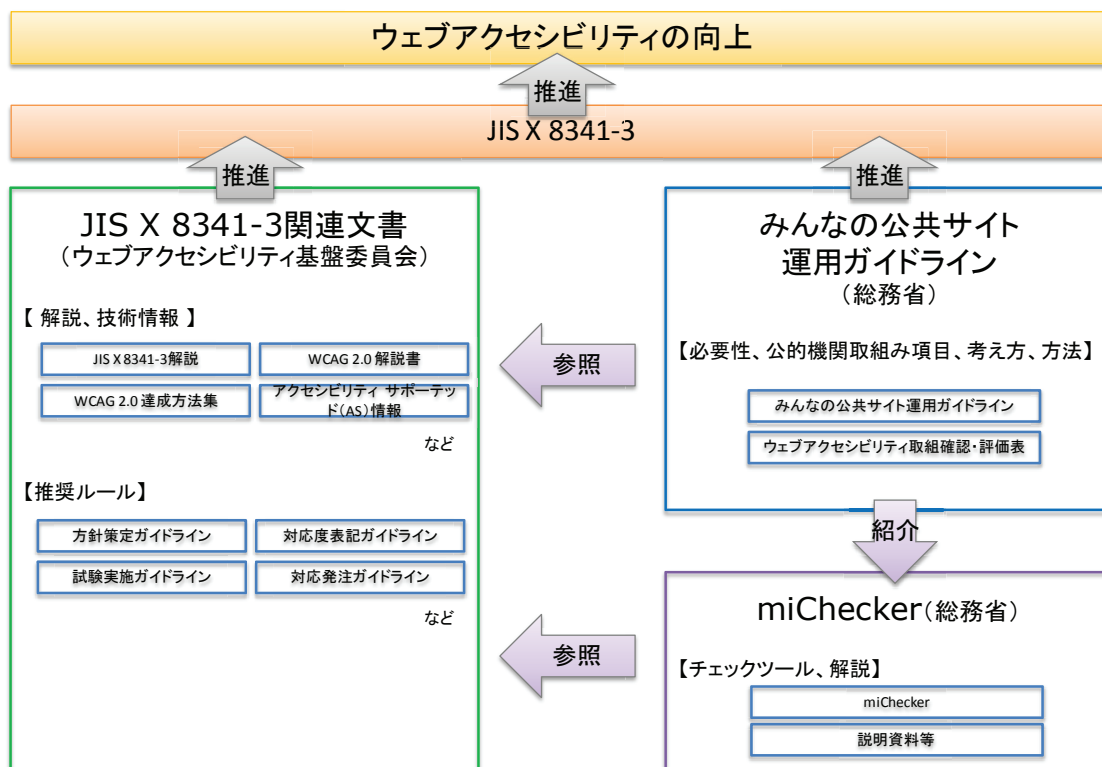
運用ガイドラインにおいて、ホームページ等の作成方法に係る技術情報等は、ウェブアクセシビリティ基盤委員会が公開している関連文書を参照してください。

#### 【参照】

- ウェブアクセシビリティ基盤委員会ホームページ (<http://waic.jp/>)  
「JIS X 8341-3」の理解と普及を促進するため、改正原案作成メンバー、関連企業、関連省庁、利用者が集まって、「JIS X 8341-3」を実装する際に必要な情報、「JIS X 8341-3」に沿った試験を行う際に必要な情報など、ウェブコンテンツ作成と評価（試験）の基盤となる関連文書等を作成している。



JIS X 8341-3:2016 及び関連文書と運用ガイドラインの関係



(参考) JIS X 8341-3 改正に伴う主な変更点

**(1) ホームページ等の作成方法に関する要求事項（達成基準）**

- JIS X 8341-3:2010 簡条 7 「ウェブコンテンツに関する要件」は、今回の改正に当たっては用語（日本語訳）の見直しのみが行われ、要求事項は変更されず JIS X 8341-3:2016 簡条 1 から簡条 4 として規定されました。

**(2) プロセスに関する要求事項及び規定**

- JIS X 8341-3:2010 簡条 6 「ウェブアクセシビリティの確保・向上に関する要件」及び簡条 8 「試験」は、WCAG 2.0 に記載のない内容が含まれていました。しかし、上記要求事項（達成基準）を満たすホームページ等を作成するためには必要不可欠なプロセスであること等から、今回の改正に当たっては「附属書 JA（参考）ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上のプロセスに関する推奨事項」及び「附属書 JB（参考）試験方法」として引き続き推奨されています。

**(3) 用語の見直し**

WCAG 2.0 との一致規格であることから、原文にできるだけ忠実な日本語訳とすることを目的として、用語の見直しが行われました（用語の定義が変更となるものではありません。）。「みんなの公共サイト運用モデル（2010 年度版）」に使用されているもので、JIS X 8341-3:2016 への改正に伴い変更となった主な用語は以下のとおりです。

- 達成等級→適合レベル（「5.3.5.適合レベルと対応度の設定」（P.55）参照）
- 等級 A、等級 AA、等級 AAA→レベル A、レベル AA、レベル AAA
- 7.1.1.1.非テキストコンテンツに関する達成基準→1.1.1.非テキストコンテンツの達成基準
- 7.1.2.1.収録済みの音声しか含まないメディア及び収録済みの映像しか含まないメディアに関する達成基準→1.2.1.声だけ及び映像だけ（収録済み）の達成基準（7.1.2.2.以降の達成基準についても同様）
- 実装方法→達成方法

本書では改正公示された JIS X 8341-3:2016 で使用されている新たな用語を用いるとともに、必要に応じて、JIS X 8341-3:2010 及び「みんなの公共サイト運用モデル（2010 年度版）」で用いられていた旧用語を併記しています。

なお、JIS X 8341-3:2016 への改正に伴い変更となったその他の用語については、ウェブアクセシビリティ基盤委員会「JIS X 8341-3:2016 解説」を参照してください。

## 2.取組が必要な背景

ウェブアクセシビリティの説明、重要性、対応を求める法律・規格・指針等を解説しています。

対応の必要性を理解したい場合、組織の内外に説明したい場合、  
障害者差別解消法をはじめとする関係の法律等を  
確認したい場合は、この章を読んでください。

## 2.取組が必要な背景

### 2.1. ウェブアクセシビリティとは

#### 2.1.1. 意味

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。

JIS X 8341-3:2010 ではその序文でこの規格を「主に高齢者、障害のある人及び一時的な障害のある人がウェブコンテンツを知覚し、理解し、操作できるようにするために、（中略）配慮すべき事項を指針として明示したものである。」と位置付けていました。また、ウェブアクセシビリティ基盤委員会の「JIS X 8341-3:2010 解説」では、「Web アクセシビリティとは、基本的には、障害者が Web を利用できることである。もっと具体的にいうと、Web アクセシビリティとは、障害者が Web を知覚し、理解し、ナビゲーション（訳注：広義には、ホームページ等のページ間やページ内を移動したり見てまわったりすること）し、インタラクション（訳注：ホームページ等に入力したり情報を受け取ったりしてホームページ等を利用）できることである。」と解説しています。

#### 【参照】

- ウェブアクセシビリティ基盤委員会「JIS X 8341-3:2016 解説」  
(<http://waic.jp/docs/jis2016/understanding/>)

#### 2.1.2. ウェブアクセシビリティの必要性

インターネットの普及により、健常者と同様に高齢者や障害者にとってホームページ等は重要な情報源となっています。しかし、情報を提供する側がウェブアクセシビリティに配慮して適切に対応をしていないと、高齢者や障害者が、ホームページ等から例えば避難場所に関する情報を取得できなかつたり、パソコン等による手続きができないという問題等が発生し、社会生活で多大な不利益が発生したり、災害時等に必要な情報が届かない状況となれば生命の危機に直面する可能性があります。

公的機関のホームページ等で提供されている情報や機能が特定の人に利用できないということが起きないように、提供者は、ホームページ等を JIS X 8341-3:2016 に対応すること等により、アクセシブルなホームページ等を作成することが求められています。

## 【例】

- 居住地域の安全に関わるデータを表したグラフが画像で掲載されており、その画像に代替情報が用意されていない。そのため、視覚に障害のある住民が音声読み上げソフトを利用して情報を取得しようとした際に、自身の安全に関わる情報を入手できない。(JIS X 8341-3:2016 レベル A)
- 施設の所在地と道順を示した地図において、最寄りのバス停の名称を示した文字の色が薄く、色を識別しづらい利用者がバス停の名称を読み取れない。(JIS X 8341-3:2016 レベル AA 及び AAA)
- 公式ホームページで市長の会見の内容を動画で提供しているが、市長が話した内容が字幕で提供されておらず、聴覚に障害のある利用者に内容が伝わらない。(JIS X 8341-3:2016 レベル A 及び AA)
- 公式ホームページの上部に配置されたメニューのリンクがキーボードで操作できるように作られておらず、手の動作が不自由でマウスを使うことができない利用者がホームページを利用できない。(JIS X 8341-3:2016 レベル A)

引用：JIS X 8341-3:2016「0B インTRODクシヨN」より抜粋

アクセシビリティは、視覚、聴覚、身体、発話、認知、言語、学習及び神経の障害を含む、広範な障害に関係している。

## 【参照】

- 9.3.ウェブアクセシビリティの理解を深めるための方法の紹介 (P.140)

### 2.1.3. ウェブアクセシビリティに対応することで得られる付随的な効果

ウェブアクセシビリティに対応することによって、高齢者や障害者だけでなく一般利用者の利便性の向上につながります。

#### (1) ユーザビリティの向上

一般利用者にとってのユーザビリティが向上することにより、ホームページの情報提供に対する利用者の満足度が向上すること、窓口への問い合わせが減少し業務効率化につながるなどが期待されます。

##### 【例】

- 一貫したレイアウトやナビゲーション等を実現することにより、使いやすくなる。
- ページタイトルやリンクタイトルをページ内容を適切に表したものとすることにより、情報を探しやすくなる。
- 国際標準の仕様に則り作成することにより、様々な閲覧ソフト等で情報を取得しやすくなる。

引用：JIS X 8341-3:2016「0B イントロダクション」より抜粋

また、このガイドラインは、加齢によって能力が変化している高齢者にとってもウェブコンテンツをより使いやすくするものであるとともに、しばしば利用者全般のユーザビリティを向上させる。

(参考) ユーザビリティとは

ISO 9241-11 "Ergonomic requirements for office work with visual display terminals. Part 11: Guidance on Usability" (JIS Z 8521) では、ユーザビリティを「特定のコンテキストにおいて、特定のユーザによって、ある製品が、特定の目標を達成するために用いられる際の、効果・効率・ユーザの満足度の度合い」と定義しています。

#### (2) スマートフォンなど多様な端末での閲覧性の向上

音声読み上げソフトの利用に対する配慮、拡大表示する利用に対する配慮など、JIS X 8341-3：2016 に示された要件に基づいてウェブアクセシビリティを確保することにより、スマートフォンなど多様な端末で情報を読み取りやすくなったり、便利な支援機能（音声読み上げ機能等）を使って情報を閲覧できるようになったりします。

このような対応は、スマートフォン等の利用者のうち、必ずしも高齢者や障害者だけでなく、若年層を含む幅広い利用者の閲覧性を向上する効果があります。

【例】

- 紙媒体として作成した資料をスキャンし PDF 形式で掲載するのではなく、HTML で情報を掲載することにより、スマートフォンのような小さな画面で閲覧する際に、記載内容を読み取りやすくなる。
- パソコンやスマートフォンに搭載された音声読み上げなどの支援機能を有効に活用することができる。

### (3) 機械判読性の向上

JIS X 8341-3:2016 は国際標準である WCAG 2.0 と一致規格となっていることから、JIS の仕様に則り作成することで、掲載情報を機械的に判読することが容易となり、オープンデータとして再利用しやすくなることなどが期待されます。

【例】

- キーワード検索の精度が向上し利用者が掲載情報を探しやすくなる。
- 他言語への自動翻訳の精度が向上し利用者（特に外国人）が掲載情報を理解しやすくなる。
- コンピューターで読み取りや加工などの処理を行いやすくなり、オープンデータとして再利用しやすくなる。

引用：JIS X 8341-3:2016 「0B.3 WCAG 2.0 における重要な用語」より抜粋

幾つかの達成基準では、コンテンツ（又は、コンテンツのある部分）を“プログラムによる解釈”が可能にすることを要求している。これは、支援技術を含むユーザエージェントがそのコンテンツから情報を抽出し、様々な感覚モダリティで利用者に提供できることを意味している。

#### 2.1.4. ウェブアクセシビリティ対応に関する誤解

JIS X 8341-3:2016 が求めている対応は、「達成基準」を満たし、アクセシビリティが確保されたホームページ等の制作・提供です。

##### **注意点！**

**ホームページ等において、音声読み上げ、文字拡大、文字色変更等の支援機能を提供する事例がありますが、これだけでは、ウェブアクセシビリティに対応しているとは言えません。**

利用者は、多くの場合、音声読み上げソフトや文字拡大ソフトなど、自分がホームページ等を利用するために必要な支援機能を、自身のパソコン等にインストールし必要な設定を行った上で、その支援機能を活用して様々なホームページ等にアクセスしています。つまり、ホームページ等の提供者に求められるアクセシビリティ対応とは、ホームページ等においてそのような支援機能を提供することではなく、ホームページ等の個々のページを JIS X 8341-3:2016 の要件に則り作成し提供することにより、利用者がそのページを閲覧できるようにすることです。

したがって、各団体の提供する個々のページにおいて JIS X 8341-3:2016 に基づきウェブアクセシビリティを確保することが最優先となり、高齢者や障害者向けに特別な支援機能を提供することは、JIS X 8341-3:2016 に基づきウェブアクセシビリティを確保した上での付加的なサービスと位置づけられます。



## 2.2. 法律・規格・指針等

### 2.2.1. ウェブアクセシビリティ対応を求める法律・規格・指針

下記に挙げた法、規格、指針等により、公的機関はウェブアクセシビリティへの対応が求められています。

#### ポイント！

障害者差別解消法が平成 25 年 6 月に制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。同法においては、ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、合理的配慮を的確に行うための環境の整備と位置づけられており、事前的改善措置として計画的に推進することが求められています。また、行政機関等は、障害者から個別の申し出があった場合は、必要かつ合理的な配慮を行う必要があります。

#### (1) 条約、法、計画

障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）

- 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。
- 日本は 2014 年 1 月 20 日に批准し、2 月 19 日より効力が発生している。
- 障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）：  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)

引用：障害者の権利に関する条約より抜粋

第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ

1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）

(b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）

2 締約国は、また、次のことのための適切な措置をとる。

(g) 障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム（インターネットを含む。）を利用する機会を有することを促進すること。

第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適切な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。

(b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

(c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するように要請すること。

(d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。

(e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

## 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

- 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。
- 平成 25 年 6 月 26 日改正
- 障害者基本法：<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO084.html>

引用：障害者基本法より抜粋

（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第二十二条 2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

## 障害者基本計画（第3次計画）（平成25年9月閣議決定）

- 障害者基本法第11条第1項に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画。第三次計画の対象期間は、平成25年度から29年度までとなる。政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる。
- 障害者基本計画（第3次）本文：  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku25.html>

引用：障害者基本計画より抜粋

### 6. 情報アクセシビリティ

#### (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上

障害者の情報通信機器及びサービス等の利用における情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図るため、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供を促進する。

(中略) また、各府省における情報通信機器等（ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。）の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施する。

#### (4) 行政情報のバリアフリー化

各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進する。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。略称：障害者差別解消法）

- 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人に対し「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに「合理的配慮の提供」を義務付ける法律。ウ

ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、環境の整備として位置づけられ、事前的改善措置として計画的に推進することが求められている。

- 平成 25 年 6 月 26 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日施行。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律：  
[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law\\_h25-65.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html)

引用：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律より抜粋

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)  
第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)  
第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

## (2) 日本工業規格関連

JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第 3 部：ウェブコンテンツ」

- ホームページ等を高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとするための基準を定めた規格。
- 一般財団法人 日本規格協会：<http://www.jsa.or.jp/>

工業標準化法（日本工業規格の尊重）第六十七条（昭和 24 年法律第 185 号）

- 鋳工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、併せて公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律
- 工業標準化法：<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO185.html>

引用：工業標準化法より抜粋

(日本工業規格の尊重)

第六十七条 国及び地方公共団体は、 鉱工業に関する技術上の基準を定めるとき、その買入れる鉱工業品に関する仕様を定めるときその他その事務を処理するに当たつて第二条各号に掲げる事項に関し一定の基準を定めるときは、日本工業規格を尊重してこれをしなければならない。

### (3) 関連する指針等

Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針

- Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する措置を定めた指針。
- 2015 年（平成 27 年）3 月 27 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。
- Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針：  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai61/honbun2.pdf>

引用：Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針より抜粋

⑤ 高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、音声読み上げへの対応、カラーユニバーサルデザイン等、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（JIS X 8341-3）を踏まえ、各府省は、コンテンツを同規格に沿ったものとするため、必要な修正及び作成を行う。

電子自治体の取組を加速するための 10 の指針

- 地方公共団体の電子自治体に係る取組を促進することを目的としたもの。
- 平成 26 年 3 月 24 日 総務省自治行政局地域情報政策室策定
- 電子自治体の取組を加速するための 10 の指針：  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000281450.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000281450.pdf)

引用：電子自治体の取組を加速するための 10 の指針より抜粋

【指針 8】ICT 利活用による更なる住民満足度向上の実現

①現在の目標設定の把握、課題の抽出

各団体において、オンライン利用率等の現状、設定目標について整理し、現在の行政サービスについて住民満足度調査等により住民ニーズを把握し、行政サービスの質の向上のための課題を抽出する。

## ② ICT利活用による新たな行政サービスの検討

上記①で抽出された課題に基づき、オンラインサービスの見直しや官民協働の取組みも含めた新サービスの検討を行う。各団体で取り組むべきICT活用方策と必要な行政サービスレベルを設定する。なお、ICT利活用による行政サービスの提供にあたっては、高齢者・障害者を含むすべての住民がサービスを楽しむことができるよう努める。

(具体例)

- ・コンビニにおける証明書等の交付
- ・住民等への窓口サービスの最適化（総合窓口等）
- ・電子納付の実現（Pay-easy、クレジット決済等）
- ・ウェブアクセシビリティの向上等

## ③各地方公共団体において地域の実情に応じた多様な新指標の設定

今後総務省が示すガイドライン等を参考に上記②で検討された行政サービスについて、適切な指標を設定する。

## ④住民満足度向上につながるPDCAサイクルの徹底

上記③で設定した指標が達成されているか確認し、達成されていない場合は現状の課題を把握し、改善策を講じること。また適切な時期に指標の再設定を行うなど継続的に目標設定・管理を実施すること。

## コンピューター製品及びサービスの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド

- ・ 総合評価落札方式により調達する場合の調達関係省庁申し合わせ。コンピューターサービスを調達する際にJIS規格又はISO規格等に準拠して評価する項目を設定することが求められている。
- ・ コンピューター製品及びサービスの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド：  
<http://www.kantei.go.jp/jp/kanbou/13tyoutatu/huzokusiryoku/h2-09.html>

引用：コンピューター製品及びサービスの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドより抜粋

[別紙]

### (1)性能、機能等に関する項目

○規格性

## その他規格性

国際標準、国内標準等に準拠して評価する項目を設定する。

### 政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン

- 政府情報システムの標準的な整備及び管理について、その手続き・手順に関する基本的な方針及び事項並びに政府内の各組織の役割等を定める体系的な政府共通のルール。
- 2014年（平成26年）12月3日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定
- 政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン：  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000325350.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000325350.pdf)

引用：政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドラインより抜粋

#### 第3編 ITマネジメント

#### 第5章 要件定義

#### 2. 要件定義

#### 1) 要件定義書の記載内容

#### ウ 非機能要件の定義

#### a) ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

情報システムの各機能におけるユーザビリティ及びアクセシビリティについて、日本工業規格等を踏まえつつ、情報システムの利用者の種類、特性及び利用において配慮すべき事項等を記載する。



## 2.2.2. 障害者差別解消法を踏まえて求められる対応

障害者差別解消法を踏まえて求められるウェブアクセシビリティに関する主な対応は以下のとおりです。

### (1) 環境の整備

ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、合理的配慮を的確に行うための環境の整備として位置づけられており、各団体においては、事前的改善措置として計画的に推進することが求められます。

引用：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律より抜粋

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)  
第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

引用：障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針より抜粋

### 第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

#### 1 環境の整備

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれることが重要である。

障害者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要であり、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等、環境の整備の施策を着実に進めることが必要である。



## (2) 合理的配慮の提供

障害者等から、各団体のホームページ等のウェブアクセシビリティに関して改善の要望があった場合には、障害者差別解消法に基づき対応を行う必要があります。

なお、公的機関が取組の対象から除外しているページなどがある場合も、障害者が実際にウェブアクセシビリティの問題に直面し、障壁の除去の要望を申し出た場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者差別解消法に基づき合理的配慮の提供が求められます。

改善の要望に対して、ホームページ等の改善を即座に行うことが困難な場合等は、要望した当事者と必要に応じて協議を行うことなどにより要望の内容を確認し、ホームページ以外の方法で情報を提供するなどの対処も含めて、できる限りの最善の対応を行うことが必要です。

改善の要望があった箇所の改善等の対応を行うとともに、同じような問題が各団体のホームページ等の他の箇所でも生じないように、ホームページ等の全体の改善計画へ反映することが求められます。

引用：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律より抜粋

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 (略)

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

## 3.運用ガイドラインが 求める取組とその期限

障害者差別解消法の施行を踏まえ、運用ガイドラインに基づく取組をどのようなスケジュールで実施すべきかを解説しています。

いつまでにどのような取組を行う必要があるかを確認する場合、  
取組のスケジュールを検討する場合はこの章を読んでください。

## 3.運用ガイドラインが求める取組とその期限

### 3.1. 2010 年度版において示されていた期限と達成等級の目安

みんなの公共サイト運用モデル（2010 年度版）では、公的機関に対して以下の目安が示されていました。

#### （参考）2010 年度版で示されていた期限と達成等級の目安

国及び地方公共団体等の公的機関は、「みんなの公共サイト運用モデル」を参考に、各団体の事情を踏まえて期限と達成等級を検討し、できるだけ速やかに対応してください。

<期限と達成等級の目安>

●既に提供しているホームページ等

2012 年度末まで「ウェブアクセシビリティ方針」策定・公開

2013 年度末まで JIS X 8341-3:2010 の等級 A に準拠（試験結果の公開）

2014 年度末まで JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠（試験結果の公開）

●ホームページ等を新規構築する場合

構築前に「ウェブアクセシビリティ方針」策定

構築時に JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠（試験結果の公開）

総務省が 2014 年度に実施した調査結果によると、上記の目安に沿って取組を実行している団体と、そうでない団体があることが分かっています。

既に取り組に着手し実行している団体は、本書（運用ガイドライン（2016 年版））の内容を踏まえ取組を継続してください。これまでに取組に着手できていない、十分に実行できていない団体は、本書の内容を踏まえ、速やかに取組を実行してください。

（「3.2. 運用ガイドライン（2016 年版）が求める取組と期限」（P.33）参照）

## 3.2. 運用ガイドライン（2016年版）が求める取組と期限

### 3.2.1. 前提となる事項

#### (1) 障害者差別解消法の施行（2016年4月）

2016年4月に施行された障害者差別解消法において、ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、合理的配慮を的確に行うための環境の整備として位置づけられ、事前的改善措置として計画的に推進することが求められています。

#### (2) 障害者基本計画（第3次）（対象期間：2017年度末まで）

障害者基本法第11条第1項に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された第三次計画（対象期間：2017年度末まで）において、行政情報のバリアフリー化が求められています（障害者基本計画（第3次）Ⅲ.6.（4））。

#### 【参照】

- 2.2.法律・規格・指針等（P.22）

### 3.2.2. 公的機関に求める取組

公的機関は、障害者差別解消法の施行（2016年4月）、障害者基本計画（第3次）（対象期間：2017年度末まで）等を踏まえ、公的機関の提供するホームページ等について、次ページに示すとおり速やかに対応してください。

なお、JISの要件を満たすことを「適合」と言い、一般に、適合していることを示すには、JIS Q 17050-1及びJIS Q 17050-2に基づき適合宣言を行うことが望まれます。本書においては、JIS X 8341-3:2016への対応度を示す表記について、JIS X 8341-3:2016の「解説」及びウェブアクセシビリティ基盤委員会の「ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2016対応度表記ガイドライン」の主旨を踏まえ、ウェブアクセシビリティを広く普及する観点から「準拠」及び「一部準拠」を用いることとしています。

#### 【参照】

- JIS X 8341-3:2016 解説（<http://waic.jp/docs/jis2016/understanding/>）
- ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2016対応度表記ガイドライン」（<http://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/>）



# 4.運用ガイドラインの 概要

ウェブアクセシビリティ確保・維持・向上を実現するために重視する考え方、運用ガイドラインが求める取組の全体像、運用ガイドラインを実践する体制について解説しています。

取組の考え方や全体像を確認したい場合、  
運用ガイドラインを実践する体制について検討したい場合は、  
この章を読んでください。

## 4.運用ガイドラインの概要

### 4.1. ウェブアクセシビリティ確保・維持・向上のための5つの柱

運用ガイドラインでは、JIS X 8341-3:2016 及び「附属書 JA（参考）ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上のプロセスに関する推奨事項」、「附属書 JB（参考）試験方法」に示された内容を踏まえ、下図に示すとおり「基本的対応の徹底」、「段階的拡大」、「継続性」、「取組内容及び実現内容の確認と公開」、「利用者との協調」といった5つを柱として、ウェブアクセシビリティ確保・維持・向上のために公的機関が実施すべき取組を解説します。

#### ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上のための取組

##### 基本的対応の徹底

ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上のために必要となる体制確保・整備、ウェブアクセシビリティ方針の公開、試験結果の公開など基本的対応を実施すること

##### 段階的拡大

各団体としてウェブアクセシビリティの取組を行う対象範囲、実施内容、実現レベル等について、段階的に拡大すること

##### 継続性

ウェブアクセシビリティの取組を一過性のこととして終えることなく、継続的な取組として計画し実行すること

##### 取組内容及び実現内容 の確認と公開

各団体が実行した取組の確認、JIS X 8341-3:2016に基づく試験を1年に1回実施し、結果を公開すること

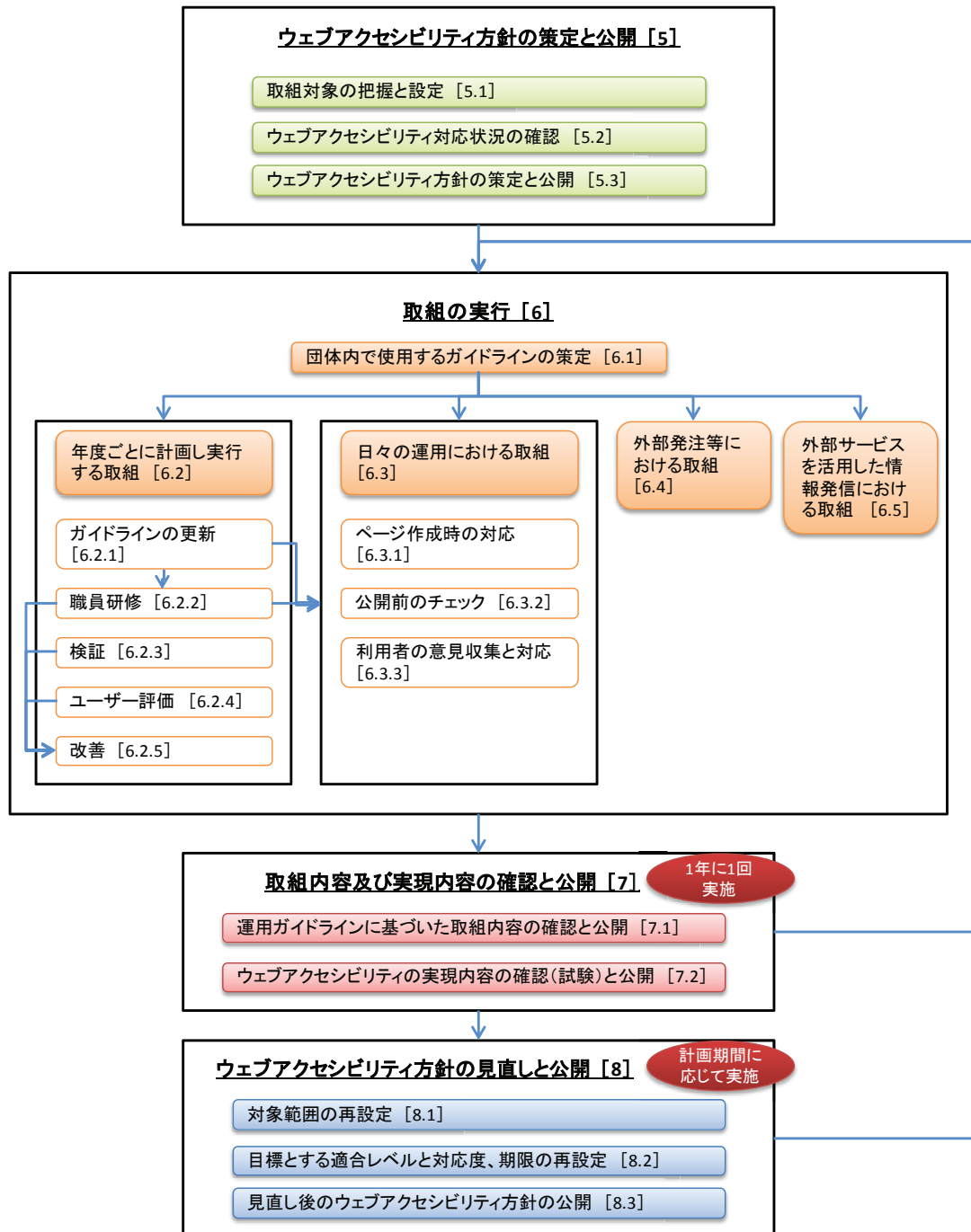
##### 利用者との協調

高齢者・障害者の声がサイト運営に活かされるように具体的な取組を行うこと

## 4.2. 取組の全体像

公的機関が実施すべき取組の全体像は以下のとおりです。個々の取組の詳細や事例について次章以降で解説します。

取組の全体像（ [] 内の番号は本書内の章・節・項の番号）





## ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開 [5]

ウェブアクセシビリティ対応を行うべき対象を把握するために、各団体の提供するホームページ等の提供数、所管部署等を確認した上で、各団体として取り組む対象範囲、適合レベル、期限を検討します。検討した内容をウェブアクセシビリティ方針として文書化し、各団体ホームページ等で公開します。

## 取組の実行 [6]

### 団体内で使用するガイドラインの策定 [6.1]

各団体のウェブアクセシビリティ方針を踏まえ、JIS X 8341-3:2016に基づき、団体内でのページ作成のルールとして運用するガイドラインを作成します。

### 年度ごとに計画し実行する取組 [6.2]

日々の運用における取組とは別に、年度ごとに取組を計画し、体制の整備、ウェブアクセシビリティの検証及び改善等を継続的に実行します。

### 日々の運用における取組 [6.3]

日々の運用において、ページ作成時にウェブアクセシビリティ対応に努めるとともに、公開前に問題の有無をチェックすることによりウェブアクセシビリティを確保します。また、各団体ホームページ等において高齢者・障害者等からの意見収集に努め、問題が指摘された場合は対応方法を検討し、可能なことから対応を行います。

### 外部発注等における取組 [6.4]

ホームページ等の新規構築、リニューアルを実施する場合は、その外部発注の準備から、外部発注の実施、プロジェクトの実施、検収までの一連の作業において、ホームページ等の成果物が適切にウェブアクセシビリティが確保されるよう外部発注等を進めます。

### 外部サービスを活用した情報発信における取組 [6.5]

ソーシャルメディアや動画配信、地図情報など外部サービスの活用を検討する際は、当該外部サービスのウェブアクセシビリティの対応状況を把握するとともに、必要に応じて対応手段の検討を行います。

## 取組内容及び実現内容の確認と公開 [7]

1年に1回、「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」を用い取組内容の確認を行うとともに、JIS X 8341-3:2016に基づく試験を実施しウェブアクセシビリティの実現内容を確認します。それぞれの結果は、各団体ホームページ等で公開します。

## ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開 [8]

ウェブアクセシビリティ方針で設定した期限に応じて、達成状況を確認した上で、対象範囲、適合レベル、期限の再設定を行います。見直し後のウェブアクセシビリティ方針を各団体ホームページ等で公開します。

なお、この場合、達成できていない箇所は、達成できなかった原因とその改善方法とその達成時期を検討するとともに、達成できている場合には、ウェブアクセシビリティの取組において更に向上の余地がないか検討します。

今年度より取組に着手する団体のイメージ（□内の番号は本書内の章・節・項の番号）

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">取組対象の把握と設定 [5.1]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">対応状況の把握 [5.2]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開 [5.3]</div>				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">ガイドラインの策定 [6.1]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">職員研修 [6.2.2]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">検証 [6.2.3]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改善 [6.2.5]</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">ガイドラインの見直し [6.2.1]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">職員研修 [6.2.2]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">検証 [6.2.3]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改善 [6.2.5]</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">ガイドラインの見直し [6.2.1]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">職員研修 [6.2.2]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">ユーザー評価 [6.2.4]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改善 [6.2.5]</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">ガイドラインの見直し [6.2.1]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">職員研修 [6.2.2]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">検証 [6.2.3]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改善 [6.2.5]</div>
日々の運用における取組 [6.3]				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">取組内容の確認と公開 [7.1]</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">取組内容の確認と公開 [7.1]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">実現内容の確認 (試験)と公開 [7.2]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開 [8]</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">取組内容の確認と公開 [7.1]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">実現内容の確認 (試験)と公開 [7.2]</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">取組内容の確認と公開 [7.1]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">実現内容の確認 (試験)と公開 [7.2]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開 [8]</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">取組内容の確認と公開 [7.1]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">実現内容の確認 (試験)と公開 [7.2]</div>

既に試験結果を公開している団体のイメージ（□内の番号は本書内の章・節・項の番号）

●公式ホームページ

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開[8]		ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開[8]		ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開[8]
ガイドラインの見直し[6.2.1]	ガイドラインの見直し[6.2.1]	ガイドラインの見直し[6.2.1]	ガイドラインの見直し[6.2.1]	ガイドラインの見直し[6.2.1]
職員研修[6.2.2]	職員研修[6.2.2]	職員研修[6.2.2]	職員研修[6.2.2]	職員研修[6.2.2]
検証[6.2.3]	ユーザー評価[6.2.4]	検証[6.2.3]	ユーザー評価[6.2.4]	検証[6.2.3]
改善[6.2.5]	改善[6.2.5]	改善[6.2.5]	改善[6.2.5]	改善[6.2.5]
日々の運用における取組 [6.3]				
取組内容の確認と公開[7.1]	取組内容の確認と公開[7.1]	取組内容の確認と公開[7.1]	取組内容の確認と公開[7.1]	取組内容の確認と公開[7.1]
実現内容の確認(試験)と公開[7.2]	実現内容の確認(試験)と公開[7.2]	実現内容の確認(試験)と公開[7.2]	実現内容の確認(試験)と公開[7.2]	実現内容の確認(試験)と公開[7.2]

●公式ホームページ以外のホームページ等(関連サイト、ウェブシステム等)

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
取組対象の把握と設定[5.1]				
対応状況の把握[5.2]				
ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開[5.3]				
	検証[6.2.3]	検証[6.2.3]	ユーザー評価[6.2.4]	検証[6.2.3]
	改善[6.2.5]	改善[6.2.5]	改善[6.2.5]	改善[6.2.5]
日々の運用における取組 [6.3]				
	実現内容の確認(試験)と公開[7.2]	実現内容の確認(試験)と公開[7.2]	実現内容の確認(試験)と公開[7.2]	実現内容の確認(試験)と公開[7.2]
	ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開[8]		ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開[8]	

## 4.3. 運用ガイドラインを実践する体制

基本的対応の徹底

### 4.3.1. 団体の長に求められること

団体の長は、取組の重要性と必要性を理解した上で、取組体制の構築及び取組の推進、予算の確保にリーダーシップを発揮することが求められます。

### 4.3.2. 団体内で役割分担を検討し取り組むこと

団体内の全てのホームページ等（公式ホームページ、団体が提供する関連サイト、ウェブシステム等）を対象に、アクセシビリティ対応の取組を推進するように、団体内での役割分担を検討し実行します。

公式ホームページの管理運営担当部署は、公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）のアクセシビリティ対応の取組を統括するとともに、他部署が個別にホームページ等の外部発注や運用を行う場合に、団体として適切にアクセシビリティ対応が行われるよう、当該部署に対しウェブアクセシビリティの必要性や取組手法に関する情報提供を行うとともに、他部署の対応状況の把握等を行います。また、議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関においてアクセシビリティ対応が行われるよう、ウェブアクセシビリティの必要性や取組手法に関する情報提供を行います。なお、これらの役割について、公式ホームページの管理運営担当部署以外の部署が担当することが適当な場合は、団体として役割分担を検討し取り組んでください。

#### ポイント！

**特に以下の取組について、どの部署が責任をもって担当するか、団体内での役割分担を検討し実行します。**

- a) 対象となるホームページ等の把握（「5.1.2. 各団体が取り組むべき対象の確認」（P.48）を参照）
- b) 議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関への情報提供
- c) 取組を実行する単位の設定（「5.1.3. ウェブアクセシビリティ方針を策定し取組を実行する単位の設定」（P.48）を参照）
- d) 個々のホームページ等の取組（「6. 取組の実行」（P.62）を参照）
- e) 取組内容の確認と公開（「7.1. 運用ガイドラインに基づいた取組内容の確認と公開」（P.122）を参照）
- f) 個々のホームページ等の試験の実施と公開（「7.2. ウェブアクセシビリティの実現内容の確認（試験）と公開」（P.128）を参照）

### 4.3.3. 公式ホームページの管理運営担当部署に求められる役割

公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）のアクセシビリティ対応の取組を統括します。

また、公式ホームページの管理担当部署以外の部署を含め、「4.3.2. 団体内で役割分担を検討し取り組むこと」（P.41）の内容が実行されるよう、関係する部署に「みんなの公共サイト運用ガイドライン」について周知します。

### 4.3.4. 公式ホームページの管理運営担当部署に求められる対応

一般的に、公的機関の公式ホームページはページ数が多く、管理運営に十分な工数の確保が必要です。CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入し、複数の部署でページを作成している場合も、管理運営担当部署は、ホームページ全体の品質管理を行うために、更新されたページの確認、職員へのルールの周知等、様々な業務を担当することが求められます。

様々な業務の一貫としてウェブアクセシビリティ対応が適切に行われるよう、公式ホームページの管理運営担当部署には、下記の対応が求められます。

- ホームページの管理運営に関し、十分な人員と工数を確保する。
- 管理運営を担当する職員に対し、ウェブアクセシビリティの重要性や対応方法について、十分な研修機会を設ける。
- 異動の際、前任者から必要な引き継ぎを受けられるよう配慮する。（例：担当職員を複数配置し異動時期をずらす、事務引継書やマニュアルを作成する等）
- 団体内で、ホームページの管理運営に関する専門性のある職員を育成する。（例：管理運営を担当する年数を長く設定する。過去に管理運営を担当したことのある職員が、一定期間別の部署に異動した後、再度ホームページ管理運営部署に異動する等）
- 管理運営を担当する職員の知識と経験不足を補う方策を検討する。（例：外部委託等）
- 同一組織内の福祉関連部局と連携し、障害当事者、社会福祉協議会等の意見を聴取する。（「4.3.7.利用者の協力を得る体制」（P.43）参照）

ホームページの運営には専門的な知識と経験が求められます。特にアクセシビリティに関しては、制作技術、対応の対象となる利用者の特性、利用者が使用する支援技術の特性など幅広い知識が必要です。知識の研さんに努めるとともに、必要に応じて部外の専門家（事業者等）の知見を活用します。

#### 4.3.5. 各部署に求められる体制

公式ホームページを複数の部署で分担して更新等を行っている団体の場合、各部署において以下に挙げる事項が実現できるよう、団体として取組を体系的に実行することが求められます。

- ページを作成する職員に対し、ウェブアクセシビリティの重要性や対応方法について、十分な研修機会を確保する。
- 公開・承認を行う職員に対し、ウェブアクセシビリティの重要性や対応方法について、十分な研修機会を確保する。
- ページ作成時の注意や公開前の確認が徹底されるよう、各部署にホームページでの情報発信に関する責任者を設けるなど、体制を整える。

なお、個別の部署において、独自にホームページ等を管理運営している場合は、公式ホームページの管理運営担当部署と十分に連携の上で、運用ガイドラインに基づきウェブアクセシビリティ確保・維持・向上の取組を実践することが求められます。

#### 4.3.6. 外部委託業者との協力体制

専門的な知識や技術が求められるホームページ構築、システム開発、ガイドライン作成、研修、検証等の実施について、必要に応じて JIS X 8341-3:2016 を十分に理解した事業者を活用します。

ウェブアクセシビリティ対応について、事業者に全て任せるのではなく、ウェブアクセシビリティの確保に対する責任はすべて各団体が負うことを認識して、ウェブアクセシビリティ方針を策定し、目標達成のために必要な取組を推進します。

事業者を活用する場合は、仕様書や覚書、協議書又は議事録等により、役割分担や責任分界点を明確化することが必要です。

#### 4.3.7. 利用者の協力を得る体制

##### 利用者との協調

ホームページ等を利用することで生じる情報の格差を是正するためには、ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上を推進する必要があるため、高齢者・障害者団体、高齢者・障害者の協力を得ながら利用者個々の意見を聴取することが有効です。

そのためには、地方公共団体においては、管内に居住する障害者の利用実態を把握することが肝要であり、福祉関連部局、及び当該自治体内の社会福祉協議会等へ協力要請を行い、当該自治体内の高齢者、障害者との連携を図り、ホームページ等のアクセシビリティを向上するための協力体制を構築することを推奨します。

##### 【例】

障害者団体／シニアネット／特別支援学校／視聴覚障害者情報提供施設

# 5.ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開

取組の対象を把握し、各団体として取り組む対象範囲、適合レベル、期限を設定し、ウェブアクセシビリティとしてホームページ等で公開する取組について解説します。

これから取組を開始する場合、  
公式ホームページ以外の取組をこれから検討する場合、  
ウェブアクセシビリティ方針を公開していない場合は、  
この章を読んでください。

## 5.ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開

ウェブアクセシビリティ対応を行うべき対象を把握するために、各団体の提供するホームページ等の提供数、所管部署等を確認した上で、各団体として取り組む対象範囲、適合レベル、期限を検討します。検討した内容をウェブアクセシビリティ方針として文書化し、各団体ホームページ等で公開します。

### ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開の取組

#### **ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開 [5]**

取組対象の把握と設定 [5.1]

ウェブアクセシビリティ対応状況の確認 [5.2]

ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開 [5.3]



## 5.1. 取組対象の把握と設定

### 基本的対応の徹底

#### 5.1.1. 対応が求められている対象

ウェブアクセシビリティへの対応が求められている対象は、各団体が作成し運用する全てのウェブコンテンツです。ウェブコンテンツとは、HTML、CSS、JavaScript、PDF、Flash 等のウェブ技術で作成されたものを意味し、以下に例示するとおり、様々なホームページやウェブシステム等が該当します。

#### 注意点！

**公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）はもちろんのこと、下記に例示するとおり、関連サイトやウェブシステム、職員向けのウェブコンテンツも含めた「全てのウェブコンテンツ」が対象です。**

#### (1) 取組対象（ウェブコンテンツ）の具体例

各団体の公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）について最優先で対応することとし、その他についても優先順位を検討し、速やかに対応を行ってください。

- 公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）
- 関連サイト（公式ホームページとは別に管理運営しているホームページ（例：観光用サイト、イベント用サイトなど）。指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているものを含む。）
- ウェブアプリケーション、ウェブシステム（例：電子申請、施設予約、各種情報検索、蔵書検索など）
- スマートフォン向けサイト
- 携帯電話向けサイト
- KIOSK 端末等で提供されるウェブコンテンツ（例：公共施設等に置かれたタッチパネル式の電子申請、施設予約など）
- CD 等の媒体に収録して配布するウェブコンテンツ（例：マニュアルなど）
- 団体内で職員向けに運用するイントラネットのウェブコンテンツ
- 業務アプリケーション（例：文書管理、財務会計、住民情報管理など）のうち、ウェブ技術で作成され、ウェブ上で利用されるもの 等

### 注意点！

- ・「対象の把握」の対象とは、各団体が管理、運営している PC 向けの公式ホームページの他、観光用サイトやイベント用サイト、PC 用とは別に管理しているスマートフォン向けサイト、また指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているウェブコンテンツ等をすべて含むものです。
- ・議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関のホームページについては、各団体の事情を踏まえ、団体としての取組対象とするか、別組織と位置付けて別途取組を促すか判断してください。

### (参考) ネイティブアプリケーションのアクセシビリティ

特定のコンピューターの機種や OS（オペレーティングシステム）上で動作するネイティブアプリケーション（例：公的機関等が開発し提供するスマートフォン向けアプリケーションなど）は、ウェブアクセシビリティの対象ではありませんが、今後開発提供を行う場合に、公的機関の情報アクセシビリティを確保する観点から JIS X 8341-6:2013 を参照するなどにより、アクセシビリティに対応することが望まれます。

引用：JIS X 8341-3:2016「OA 適用範囲」より抜粋

この規格が適用されるウェブコンテンツとは、支援技術を含むユーザエージェントによって利用者に提供されるあらゆる情報及び感覚的な体験を指す。例えば、インターネット又はイントラネットを介して提供されるウェブサイト、ウェブアプリケーション、ウェブシステムなどのコンテンツ、及び CD-ROM などの記録媒体を介して配布される電子文書が挙げられる。その他、この規格は支援技術を含むユーザエージェントを用いて利用されるコンテンツ全般に適用される。

## (2) 民間に管理を委託する場合

公的機関が民間に管理を委託（指定管理者による管理等）する施設等のホームページ等においてもウェブアクセシビリティが確保されるよう、外部発注の仕様書作成及び事業者選定において「6.4 外部発注等における取組」の内容に基づきウェブアクセシビリティ確保を求めることが必要です。

引用：障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針より抜粋

### 第4 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

#### 1 基本的な考え方

（前略）また、公設民営の施設など、行政機関等がその事務・事業の一環として設置・実施し、事業者に運営を委託等している場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

### 5.1.2. 各団体が取り組むべき対象の確認

各団体が作成し運用しているウェブコンテンツを洗い出し、取り組むべき対象の数や運用状況を確認します。公式ホームページの所管部署が運用しているものだけでなく、部局ごとに運用しているホームページ等を含めて、取り組むべき対象を全て洗い出し確認することが必要です。

#### 【確認する内容の例】

- 対象となるホームページ等の数
- 個々のホームページ等の管理運営担当部署
- 個々のホームページ等の総ページ数
- 個々のホームページ等の運用形態（作成・更新方法、作成・更新頻度、作成・更新に携わる職員数、CMS活用の有無、運用支援等の外部委託の有無等）
- 個々のホームページ等のウェブアクセシビリティ対応の取組の有無、内容

### 5.1.3. ウェブアクセシビリティ方針を策定し取組を実行する単位の設定

対象とするホームページ等が複数ある場合、それぞれ個別にウェブアクセシビリティ方針を策定するか、複数のホームページ等について同一のウェブアクセシビリティ方針を策定するか検討し決定します。ウェブアクセシビリティ方針を策定し取組を実行する単位ごとに、「5.2.ウェブアクセシビリティの対応状況の確認」以降の取組を実施します。

#### 5.1.4. ウェブアクセシビリティ方針を策定する主体の設定

「5.1.3.ウェブアクセシビリティ方針を策定し取組を実行する単位の設定」で設定した対象について、ウェブアクセシビリティ方針の策定をどの部署が行うかを検討し決定します。

**【例1：公式ホームページの管理運営担当部署が主体となる】**

公式ホームページの管理運営担当部署が、公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）、関連サイト、ウェブシステム等のウェブコンテンツ全てを対象を含め、一つのウェブアクセシビリティ方針を策定し、その内容に基づいた取組を各ウェブコンテンツの所管部署に求める。

**【例2：各ウェブコンテンツの管理運営担当部署が主体となる】**

公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）、関連サイト、ウェブシステム等のウェブコンテンツについて、それぞれの管理運営担当部署がウェブアクセシビリティ方針を策定し、その内容に基づいた取組を実行する。なお、この場合、公式ホームページの管理運営担当部署が整合性等を確認する。

## 5.2. ウェブアクセシビリティの対応状況の確認

「5.1.3.ウェブアクセシビリティ方針を策定し取組を実行する単位の設定」で設定した対象ごとに、ウェブアクセシビリティの問題の有無と問題の内容等、すなわち対象としたウェブコンテンツが、対応する達成基準（JIS X 8341-3:2016 簡条1 から簡条4）を満たしているか否かを確認します。

### 5.2.1. 注意点

公的機関のホームページは、ページ数が多いという傾向があります。また、複数の部署でページ作成を担当している団体が多く存在します。そのため、作成時期や作成方法、アクセシビリティ対応の程度がまちまちなコンテンツが混在していることを想定し、問題点の把握を行うことが重要です。

専門性、客観性の観点から、必要に応じて JIS X 8341-3:2016 について十分な知識を有する事業者等に依頼することも考えられます。

### 5.2.2. 実施方法

以下に示す(1)から(3)の方法等により、ウェブアクセシビリティの対応状況、すなわちウェブコンテンツが、対象となる達成基準を満たしているか否かを確認します。それぞれに利点と注意点があるため、どの方法を採用するか検討する際に注意します。

(1)人による詳細な確認

(2)チェックツールによる確認等

(3)利用者の使用しているソフト等を用い確認

ホームページ等の全ページを対象に「(1)人による詳細な確認」や「(3)利用者の使用しているソフト等を用い確認」を行うことが最良ですが、確認を行う者に十分な知識が求められることや、時間と費用等との兼ね合いで、全てのページを確認することが難しい場合があります。

このような場合は、以下の a)から c)に示す通り、対象ページの選定方法を工夫したり、チェックツールによる機械的な検証を組み合わせることで実施することにより、できる限りホームページ等の全体を対象として確認する状態に近づけます。しかしいずれの場合においても、災害時の緊急情報を伝えるページや高齢者・障害者の閲覧が多いページ等、重要なページが確認対象から漏れないように注意します。

- a) 検証対象とするページを選定して「(1)人による詳細な確認」や「(3)利用者の使用しているソフト等を用い確認」を実施する際に、JIS X 8341-3:2016「附属書 JB

（参考）試験方法」に示された対象の選定方法のうち「ランダムに選択する場合」を採用する。

- b) 上記「a)」により、検証対象とするページを選定して「(1)人による詳細な確認」や「(3)利用者の使用しているソフト等を用い確認」を実施することに加えて、ホームページ等の全ページを対象に「(2)チェックツールによる確認等」を実施する。
- c) 上記「a)」 「b)」を実施する場合に、高齢者や障害者のアクセスが多いページや災害時の緊急情報等の重要な情報を提供するページについては、「(1)人による詳細な確認」や「(3)利用者の使用しているソフト等を用い確認」を行う。

#### 【参照】

- JIS X 8341-3:2016「附属書 JA（参考）ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上のプロセスに関する推奨事項」

### (1) 人による詳細な確認

チェックツールを活用するとともに、人による目視の確認や判断を含めた詳細な確認を行います。JIS X 8341-3:2016 の達成基準を満たすかどうかを精緻に確認する方法として有効です。

JIS X 8341-3:2016「附属書 JB（参考）試験方法」に基づき示された内容を実施します。

#### 【参照】

- JIS X 8341-3:2016「附属書 JB（参考）試験方法」
- ウェブアクセシビリティ基盤委員会「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」(<http://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/>)

### (2) チェックツールによる確認

チェックツールによる機械的な確認を行います。多くのページを対象に問題のあるページ、箇所等を把握したり、分析したりする方法として有効です。

なお、ウェブアクセシビリティの問題の有無と問題の内容について、チェックツールにより機械的に確認できることには限りがあります。チェックツールを活用する際は、その利点を活かしてできるだけ多くのページを対象に問題の確認を行うとともに、チェックツールの結果だけに頼ることなく、人による詳細な確認を併せて実施することを検討してください。特に、利用者にとって重要な情報を掲載するページについては、「(1)人による詳細な確認」を実施し、JIS X 8341-3:2016 の達成基準を満たしているかを把握

するとともに、そこで提供されている情報が正しく理解できるか、健常者と同等の情報を得ることが可能なのかを確認する必要があります。

#### 【例】

- チェックツールは画像の代替テキストの有無を認識できるが、その代替テキストの内容が画像が示している情報を適切に説明した内容になっているか否かを判定することはできないため、目視での確認が必要。

#### 【参照】

- 9.2.みんなのアクセシビリティ評価ツール「miChecker（エムアイチェッカー）」（P.138）  
→総務省が開発し提供しているウェブアクセシビリティのチェックツール

### (3) 利用者の使用しているソフト等を用い確認

高齢者や障害者が実際にホームページ等を閲覧するときに使用するソフト等を職員自らが活用し確認します。例えば、音声読み上げソフトを活用してホームページ等を読むことによって、情報が正しく伝わるか等の問題の有無を確認することができます。

#### 【参照】

- 9.3.ウェブアクセシビリティの理解を深めるための方法の紹介（P.140）



## 5.3. ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開

段階的拡大

### 5.3.1. 目指すべきゴール

「5.1.3. ウェブアクセシビリティ方針を策定し取組を実行する単位の設定」で設定した対象ごとに、対象となるホームページ等の全体について、できる限り速やかに、JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA 準拠を実現することが求められます。

### 5.3.2. ウェブアクセシビリティ方針策定の考え方

「5.1.取組対象の把握と設定」及び「5.2.ウェブアクセシビリティの対応状況の確認」で把握した、ウェブアクセシビリティの対応状況、対象となるページ数、職員の対応工数、費用等を勘案し、以下の3点について、現実的かつできるだけ高い目標を設定します。

- (1) 対象範囲 (P.54 参照)
- (2) 期限 (P.55 参照)
- (3) 適合レベルと対応度 (P.55 参照)

「5.3.1 目指すべきゴール」に示す内容を策定することが現実的でない場合は、対象範囲、期限、適合レベルと対応度について段階的に取り組む方針とします。

#### ポイント！

**まずは、実施可能な範囲と今後実施する部分を明確化したウェブアクセシビリティ方針を策定し、取組に着手することが重要です。その上で、次年度以降、段階的に拡大することを重視してください。**

なお、段階的な取組計画とする場合は、対応ができていないウェブコンテンツについて問い合わせ先を明記するなど、ホームページ以外の代替手段も含め、できる限り多くの利用者が情報を利用できるように対処します。このような代替手段を講じる場合、必ずしも JIS X 8341-3:2016 の適合レベルを満足することにはなりません。障害者等への情報伝達を最優先する上でやむを得ない措置と考えられます。しかし、可能な限り早急に適合レベルを満足することを目指します。



### 注意点！

段階的な取組計画とする場合において、公的機関が取組の対象から除外しているページなどがある場合も、障害者が実際にウェブアクセシビリティの問題に直面し、障壁の除去の要望を申し出た場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者差別解消法に基づき合理的配慮の提供が求められます。

## 5.3.3. 対象範囲の設定

### (1) 基本となる考え方

対象とするホームページ等の全体について対応することを基本とします。

### (2) ホームページ等の全体について対応することが難しい場合

全体を一度に対応する計画が現実的でない場合は、ホームページ等の一部を対象としたり、特定のページを対象から除外したりすることにより、対象範囲を限定した計画から始め、段階的に対象範囲を拡大することとします。

段階的に対象を拡大する考え方を以下に例示します。

- a) 利用者にとってより重要な対象から優先的に対応するように計画する。

優先的に対応すべきページを選定する場合は、JIS X 8341-3:2016「附属書 JB（参考）試験方法」の「JB.1.2 c) ウェブページ一式を代表するウェブページを選択する場合」に列挙されている内容を参考に、利用者にとっての重要度を各団体で十分に検討してください。各団体の技術面、財政面や運用体制などのやむを得ない個別事情によって、一部のウェブコンテンツを例外扱いとする場合も、JIS X 8341-3:2016「附属書 JB（参考）試験方法」の「JB.1.2 c) ウェブページ一式を代表するウェブページを選択する場合」に列挙されている内容を確認し、優先的に対応すべきページが例外となることのないように検討してください。

#### 【参照】

- JIS X 8341-3:2016「附属書 JB（参考）試験方法」

- b) 各団体の技術面、財政面や運用体制などのやむを得ない個別事情によって、現時点では対応できないウェブコンテンツを一定期間に限り除外して取り扱う。

【例】

X年以前に掲載した動画はY年以降の取組課題とする。

### 5.3.4. 期限の設定

#### (1) 基本となる考え方

2016年4月に障害者差別解消法が施行されたこと、障害者基本計画（第3次）の対象期間が2017年度末までとなっていること等を踏まえ、実施に伴う負担が過重である場合を除き、遅くとも2017年度末までの期間設定とします。（「3.2.運用ガイドライン（2016年版）が求める取組と期限」（P.33）参照）

この場合、対象とするホームページ等の全体について、一つの期限を設定することを基本とします。

#### (2) ホームページ等の全体について、一つの期限を設定することが難しい場合

必要に応じて、現実的かつできるだけ高い目標となるように、対象範囲によって異なる期限を設定したり、適合レベルを段階的に高めたりするように期限を設定します。

【例1：運用形態の種別により期限を分けて設定する】

CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）により運用しているページの対応期限と、CMSの管理対象外のページの対応期限を別に設定する。

【例2：適合レベルを段階的に高めていくように期限を設定する】

X年までにレベルAに準拠、Y年までにレベルAAに準拠と段階的に期限を設定する。

### 5.3.5. 適合レベルと対応度の設定

#### (1) 基本となる考え方

JIS X 8341-3:2016の適合レベルAAに準拠することが求められます。

#### (2) 適合レベル

適合レベルとは、ウェブアクセシビリティ対応の達成の程度を表すものです。JIS X 8341-3:2016の適合レベルには、レベルA（最低レベル）、レベルAA、レベルAAA（最高レベル）の3段階があります。

各適合レベルにおいて、満たすべき「達成基準」が定められています。達成基準とは、ページの作成において対応すべき個別の要件を規定したもので、レベル A は 25 項目、レベル AA は 13 項目、レベル AAA は 23 項目の合計 61 項目あります。

目標とする適合レベルを選定する際には、各適合レベルで満たすべき達成基準の内容を確認し各団体として対応可能かどうか又はどうすれば対応可能となるのかを検討します。

なお、「適合レベル」という名称は JIS X 8341-3:2010 では「達成等級」という名称でした。改正により名称の変更がありました。示す内容（達成基準）には変更がありません。

**【参照】**

- ウェブアクセシビリティ基盤委員会「WCAG 2.0 解説書」  
(<http://waic.jp/docs/wcag2/understanding.html>)

(参考) JIS X 8341-3:2016 適合レベル別達成基準の一覧

※各達成基準の内容は JIS X 8341-3:2016 を参照してください。

レベル A (25 項目)	1.1.1	非テキストコンテンツの達成基準
	1.2.1	音声だけ及び映像だけ(収録済み)の達成基準
	1.2.2	キャプション(収録済み)の達成基準
	1.2.3	音声解説又はメディアに対する代替コンテンツ(収録済み)の達成基準
	1.3.1	情報及び関係性の達成基準
	1.3.2	意味のある順序の達成基準
	1.3.3	感覚的な特徴の達成基準
	1.4.1	色の使用の達成基準
	1.4.2	音声の制御の達成基準
	2.1.1	キーボードの達成基準
	2.1.2	キーボードトラップなしの達成基準
	2.2.1	タイミング調整可能の達成基準
	2.2.2	一時停止, 停止及び非表示の達成基準
	2.3.1	3 回のせん(閃)光, 又はしきい(閾)値以下の達成基準
	2.4.1	ブロックスキップの達成基準
	2.4.2	ページタイトルの達成基準
	2.4.3	フォーカス順序の達成基準
	2.4.4	リンクの目的(コンテキスト内)の達成基準
	3.1.1	ページの言語の達成基準
	3.2.1	フォーカス時の達成基準
	3.2.2	入力時の達成基準

	3.3.1	エラーの特定の達成基準
	3.3.2	ラベル又は説明の達成基準
	4.1.1	構文解析の達成基準
	4.1.2	名前(name), 役割(role)及び値(value)の達成基準
レベル AA (13 項目)	1.2.4	キャプション(ライブ)の達成基準
	1.2.5	音声解説(収録済み)の達成基準
	1.4.3	コントラスト(最低限レベル)の達成基準
	1.4.4	テキストのサイズ変更の達成基準
	1.4.5	文字画像の達成基準
	2.4.5	複数の手段の達成基準
	2.4.6	見出し及びラベルの達成基準
	2.4.7	フォーカスの可視化の達成基準
	3.1.2	一部分の言語の達成基準
	3.2.3	一貫したナビゲーションの達成基準
	3.2.4	一貫した識別性の達成基準
	3.3.3	エラー修正の提案の達成基準
	3.3.4	エラー回避(法的, 金融及びデータ)の達成基準
レベル AAA (23 項目)	1.2.6	手話(収録済み)の達成基準
	1.2.7	拡張音声解説(収録済み)の達成基準
	1.2.8	メディアに対する代替コンテンツ(収録済み)の達成基準
	1.2.9	音声だけ(ライブ)の達成基準
	1.4.6	コントラスト(高度レベル)の達成基準
	1.4.7	小さな背景音, 又は背景音なしの達成基準
	1.4.8	視覚的提示の達成基準
	1.4.9	文字画像(例外なし)の達成基準
	2.1.3	キーボード(例外なし)の達成基準
	2.2.3	タイミング非依存の達成基準
	2.2.4	割込みの達成基準
	2.2.5	再認証の達成基準
	2.3.2	3回のせん(閃)光の達成基準
	2.4.8	現在位置の達成基準
	2.4.9	リンクの目的(リンクだけ)の達成基準
	2.4.10	セクション見出しの達成基準
	3.1.3	一般的ではない用語の達成基準
	3.1.4	略語の達成基準
	3.1.5	読解レベルの達成基準
	3.1.6	発音の達成基準
	3.2.5	要求による変化の達成基準
	3.3.5	ヘルプの達成基準
	3.3.6	エラー回避(全て)の達成基準

### (3) 対応度

JIS X 8341-3:2016 の適合レベルについてどのように対応するかを対応度として示します。JIS の要件を満たすことを「適合」と言い、一般に、適合していることを示すには、JIS Q 17050-1 及び JIS Q 17050-2 に基づき適合宣言を行うことが望まれます。本書においては、JIS X 8341-3:2016 への対応度を示す表記について、JIS X 8341-3:2016 の「解説」及びウェブアクセシビリティ基盤委員会の「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン」の主旨を踏まえ、ウェブアクセシビリティを広く普及する観点から「準拠」及び「一部準拠」を用いることとしています。

「準拠」とは、目標とする適合レベルに該当する全ての達成基準を満たすことを意味します。また、「一部準拠」とは、目標とする適合レベルに該当する達成基準の一部を満たすことができない状態を意味します。「準拠」「一部準拠」などの表記方法について詳細は、ウェブアクセシビリティ基盤委員会の「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン」を参照してください。

#### 【参照】

- ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン」 (<http://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/>)

#### ポイント！

レベル AA に準拠することを目指して、現実的かつできるだけ高い目標を設定します。AA 準拠を設定できない場合、AA を達成できない項目を具体化し、達成できるようになる条件や方法について検討します。

レベル A、AA の達成基準の中で、対応することが現実的でないものがある場合は目標から除外することができます。その場合、除外の理由をあらかじめ整理します。

レベル AAA の達成基準の中で実現可能なものがある場合は積極的に目標に加えます。

**注意点！**

**コンテンツの中には、レベル AAA の達成基準のすべてを満たすことのできないものもあるため、ホームページ等全体の目標をレベル AAA 準拠と設定することは推奨されていません。**

- レベル A に準拠：レベル A の全ての達成基準を満たす。
- レベル AA に準拠：レベル A、レベル AA の全ての達成基準を満たす。
- レベル A に一部準拠：レベル A の達成基準を一部満たしていない。
- レベル AA に一部準拠：レベル A の全ての達成基準を満たす。しかし、レベル AA の達成基準を一部満たしていない。
- レベル AAA に一部準拠：レベル A、レベル AA の全ての達成基準を満たす。しかし、レベル AAA の達成基準を一部満たしていない。

### 5.3.6. ウェブアクセシビリティ方針の作成

「5.3.1. 目指すべきゴール」から「5.3.5. 適合レベルと対応度の設定」を踏まえた検討を行った上で、JIS X 8341-3:2016「附属書 JA（参考）ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上のプロセスに関する推奨事項」に示されたウェブアクセシビリティ方針を作成します。

既にウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいるホームページ等については、「8.ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開」に示すとおり、ウェブアクセシビリティ方針で設定した期限に応じて、計画の実現内容を確認した上で、ウェブアクセシビリティ方針の見直しを行ってください。（「8.ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開」（P.131）参照）

#### (1) 必ず記載すべき事項

##### a) 対象範囲

アクセシビリティ対応の対象とするホームページ等の名称、ドメインを記載します。

（例：A 県公式ホームページ、B 市子育て支援サイト、C 区施設予約システム等）

##### b) 目標を達成する期限

いつまでに目標を達成する予定かを記載します。

##### c) 目標とする適合レベルと対応度

目標とする適合レベルと対応度を記載します。

d) 例外事項（ある場合）

対応度が一部準拠の場合：満たすことのできない達成基準を明記します。

対象外となるコンテンツがある場合：範囲が特定できるように明記します。

e) 追加する達成基準（ある場合）

選択した適合レベル以上の達成基準を追加する場合は、記載します。

## (2) 記載するのが望ましい事項

a) 担当部署名

b) 現時点で把握している問題点及びその対応に関する考え方

c) 試験結果へのリンク（試験実施後の場合に、これまでに実施した試験結果を公開するページへのリンクを設置する）

### 【参照】

- ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン」（<http://waic.jp/docs/jis2016/accessibility-plan-guidelines/>）



### 5.3.7. ウェブアクセシビリティ方針の公開

「5.3.6.ウェブアクセシビリティ方針の作成」で作成したウェブアクセシビリティ方針を対象とするホームページ等で公開します。

ウェブアプリケーション等ではマニュアル、パッケージ等に表記します。

#### ウェブアクセシビリティ方針公開の例（武蔵野市）

The screenshot shows the official website of Musashino City. The main content area is titled "市公式ホームページウェブアクセシビリティ方針" (City Official Home Page Web Accessibility Policy). It includes a "Twitter" and "Like" button, and a "更新日" (Update Date) of April 17, 2025. The policy text states that the city aims to create accessible websites for all users, including those with disabilities, and that it follows the JIS X 8341-3:2010 standard. It also lists "対象範囲" (Scope) as all city official home pages and "例外事項" (Exceptions) such as foreign language versions, video pages, and PDF files. The "目標とする達成等級と達成期限" (Target Achievement Level and Deadline) section mentions the goal of achieving AA level compliance by March 31, 2025. Finally, the "追加する達成基準" (Additional Achievement Standards) section lists WCAG 2.1 AA as the target.



## 6.取組の実行

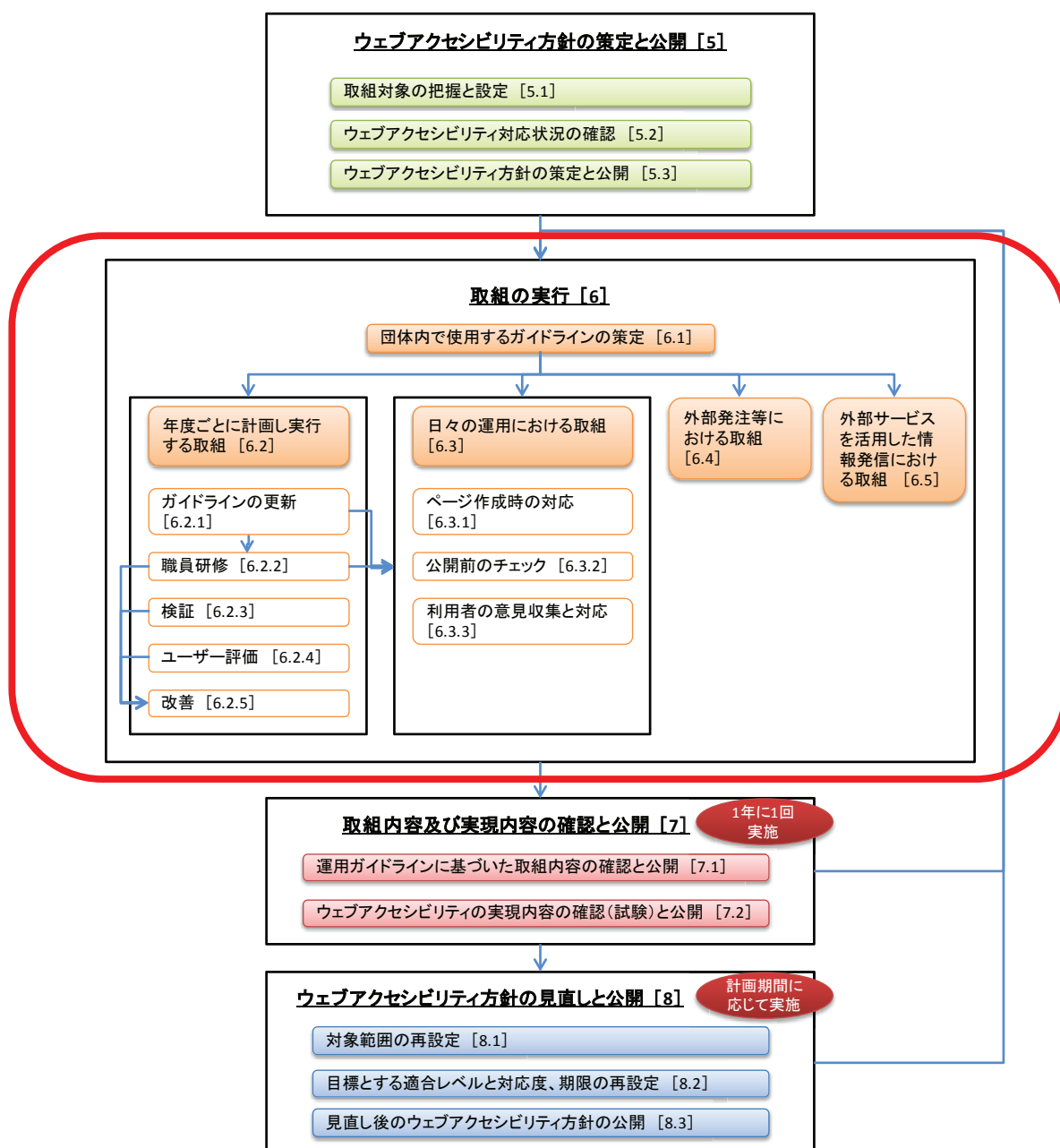
年度ごとに計画し実行する取組、日々の運用における取組、外部発注等における取組、外部サービスを活用した情報発信における取組を解説しています。

運用ガイドラインが求める取組を確認し計画したい場合、  
取組を計画し実行する際の注意事項を確認したい場合、  
他団体の取組事例について確認したい場合は、  
この章を読んでください。

## 6.取組の実行

作成し公開した「ウェブアクセシビリティ方針」を実現するための取組について解説します。全体像は下図のとおりです。本章において「6.取組の実行」の個々の取組を解説します。

取組の全体像（図内の番号は本書内の章・節・項の番号）と本章の内容



## 6.1. 団体内で使用するガイドラインの策定

基本的対応の徹底

「5.3.ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」で作成し公開したウェブアクセシビリティ方針を各団体のホームページ等で実現するため、JIS X 8341-3:2016に基づく各団体のホームページ等の作成のルールをガイドラインとして文書化します。

既にガイドラインを策定し取り組んでいるホームページ等については、「6.2.年度ごとに計画する取組」に示すとおり、1年に1回程度を目安にガイドラインの見直しを行ってください。（「6.2.1 ガイドラインの更新」（P.67）参照）

### (1) ガイドラインの策定

各団体の掲載コンテンツの特徴やページ作成ソフトなど運用の条件に基づき、ウェブアクセシビリティ対応の方針や対応の重要性、作成のルールなどをガイドラインにまとめます。

ホームページ等の作成のルールについて、自らがウェブアクセシビリティ方針で対応することと決定した JIS X 8341-3:2016 の達成基準を網羅するように作成します。具体的な方法、基準を WCAG 2.0 達成方法集に基づき設定し記載します。

#### 【ガイドラインに記載が必要な項目の例】

ガイドラインにおいて、JIS X 8341-3:2016 の達成基準に関し以下のような内容を記載することが有効と考えられます。

- a) 対応が必要な背景の解説  
どのような利用者にとっての配慮か、対応を行わない場合にどのような問題が生じるかを解説します。
- b) ページ作成時に対応すべきルール  
行うべきこと、行ってはいけないことについて、各団体のページ作成の方法（ソフトウェアやシステム等）の特定を踏まえて記載します。
- c) 事例紹介  
良い例、悪い例について、できるだけイメージしやすいように、各団体の実際のページを題材にするなどして図示します。

## ポイント！

各団体の職員が理解できるよう、分かりやすい内容、表現にします。

必要に応じて、各団体の掲載コンテンツ等を例に、良い対応の例、悪い対応の例を図示します。

### 【参照】

- ウェブアクセシビリティ基盤委員会「WCAG 2.0 解説書」  
(<http://waic.jp/docs/wcag2/understanding.html>)  
→JIS X 8341-3:2016 の達成基準について、背景や目的の解説、事例、達成方法及び不適合事例が示されています。

### 【参照】

- ウェブアクセシビリティ基盤委員会「WCAG 2.0 達成方法集」  
(<http://waic.jp/docs/wcag2/techs.html>)  
→JIS X 8341-3:2016 の達成基準を実現するための個別の達成方法について、具体的な解説、事例、検証方法が示されています。

## (2) 団体内での周知

策定したガイドラインは、団体内でのホームページ等の作成のルールと位置付け運用します。

原稿の作成、ページの作成・更新、公開承認などホームページ等の運用に携わる職員に、職員研修等を通じてガイドラインの内容を周知します。なお、職員研修等を実施する場合は、人事異動直後のタイミング等を勘案し、年1回以上実施します。

## (3) ガイドラインの見直し

ホームページ等の閲覧環境やページ作成の技術が変化することを踏まえ、1年に1回程度を目安に、ガイドラインの見直しを行うことについて、ガイドラインに明記し運用します。

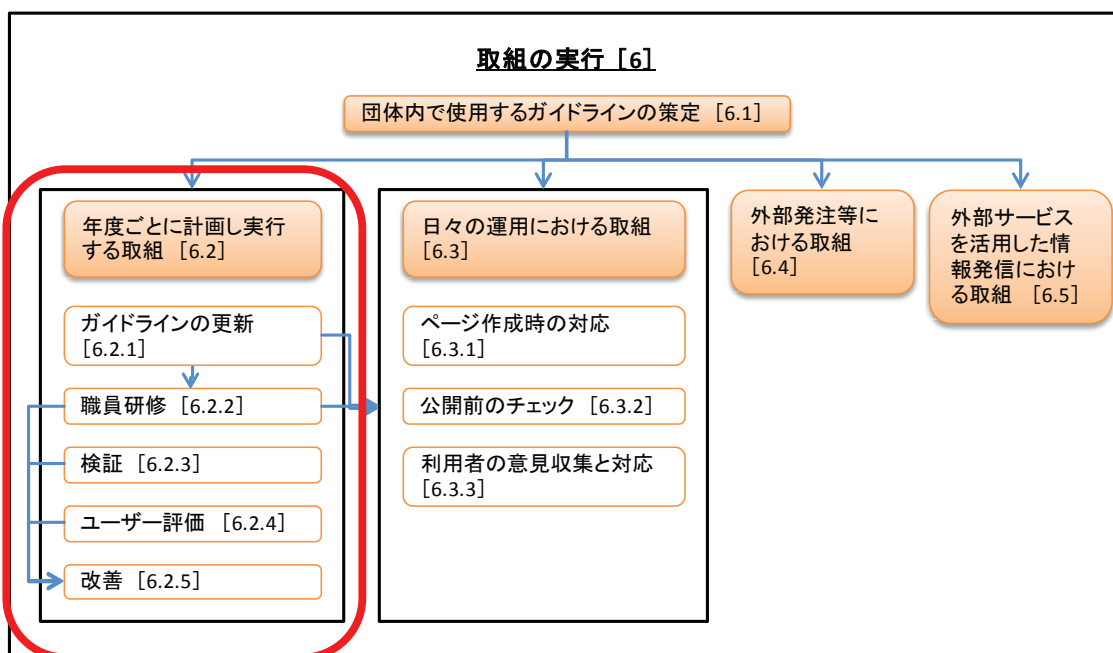
## 6.2. 年度ごとに計画し実行する取組

継続性

年度ごとに取組を計画し、体制の整備、ウェブアクセシビリティの検証及び改善等を継続的に実行します。

次ページ以降に解説する取組は以下の5項目です。

- ガイドラインの更新 [6.2.1]**  
 1年に1回程度を目安に、ガイドラインの内容に変更の必要がないか確認し、必要に応じて見直しを行います。
- 職員研修 [6.2.2]**  
 職員研修を実施し、ウェブアクセシビリティ対応の必要性、対応方法等について周知します。日々のページ作成・更新において適切な対応を促すとともに、過去に作成し公開したページの改善の取組につなげます。
- 検証 [6.2.3]**  
 各団体で作成し公開しているページについて、定期的にウェブアクセシビリティの問題の有無を確認し改善につなげます。
- ユーザー評価 [6.2.4]**  
 高齢者や障害者をはじめとする利用者に実際にホームページ等を使ってもらうことにより、ホームページ等の問題点を把握し改善につなげます。
- 改善 [6.2.5]**  
 検証、ユーザー評価で確認できた問題点に基づき、各団体で作成し公開しているページのウェブアクセシビリティを改善します。



### 6.2.1. ガイドラインの更新

1年に1回程度を目安に、ガイドラインの内容に変更の必要がないか確認し、必要に応じて見直しを行います。

#### (1) 閲覧環境や作成技術等の変化への対応

ホームページ等の閲覧環境やページ作成の技術等が変化することを踏まえ、ガイドラインの解説の内容、対応方法等に、見直すべき点がないかを確認し、必要に応じて内容を更新します。

#### (2) 各団体ホームページ等の変化への対応

リニューアルによりデザインやHTMLのひな形に変更が行われた場合、ガイドライン内で示している例示や解説等に、見直すべき点がないかを確認し、必要に応じて内容を更新します。

#### (3) 拠り所となる規格等の変化への対応

ガイドラインの拠り所となる法律や指針、JIS X 8341-3 及び WCAG 2.0 達成方法集の改正（改定）が行われた際には、それらの改正（改定）にしたがってガイドラインを見直します。

#### ポイント！

**障害者差別解消法が 2016 年 4 月に施行されました。**

例：ガイドライン内において、対応が求められる背景として、障害者差別解消法等についての解説が必要ないか確認する。

**JIS X 8341-3 は 5 年ごとに見直しが行われます。**

例：JIS X 8341-3:2016 とガイドラインの記載内容の整合が取れているかどうかを確認する。

## 6.2.2. 職員研修

職員研修を実施し、ウェブアクセシビリティ対応の必要性、対応方法等について周知します。日々のページ作成・更新において適切な対応を促すとともに、過去に作成し公開したページの改善の取組につなげます。

### (1) ウェブアクセシビリティ対応の基盤となる取組

一般的に公的機関では、ホームページ等の更新に多くの部署の職員が携わっており、また、定期的に職員の異動が行われます。

このような体制で運用されるホームページ等ではウェブアクセシビリティを確保・維持・向上するためには、それに携わる職員にウェブアクセシビリティの重要性、具体的な対応方法について理解してもらうことが不可欠です。そこで、職員研修を継続して実施することにより理解を広めること、深めることが極めて重要です。

#### ポイント！

アクセシビリティチェック機能を備えた CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入している場合でも、ページ作成を行う各職員が目視等により確認しなければならない事項が数多くありますので、CMS の操作を理解するための研修とは別に、ウェブアクセシビリティの研修を実施することが必要です。

### (2) 研修の対象者

ホームページ等の運用に関わるできるだけ多くの職員を対象に職員研修を企画し実施します。

例：

- ホームページ管理運営担当部署の職員
- 各部署でページを作成する職員
- 各部署でページ公開の承認を行う職員
- 管理職

（ページの公開承認には直接携わらないが、ウェブアクセシビリティ取組を業務として実施することに理解を深めてもらうために実施する） など

### (3) 研修の内容

少なくとも、以下の 4 点について理解してもらえるように、構成と内容を検討します。1～2 時間程度かけて、ウェブアクセシビリティにテーマを特化して実施することが有効です。

a) インターネットを活用した広報の重要性

ウェブアクセシビリティの重要性について理解を得る前提として、インターネットを活用した広報の重要性について認識を深めることが有効です。ホームページ等のアクセス数の推移や地域住民の意見、アンケート結果等の必要な資料を使用してホームページやソーシャルメディアなどのメディアを通じて情報を得る機会の多い人が増えていることを説明します。

b) 配慮の対象

障害者だけでなく高齢者も配慮の対象であること、けがや病気などにより一時的に目が見えづらくなったり、手が動かさづらくなったりするようなケースも配慮の対象であることを伝えることにより、この取組が多くの人を対象にした重要な対応であることを説明します。

また、「2.1.3.ウェブアクセシビリティに対応することで得られる付随的な効果」に解説している内容を踏まえ、多くの利用者の利便性向上に繋がることを説明することも有効です。

c) ウェブアクセシビリティの重要性

高齢者・障害者のホームページ利用に詳しい講師を招いたり、高齢者・障害者の協力を仰ぎ、ホームページ利用方法を実際に見せていただくこと等により、ウェブアクセシビリティの重要性について理解を深めます。

d) 具体的な対応方法の紹介

自らのホームページ等を検証し問題点を確認した上で、その問題点を具体的に例示したり、改善方法を解説したりすることにより、対応方法を実践的に学ぶことができ、より理解が深まります。

**ポイント！**

**公開しているページの改善を実施する場合は、改善すべき問題の内容や箇所及び改善方法をできるだけ具体的に職員に示し、詳しく解説を行うことが有効です。また、可能であれば、実際に修正対応を参加者に体験させる等の実践型の研修が効果的です。**

**【参照】**

- 9.3.ウェブアクセシビリティの理解を深めるための方法の紹介 (P.140)



【事例】

8年間、職員研修による意識向上とホームページ改善の取組を継続

1. 基本情報

団体名：東京都文京区  
 総ページ数：約 8,000 ページ  
 職員数（部署数）：約 1,800 人（49 部署）  
 CMS 導入の有無：あり



2. 主な内容

2008 年から毎年継続して、公式ホームページのアクセシビリティとユーザビリティの検証、それらの検証結果を踏まえた職員研修を実施した上で、職員による改善を実施している。アクセシビリティ確保を重視するとともに使いやすさを向上するために、2014 年 12 月にホームページをリニューアル。リニューアル公開以降も、職員研修による意識向上とホームページ改善の取組を継続している。

3. 参考にしたいポイント

- 職員の異動、ホームページが新たな閲覧環境への対応等を求められる中で、職員研修を毎年継続して実施し、ホームページに関する業務におけるアクセシビリティ対応が重要であることを職員の共通理解としている。
- 「チェックツールにより問題のあるページと問題の内容を特定した上で、各所管課向けに確認対象ページのリストを作成し配付する」「期間を限定して集中的に改善作業を行ってもらうように依頼する」など、具体的な改善成果をあげるための工夫をしている。

4. 苦労した点、工夫した点

- 職員研修において、アクセシビリティとユーザビリティの検証結果に基づき、公式ホームページの良い点と悪い点を具体的に例示して解説することにより、参加者の理解を深めている。
- 所管課の担当者が一定期間内に改善対応可能と考えられるテーマに絞って作業を依頼し、また改善作業後に実際に改善できているかどうか再度検証を実施することにより、アクセシビリティへの配慮に全庁を挙げて取り組んでいる。

【事例】

県職員と県下の自治体を対象にしたウェブアクセシビリティ研修の取組

1. 基本情報

団体名：宮城県

県内自治体数：県及び 35 市町村



2. 主な内容

NPO 法人との共催により、県職員、県下の自治体、県下の病院・学校、隣県の自治体等に幅広く参加を募り、ウェブアクセシビリティに関する研修会を開催し、県下 17 自治体を含む約 160 名が参加した。研修会では、障害者や高齢者がウェブアクセシビリティを必要とする背景について、事前に NPO 法人が実施した県下自治体ホームページのアクセシビリティに関する調査結果の説明、JIS X 8341-3:2010 や総務省「みんなの公共サイト運用モデル」に関する解説を行った。

3. 参考にしたいポイント

- みんなの公共サイト運用モデル（2010 年度版）が配布される直前に東日本大震災が発生したこともあり、県内の自治体における取組が必ずしも十分でないとの認識のもと、宮城県から県下自治体に参加を呼びかけ、35 市町村のうち 17 団体の参加が得られた。

4. 苦労した点、工夫した点

- 視覚障害のある講師が音声読み上げのデモンストレーション等も含めた説明を行うなど工夫した。参加者からは「障害者の方が実際に操作している様子を見ることができて勉強になった」「細かなところで配慮できていなかったことに気づくことができた」といった感想が寄せられた。
- 参加者のアクセシビリティに関する知識や関心にばらつきがあり、一部の専門的な解説については、理解が難しかったという感想もあった。

### 6.2.3. 検証

以下に(1)から(3)の方法等により、ウェブアクセシビリティの対応状況を確認し改善すべき事項を洗い出し改善の取組につなげます。継続的に検証を実施し、ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上を図ることが重要です。

(1)人による詳細な確認

(2)チェックツールによる確認等

(3)利用者の使用しているソフト等を用い確認

ホームページ等の全ページを対象に「(1)人による詳細な確認」や「(3)利用者の使用しているソフト等を用い確認」を行うことが最良ですが、確認を行う者に十分な知識が求められることや、時間と費用等との兼ね合いで、全てのページを確認することが難しい場合があります。

このような場合は、以下の a)から c)に示す通り、対象ページの選定方法を工夫したり、チェックツールによる機械的な検証を組み合わせることで実施することにより、できる限りホームページ等の全体を対象として確認する状態に近づけます。しかしいずれの場合においても、災害時の緊急情報を伝えるページや高齢者・障害者の閲覧が多いページ等、重要なページが確認対象から漏れないように注意します。

- a) 検証対象とするページを選定して「(1)人による詳細な確認」や「(3)利用者の使用しているソフト等を用い確認」を実施する際に、JIS X 8341-3:2016「附属書 JB（参考）試験方法」に示された対象の選定方法のうち「ランダムに選択する場合」を採用する。
- b) 上記「a）」により、検証対象とするページを選定して「(1)人による詳細な確認」や「(3)利用者の使用しているソフト等を用い確認」を実施することに加えて、ホームページ等の全ページを対象に「(2)チェックツールによる確認等」を実施する。
- c) 上記「a）」 「b）」を実施する場合に、高齢者や障害者のアクセスが多いページや災害時の緊急情報等の重要な情報を提供するページについては、「(1)人による詳細な確認」や「(3)利用者の使用しているソフト等を用い確認」を行う。

#### 【参照】

- JIS X 8341-3:2016「附属書 JA（参考）ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上のプロセスに関する推奨事項」
- JIS X 8341-3:2016「附属書 JB（参考）試験方法」

## (1) 人による詳細な確認

チェックツールを活用するとともに、人による目視の確認や判断を含めた詳細な確認を行います。JIS X 8341-3:2016 の達成基準を満たすかどうかを精緻に確認する方法として有効です。

JIS X 8341-3:2016 「附属書 JB（参考）試験方法」に基づき示された内容を実施します。

### 【参照】

- JIS X 8341-3:2016 「附属書 JB（参考）試験方法」

## (2) チェックツールによる確認等

チェックツールによる機械的な確認を行います。多くのページを対象に問題のあるページ、箇所等を把握したり、分析したりする方法として有効です。

なお、ウェブアクセシビリティの問題の有無と問題の内容について、チェックツールにより機械的に確認できることには限りがあります。チェックツールを活用する際は、その利点を活かしてできるだけ多くのページを対象に問題の確認を行うとともに、チェックツールの結果だけに頼ることなく、人による詳細な確認を併せて実施することを検討してください。特に、利用者にとって重要な情報を掲載するページについては、「(1)人による詳細な確認」を実施し、JIS X 8341-3:2016 の達成基準を満たしているかを把握するとともに、そこで提供されている情報が正しく理解できるか、健常者と同等の情報を得ることが可能なかを確認する必要があります。

### 【例】

- チェックツールは画像の代替テキストの有無を認識できるが、その代替テキストの内容が画像が示している情報を適切に説明した内容になっているか否かを判定することはできないため、目視での確認が必要。

### 【参照】

- 9.2.みんなのアクセシビリティ評価ツール「miChecker（エムアイチェッカー）」（P.138）  
→総務省が開発し提供しているウェブアクセシビリティのチェックツール

### (3) 利用者の使用しているソフト等を用い確認

高齢者や障害者が実際にホームページ等を閲覧するときに使用するソフト等を職員自らが活用し確認します。例えば、音声読み上げソフトを活用してホームページ等を読むことによって、情報が正しく伝わるか等の問題の有無を確認することができます。

#### 【参照】

- 9.3.ウェブアクセシビリティの理解を深めるための方法の紹介 (P.140)

#### ポイント！

専門性、客観性の観点から、ウェブアクセシビリティの検証の実施について、JIS X 8341-3:2016 について十分な知識を有する第三者に依頼することが有効です。

#### ポイント！

原課の職員に改善対応を分担する場合は、改善を行う内容、対応すべきページ、発生箇所等についてリスト化する等明確にし、具体的な作業として依頼することが有効です。問題の内容や箇所をできるだけ具体的に特定するように検証を実施することにより、改善の取組の実効性が高まります。

#### 【例】

多岐にわたる問題点の中から、改善対応を行うテーマを絞り込む  
チェックツール等を用いて、発生箇所等を特定できる問題点から取り組む

**【事例】**

**過去5年にわたり、試験とホームページ全体の機械的な検証に基づく改善を実施**

**1. 基本情報**

団体名：群馬県  
 総ページ数：約 31,000 ページ  
 職員数（部署数）：約 3900 人（183 部署）  
 CMS 導入の有無：あり



**2. 主な内容**

2010年に JIS X 8341-3:2010 に対応したガイドラインを策定した上で、2011年度より5年にわたり、毎年 JIS X 8341-3:2010 に基づく試験と、チェックツールによる公式ホームページ全体を対象とした機械的な検証を実施。目標とする等級 AA 準拠に向けて、試験及び検証結果に基づいて改善を積み重ねている。

**3. 参考にしたいポイント**

- 原課が作成したページについて、広報課にてアクセシビリティのチェックを行った上で公開する体制としている。
- ホームページ全体の品質を検証するため、試験対象ページの選定方法としてランダムサンプリングを採用している。さらに、取組の対象である約 31,000 ページ全体について機械的な検証を併せて実施することにより、問題点をできる限り網羅的に把握するよう努めている。
- 改善すべき課題があることも含めて、試験結果をホームページで公表し、取組の実態を内外に明確に示している。

**4. 苦労した点、工夫した点**

- ページ作成時のアクセシビリティチェックの徹底や、毎年実施している試験で指摘された問題点を改善することで、目標とする等級 AA に着実に近づいている。
- 問題が多いページの特徴は、長期間更新されていない古いページや特殊権限（広報課のチェックなしに公開可能な権限）で作成されたページであり、これらのページに対する品質の向上が今後の課題である。



#### 6.2.4. ユーザー評価

利用者（ユーザー）にホームページ等を実際に閲覧・操作してもらうことによって、問題点を把握する取組をユーザー評価と言います。

##### (1) ユーザー評価の効果

ユーザー評価を実施することによって、利用者がホームページ等で提供されている情報・機能を知覚できるか、操作できるか、理解できるかを確認することが必要です。

地方公共団体においては、職員が発信する情報の対象者は、多くの場合その地域の住民です。実際に、情報の受け手である地域住民から評価を得、適切な情報発信となっているかどうかを確認するためにも、ユーザー評価を実施することが有効です。

##### (2) 簡易的なユーザー評価実施の流れ（例）

専門の器材・施設等を使用することなく、利用者自身の利用環境を活用してユーザー評価を準備・実施する方法を解説します。

- 地方公共団体の管内に居住する障害者等の利用実態を把握するためにも福祉関連部局、及び当該自治体内の社会福祉協議会等に対して、ホームページ等の改善への協力を要請します。具体的には、協力者等を紹介してもらい、その協力者に対象となるホームページ等を利用してもらい、問題点等がある場合に指摘してもらいます。
- 協力者がふだん利用している機器やソフトウェアを用いて評価していただけるよう、協力者の自宅等の通常の利用環境で実施できる内容とします。
- ユーザー評価の結果から、問題点や改善点を把握し、対応の優先度を検討します。

##### (3) 評価の準備、実施における注意点

高齢者や障害者は、利用者の身体条件によって様々な環境でホームページ等を利用しています。ホームページ等を利用する際に問題となる点は、障害の種類や利用環境に応じて異なります。可能な範囲で、異なる障害を持つ方々に評価を依頼しましょう。

##### 【参照】

ユーザー評価の対象者や人数を検討する際、JIS X 8341-1:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第1部：共通指針」の「附属書 JB（参考）試験方法 JB.2.2 試験にかかわる利用者の特性及び分類」が参考になる。

- できるだけ事前に対象となる障害についての理解を深めた上で、調査依頼、実施を行いましょう。
- 協力者の選定・依頼は、福祉担当職員や、地元の障害者団体、シニアネット、特別支援学校等の関係団体に相談しながら行うとよいでしょう。また、視聴覚障害者情

報提供施設や障害者ITサポートセンターの多くで障害者モニターの紹介を受けることが可能です。

- 依頼時には、実施目的、ユーザー評価から得られた結果の活用方法、ユーザー評価の実施内容、個人情報の取扱い、謝礼の有無、調査実施場所等を説明し、理解を得た上で進めましょう。
- 健常者よりも、評価に参加する負担が大きいことを認識した上で、ユーザー評価を企画しましょう。
- ホームページ等の中から特定又は任意の情報を探し出すことを依頼する場合は、利用者における実際の利用シーンを想定した上で依頼内容を設定します。協力者が全く興味を持っていないような内容は避けましょう。
- 評価の際に録音や撮影（カメラ、ビデオ）を行うような取組を企画する場合は、本人の許可を取りましょう。
- 高齢者や障害者がホームページ等を利用している様子を見せてもらうことは、ウェブアクセシビリティの問題点と改善方法を適切に理解することに繋がります。ただし、協力者の負担となる場合がありますので、十分に相談の上で実施しましょう。

#### (4) 継続的に評価を得る取組

一過性の取組で終わることなく、継続的にアクセシビリティの向上に寄与してもらうモニター制度等を設け取り組むことが有効です。ホームページ等を利用する際に問題となる点は、障害の種類や利用環境に応じて異なります。可能な範囲で、異なる障害を持つ方々に評価を依頼しましょう。

#### (5) 利用者のスキル向上につながる取組

地方公共団体においては、誰もがホームページ等をより円滑に利用できるようにしていくために、関係部署等と連携し、利用者のホームページ閲覧等のスキル向上につながる取組（障害に応じた利用相談会や、利用者や支援者等に対する講習の実施等）を企画すると良いでしょう。

#### 【参照】

- 9.4.（参考）視聴覚障害者情報提供施設等一覧（P.143）

#### ポイント！

一過性の取組で終わることなく、継続的に実際の利用者の評価を得て、問題点を確認したり、その改善方法について意見交換を行ったりするなどにより、利用者とともにウェブアクセシビリティの確保・維持・向上を目指すことが重要です。そのためにも高齢者や障害者をはじめとするユーザーと連絡を密にする等、信頼関係を構築しておくことが必要です。



【事例】

ユーザー評価、運用会議等を通じてアクセシビリティを高める

1. 基本情報

団体名：東京都杉並区  
 対象サイト：の一まらいふ杉並  
 総ページ数：約 6,000 ページ  
 CMS 導入の有無：あり



2. 主な内容

2007 年に障害者施策課所管のホームページとして、障害のある方への生活支援サイト

「の一まらいふ杉並」を開設。以後 2015 年まで、毎年、障害者によるユーザー評価や JIS X 8341-3:2010 に基づく試験を実施し、アクセシビリティの向上に取り組んだ。また、開設当初 2 年間に於いては、障害者支援団体等のヒアリング調査を行い、利用者の意見を参考に利便性の向上に努めた。

3. 参考にしたポイント

- 全盲（音声読み上げソフト）、弱視（拡大表示）、肢体不自由（マウスを利用できない）の利用者に協力を得てユーザー評価の取組を実施し、障害者がホームページを利用する際に実際に直面する問題点・課題を把握し、改善を行った。（例：拡大表示する利用者が、ページ下部の「サイトマップ」のリンクに気づけなかったため、ページの上部に移動した）
- 障害者から具体的な指摘を得ることにより、担当職員の理解が深まり、日頃から障害者の利用をイメージしながらホームページを作成できるようになった。
- 同様の取組を毎年繰り返し、2013～2015 年の試験において等級 AA 準拠を確認。

4. 苦労した点、工夫した点

- 障害者関連の所管課や施設の職員、広報課のホームページ担当者、CMS 運用事業者、コンサルティング事業者等が参加する運用会議を年に数回開催。関係メンバー全員で、ユーザー評価等で確認された問題点・課題を共有した上で、改善方法を協議し、具体的な改善に結びつけた。

※2016 年 1 月に杉並区全体のウェブサイト再構築を実施し、「の一まらいふ杉並」は公式ホームページに統合した。現在は、上記事例と異なる形態で運用している。

## 6.2.5. 改善

検証、ユーザー評価で確認できた問題点に基づき、各団体で作成し公開しているページのウェブアクセシビリティを改善します。

### (1) 問題点の種別

検証、ユーザー評価で確認した問題点について、対象範囲、箇所数、改善の難易度等の観点から、誰が、いつ、どのように、どの程度の期間で改善を行うかを検討します。

#### 【例】

- 職員による対応が可能な問題点で、かつ箇所数が極めて少ないため、公式ホームページの管理運営担当部署にて即座に改善を行う。
- 職員による対応が可能な問題点で、かつ箇所数が少ないため、年度内に各部署で分担して改善を行う。
- 職員による対応が可能な問題点であるが、対象範囲が多岐にわたっており、箇所数が膨大だったりすることからアクセス数や情報の優先度を勘案し、複数年度かけて各部署で分担して改善を行う。
- 改善を行うために HTML 等の知識や画像加工等の技術を要する問題点について、外部事業者に依頼し改善を行う。
- ホームページ全体に関わる問題点で、一度にまとめて対応すべきと判断されるものについて、次期リニューアルでの改善を予定する。（ただし、その対応までの間の代替手段を講じる。）

### (2) 改善対応

上記の種別に基づき、即座に対応するもの、年度内に対応するもの等について、改善の取組を実施します。翌年度以降に対応することとしたものについて、課題として管理し適切に引き継ぎを行います。

#### ポイント！

原課の職員を含めて改善対応を分担する場合は、改善を行う内容、対応すべきページ、発生箇所等についてリスト化する等で各職員の作業を明確にし、具体的な作業として依頼することが重要です。

#### 【例】

多岐にわたる問題点の中から、改善対応を行うテーマを絞り込む

チェックツール等を用いて、発生箇所等を特定できる問題点から取り組む

【参照】

- 9.2. みんなのアクセシビリティ評価ツール「miChecker（エムアイチェッカー）」  
（P.138）  
→総務省が開発し提供しているウェブアクセシビリティのチェックツール

**【事例】**

**公開している約 8,000 ページをページ単位で確認し修正**

**1. 基本情報**

団体名：神奈川県平塚市  
 総ページ数：約 8,000 ページ  
 職員数（部署数）：約 1,700 人（77 部署）  
 CMS 導入の有無：あり



**2. 主な内容**

2013 年に決めたアクセシビリティ方針を目標期日までに実現するために、2013 年度に公開していた約 8,000 ページについて 1 ページずつアクセシビリティを満たしているかどうか確認を実施。問題のあるページについて、各課の担当者に修正を指示した後、試験を実施した。目標が達成できていないことが判明し、2014 年度に引き続き確認と改善を行い試験を実施し、等級 AA に準拠した。

**3. 参考にしたいポイント**

秘書広報課広報担当は、管理職 2 名、広報紙担当 4 名、報道・CMS（ホームページ）担当 2 名で構成されるが、ノウハウが適切に引き継がれるように異動のタイミングや体制を考慮するなどの工夫によって、課員のほとんどが何らかの形でアクセシビリティを含むホームページの経験を持つようになっている。8,000 ページの確認は、秘書広報課広報担当全員で手分けして実施し、これにより更に課員のスキルと意識が向上し、その後定期的な実施しているアクセシビリティ試験について課内で試験官と修正担当者の役割を分けた対応が可能となっている。

**4. 苦労した点、工夫した点**

- miChecker を使うとともにどうしても目視による確認が必要であるため作業量が多く、また本来の業務がある中で作業を実施するため、時間を作ることに苦労した。
- 秘書広報課の課員のアクセシビリティスキルの差を埋め、かつ作業効率を上げるために簡易マニュアルを作成し、都度追加修正を加えて使いやすくした。

【事例】

高齢者・障害者による検証結果に基づきホームページを改善

1. 基本情報

団体名：大阪府豊中市  
 総ページ数：約 7,500 ページ  
 職員数（部署数）：約 160 人（約 160 部署）  
 CMS 導入の有無：あり



2. 主な内容

豊中市ホームページのアクセシビリティを確認し改善に役立てることを目的に、市内在住の高齢者・障害者に協力を求めユーザー

評価の取組を実施。確認された問題点に基づいて改善を行っている。平成 27 年度（2015 年度）の取組においては、高齢者 8 人（男性 4 人、女性 4 人）、視覚障害者 3 人、肢体不自由者 3 人を対象に実施した。

3. 参考にしたいポイント

- JIS X 8341-3:2010 の達成基準を満たすことを機械的に確認することに加えて、高齢者・障害者に設定したシナリオに沿ってページを閲覧・操作してもらう取組を行うにより、改善検討に役立てた。
- 高齢者や障害者が、どのような箇所でのどのような問題に直面するかを具体的に確認することにより、アクセシビリティ対応の必要性和改善すべき問題について、具体的に理解することができた。

4. 苦労した点、工夫した点

- 各課の職員を対象にしたウェブアクセシビリティ研修を毎年度実施しているが、実際のページ作りにおいて生かされていないケースもあることから、職員の意識向上、知識習得が引き続き課題である。
- 部局等が独自に作成し公開しているホームページにおけるアクセシビリティへの対応については、十分にされているとは言い難く、今後の課題である。

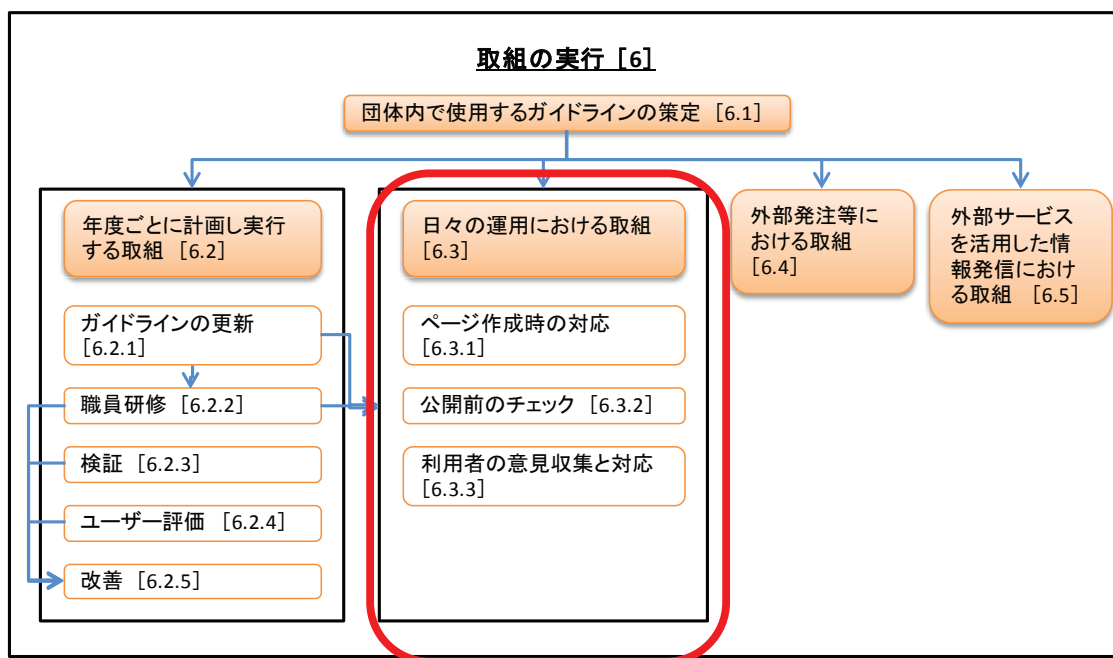
### 6.3. 日々の運用における取組

継続性

日々のページ作成・更新等、ホームページ等の運営においてウェブアクセシビリティの対応に取り組めます。

次ページ以降に解説する取組は以下の3点です。

- ページ作成時の対応  
新たなページを作成するとき、又は既存のページを更新するとき、ガイドラインに基づいてウェブアクセシビリティに対応します。
- 公開前のチェック  
ページの公開前に、ガイドラインに基づいてウェブアクセシビリティの対応の有無をチェックします。
- 利用者の意見収集と対応  
障害者・高齢者等の意見を積極的に収集するよう努め、問題の指摘や改善要望があった場合に速やかに対応します。



### 6.3.1. ページ作成時の対応

新たなページを作成するとき、又は既存のページを更新するとき、「6.1.団体内で使用するガイドラインの策定」で策定するガイドラインに基づいてウェブアクセシビリティに対応します。

JIS X 8341-3:2016 の各達成基準の内容についてはウェブアクセシビリティ基盤委員会が提供している「WCAG 2.0 解説書」を、具体的な達成方法等については「WCAG 2.0 達成方法集」を参照してください。

#### 【参照】

- ウェブアクセシビリティ基盤委員会「WCAG 2.0 解説書」  
(<http://waic.jp/docs/wcag2/understanding.html>)  
→JIS X 8341-3:2016 の達成基準について、背景や目的の解説、事例、達成方法及び不適合事例が示されています。

#### 【参照】

- ウェブアクセシビリティ基盤委員会「WCAG 2.0 達成方法集」  
(<http://waic.jp/docs/wcag2/techs.html>)  
→JIS X 8341-3:2016 の達成基準を実現するための個別の達成方法について、具体的な解説、事例、検証方法が示されています。

次ページ以降では、公的機関のホームページ等においてウェブアクセシビリティを推進していく過程で、どのように対応したら良いか特に問題となることの多い事例を取り上げ、対応時の注意点等を解説します。

- (1) 施設や避難所への道順等の案内をする際にどのような注意をしたら良いか
- (2) 模式図やグラフにどのように代替情報を用意したら良いか
- (3) 表を掲載する際にどのような注意をしたら良いか
- (4) PDF を掲載する場合にどのようなことに注意したら良いか
- (5) 動画を提供する場合にどのようなことに注意したら良いか



## (1) 施設や避難所への道順等の案内をする際にどのような注意をしたら良いか

画像の内容を見ることのできない音声読み上げソフトの利用者等への配慮として、画像に代替情報を用意することが求められます。原則として、画像に示された内容を代替テキストとして記載する（HTMLのalt属性を用いて「alt="このダブルコーテーションの間に画像に示された内容をテキストで記載する"」のように示す）ことにより対応しますが、公的機関においては、簡潔な説明文では説明することが困難な複雑な情報を表した画像を掲載するケースが多々あるため注意が必要です。また、画像の中で使用する色にも注意が必要です。

施設や避難所への道順等の案内は、公的機関のホームページの中で重要な情報の一つです。（例：防災マップ）

以下の解説を参考に、できるだけ多くの利用者が適切に情報を取得できるように注意してください。

### 【読み取りやすくする方法】

- a) 地図画像の中で使用する文字は、大きく鮮明にする。
- b) 文字の色と背景色とのコントラスト比を JIS X 8341-3:2016 に基づき確保する。
- c) 現在地等を視覚的に表現する場合に、色の違いで表すだけでなく、文字や形でも説明する。

### 【地図の代替テキスト】

- a) 地図が掲載されていることを代替テキスト（alt属性）などで説明する。  
例：「・・・への地図」

### 【地図の掲載とともに併記する代替情報】

- a) 最寄り駅から目的地までの道順を文章で説明する。
- b) 目的地の住所や電話番号を掲載する。

### 【地図情報サービスを利用する場合】

詳細な地図を閲覧できる地図情報サービスよりも、最寄り駅から目的地までの道順を簡略化に表現した地図の方が、利用者にとって分かりやすい場合があります。地図情報サ



ービスを利用し、各団体ホームページ内に地図を表示する場合、必要に応じて簡略化した地図画像を併せて提供することを検討します。

#### 【参照】

JIS X 8341-3:2016 の達成基準：1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準、1.4.1 色の使用の達成基準、1.4.3 コントラスト（最低限レベル）の達成基準

JIS X 8341-3:2016 の達成方法の例（冒頭の番号は WCAG 2.0 達成方法集の項番）

- G95:非テキストコンテンツの簡単な説明を提供する、簡潔な代替テキストを提供する
- G92:非テキストコンテンツに対して、それと同じ目的を果たし、同じ情報を提供する長い説明を提供する
- G74:短い説明の中で長い説明のある場所を示して、非テキストコンテンツの近くにあるテキストで長い説明を提供する
- G14:色の違いで伝えている情報をテキストでも入手可能にする
- G111:色とパターンを併用する
- G18:テキスト（及び画像化された文字）とその背景の間に、少なくとも 4.5:1 以上のコントラスト比をもたせる

#### 【参照】

- 6.5.外部サービスを活用した情報発信における取組（P.116）

## (2) 模式図やグラフにどのように代替情報を用意したら良いか

画像の内容を見ることのできない音声読み上げソフトの利用者等への配慮として、画像に代替情報を用意することが求められます。原則として、画像に示された内容を代替テキストとして記載する（HTMLのalt属性を用いて「alt="このダブルコーテーションの間に画像に示された内容をテキストで記載する"」のように示す）ことにより対応しますが、公的機関においては、簡潔な説明文では説明することが困難な複雑な情報を表した画像を掲載するケースが多々あるため注意が必要です。

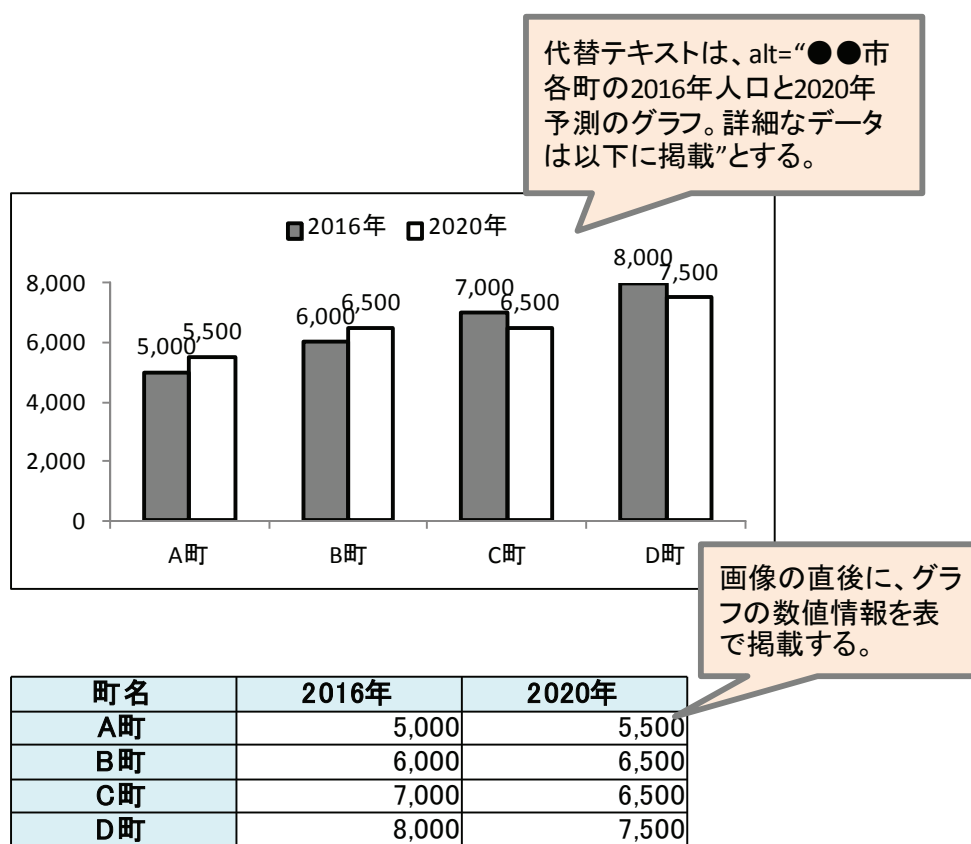
複雑な情報を示したフロー図やグラフなどの画像を掲載する場合には、次ページ以降に示す「方法1」「方法2」のいずれかの方法で画像の内容を説明するテキストを用意し提供します。

### 【方法1】

画像の近くに、画像の内容を十分に説明するテキスト情報を掲載する

- a) 画像 (img 要素) に付与する代替テキスト (alt 属性) に、「画像内容の簡潔な説明」と「画像内容の十分な説明の場所」を示す文言を入れる。
- b) 画像の近くに、画像の内容を十分に説明するテキスト情報を掲載する。  
例：フロー図等の内容を説明する文章を箇条書きなどで掲載する。  
グラフの数値情報を表で掲載する。

### 【対応イメージ】



### 【参照】

JIS X 8341-3:2016 の達成基準：1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準

JIS X 8341-3:2016 の達成方法の例（冒頭の番号は WCAG 2.0 達成方法集の項番）

- G95:非テキストコンテンツの簡単な説明を提供する、簡潔な代替テキストを提供する

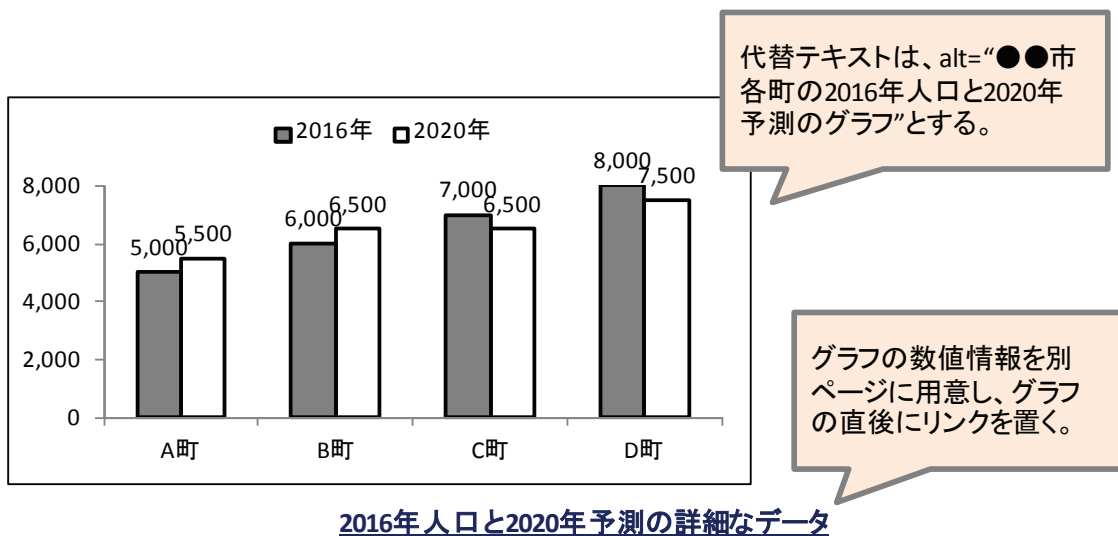
- G92:非テキストコンテンツに対して、それと同じ目的を果たし、同じ情報を提供する長い説明を提供する
- G74:短い説明の中で長い説明のある場所を示して、非テキストコンテンツの近くにあるテキストで長い説明を提供する

【方法2】

画像の内容を十分に説明するページを別途用意する

- a) 画像 (img 要素) に付与する代替テキスト (alt 属性) に、「画像内容の簡潔な説明」を示す文言を入れる。
- b) 画像の内容を十分に説明するページを別途用意する。
- c) 画像のすぐ隣に、「画像の内容を十分に説明するページ」へのリンクを掲載する。

【対応イメージ】



【参照】

JIS X 8341-3:2016 の達成基準： 1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準

JIS X 8341-3:2016 の達成方法の例（冒頭の番号は WCAG 2.0 達成方法集の項番）

- G95:非テキストコンテンツの簡単な説明を提供する、簡潔な代替テキストを提供する
- G92:非テキストコンテンツに対して、それと同じ目的を果たし、同じ情報を提供する長い説明を提供する
- G73:非テキストコンテンツのすぐ隣に別の場所へのリンクを置き、その別の場所で長い説明を提供する

### (3) 表を掲載する場合にどのようなことに注意したら良いか

表組みは、情報の対応関係が視覚的に把握しやすいことから、公的機関のホームページ等において多く用いられています。しかし、画面の表示内容を見ることができない音声読み上げソフトの利用者等にとっては、全体構成や対応関係を把握するのが難しく、情報を正確に把握できない場合があります。

表組みで情報を提供する場合は、以下の解説を参考に、「表組みの構成」と「HTMLのタグ付け」の2点に注意して、できるだけ多くの利用者が正確に情報を取得できるようにしてください。

#### 【表組みの構成】

ホームページ等に掲載する表は、視覚的に理解しやすいように作成するとともに、音声読み上げソフト等で利用した場合でも適切に内容が伝わるように構成する必要があります。

Excel や Word 等で作成された表を原稿としてホームページ等の記事を作成する場合は、原稿の表が、ホームページ等で掲載するのに適した構成となっているか確認し、必要に応じて調整してください。

#### a) 表の行列の構成を確認する。

補足説明：音声読み上げソフトは、表の内容を左上のセルから順に、左から右へ読み上げます。表の内容によっては、行列を入れ替えることで、見出しの内容と各セルの内容の対応関係を把握しやすくなる場合があります。

#### b) 複雑に構成された表の場合、表を複数に分割することで、伝わりやすくてできないか検討する。

補足説明：表組みの構成が複雑なほど音声読み上げソフト等により内容を把握することが難しくなります。視覚的な分かりやすさを阻害しない範囲で、見出しセルを複数行又は複数列にしない、セルを結合しないなど、できるだけ単純な構成とすることが求められます。例えば、複数のテーマをひとつの表で表現しているような場合に、各テーマごとに表を分割して構成すると、セルの結合が少なくなったり、見出しの列や見出しの行の構成が単純になったりして、情報を把握しやすくなります。このような配慮は、スマートフォンなど小さな画面で閲覧している利用者にとっても、分かりやすさが向上するといった利点があります。

#### 【HTMLのタグ付け】

表組みの構成をできる限り分かりやすくした上で、CMSの機能を活用するなどにより表の構造をHTMLで適切にタグ付けします。具体的な実現方法については、JIS X 8341-3:2016の達成基準及び「WCAG 2.0 達成方法集」を参照してください。

## 【参照】

JIS X 8341-3:2016 の達成基準： 1.3.1 情報及び関係性の達成基準

JIS X 8341-3:2016 の達成方法の例（冒頭の番号は WCAG 2.0 達成方法集の項番）

- H51:テーブルのマークアップを用いて、表の情報を提示する
- H39:CAPTION 要素を用いて、データテーブルの表題とデータテーブルを関連付ける
- H43:ID 属性及び HEADERS 属性を用いて、データテーブルのデータセルを見出しセルと関連付ける

#### (4) PDF を提供する場合にどのようなことに注意したら良いか

PDF は、紙の資料と同じ体裁で印刷可能な電子ファイルを提供できる、ページ数の多い文書をダウンロード提供できるなどの利便性があります。一方で、読み上げ順序が適切でなかったり、画像に代替テキストが指定されていなかったりすると、音声読み上げソフトの利用者が適切に情報を取得できません。また、行内の文字数などが元の原稿のとおり固定化されているといったことが原因で、HTML で作成されたページと比べてスマートフォンなど多様な画面サイズで利用する際に閲覧しづらい場合があります。

PDF で情報を提供する場合は、以下の解説を参考に、できるだけ多くの利用者が適切に情報を取得できるように注意してください。

##### 【JIS X 8341-3:2016 を満たす方法】

PDF を提供する場合は、以下のいずれかの対応により JIS X 8341-3:2016 を満たすことが求められます。

##### a) PDF ファイルと同じ内容のページを作成し併せて掲載する

PDF ファイルの提供に併せて、同じ内容のページを作成（HTML で提供）します。HTML で提供するページを JIS X 8341-3:2016 の達成基準を満たすように作成することで、ウェブアクセシビリティを確保します。

##### b) アクセシビリティに対応した PDF を作成する

PDF の作成過程で必要な対応を行うことにより、JIS X 8341-3:2016 の達成基準を満たす PDF を作成します。

具体的には、ウェブアクセシビリティ基盤委員会の「WCAG 2.0 達成方法集」やアドビシステムズ社の提供する情報に基づいて、PDF を作成します。

##### 【参照】

- ウェブアクセシビリティ基盤委員会「WCAG 2.0 達成方法集」（「11.PDF」）  
<http://waic.jp/docs/wcag2/techs.html>
- アドビ システムズ社「アクセシビリティ対応の PDF の作成および検証（Acrobat Pro DC）」  
<https://helpx.adobe.com/jp/acrobat/using/create-verify-pdf-accessibility.html>



## ポイント！

広報誌やパンフレット等の作成を事業者に委託し、PDF ファイルを納品してもらう場合は、ホームページ等での公開を前提に、JIS X 8341-3:2016 に基づいた PDF とすることを依頼してください。

### 【JIS X 8341-3:2016 に基づく対応が難しい場合】

何らかの理由により JIS X 8341-3:2016 に基づく対応が難しい場合は、下記の例を参考に、できる限り代替手段を提供してください。

#### 【例】

- ・ PDF で提供されている内容の概要を説明するページを作成する。
- ・ PDF で提供されている内容に関する問い合わせ先を明記する。
- ・ PDF ファイルに併せて、Word などの元のファイルを掲載する。

### 【注意点】 アクセシビリティの観点から問題のある対応

紙の文書をスキャナーなどで画像として読み込み PDF に変換して提供すると、内容を読み取れない利用者が出ます。他の方法で実現できない場合を除き、このような対応は行わないでください。

## (5) 動画を掲載する場合にどのようなことに注意したら良いか

動画による情報提供を行うホームページが増えています。動画は映像や音声によって多くの情報を伝えることができる一方で、視覚障害者や聴覚障害者には情報が適切に取得できない場合があります、配慮が必要です。

### 【注意点】

**外部の動画配信サービスを利用し情報提供を行う場合や、動画配信サービスの仕組みを活用し各団体のホームページ内で動画を再生させる場合も対応が必要です。**

動画による情報提供を行う場合は、以下のとおり JIS X 8341-3:2016 を満たすことが求められます。

### 【JIS X 8341-3:2016 のレベル A を満たす方法】

JIS X 8341-3:2016 のレベル A を満たすためには、以下全ての対応が求められます。

- a) 動画にキャプション（字幕）をつける。  
動画の内容のうち音声で表現されている情報をキャプション（字幕）として付与します。
- b) 同じ内容のページを作成（HTML で提供）する。又は、動画に音声解説をつける。  
例：記者会見の動画提供と合わせて、発言内容を書き起こしたページを用意する。

### 【注意点】

**動画をページ内で再生させる場合は、再生や停止、音量調整等の仕組みをキーボードのみで操作できるようにする対応も必要となります。**

### 【JIS X 8341-3:2016 のレベル AA を満たす方法】

JIS X 8341-3:2016 のレベル AA を満たすためには、上記レベル A の対応に加え、以下全ての対応が求められます。

- a) 生中継の動画にキャプションをつける。
- b) 動画の内容に音声解説をつける。

### 【参照】

- ウェブアクセシビリティ基盤委員会「WCAG 2.0 解説書」  
(<http://waic.jp/docs/wcag2/understanding.html>)

JIS X 8341-3:2016 の達成基準：

- 1.2.1 音声だけ及び映像だけ（収録済み）の達成基準【レベル A】
- 1.2.2 キャプション（収録済み）の達成基準【レベル A】
- 1.2.3 音声解説又はメディアに対する代替コンテンツ（収録済み）の達成基準【レベル A】
- 1.2.4 キャプション（ライブ）の達成基準【レベル AA】
- 1.2.5 音声解説（収録済み）の達成基準【レベル AA】
- 2.1.1 キーボードの達成基準【レベル A】

### 【JIS X 8341-3:2016 に基づく対応が難しい場合】

何らかの理由により JIS X 8341-3:2016 に基づく対応が難しい場合は、下記の例を参考に、できる限り代替手段を提供してください。

### 【例】

- 動画で提供されている内容の概要を説明するページを作成する。
- 動画で提供されている内容に関する問い合わせ先を明記する。

### 6.3.2. 公開前のチェック

ページの公開前に、ガイドラインに基づいてウェブアクセシビリティ対応の不備の有無についてチェックします。

#### (1) チェックを行うタイミング

以下に例示する通りチェックを行うことができるタイミングは複数あります。できるだけ多くのタイミングでチェックを行うようにします。

例：（原課でページを作成しホームページの管理運営担当部署で公開を行う場合）

- ページを作成した担当者が自分で確認する。
- 原課内で承認を行う担当者が確認する。
- ホームページの管理運営担当部署で公開承認を行う担当者が確認する。

#### (2) チェックの方法

以下に例示する通りチェックの方法が複数あります。できるだけ複数の方法を組み合わせてチェックを行うようにします。

例：チェック方法の例

- ページの作成・更新を担当する職員が、ウェブアクセシビリティのチェックツールを用いて確認する
- ページの作成・更新を担当する職員が、CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）のアクセシビリティ・チェック機能を用いて確認する
- ページの作成・更新を担当する職員が、音声読み上げソフトにより作成したページを読み上げて確認する
- ページの作成・更新を担当する職員が、チェックリストを用いて確認する
- ホームページの管理運営担当部署において、ウェブアクセシビリティについてある程度の知識を有する職員が確認してから公開承認する

#### 注意点！

**チェックツールやCMSのチェック機能は、全体的な傾向を把握する際には有効ですが、すべてを機械的に判定することはできません。JIS X 8341-3:2016の要件を網羅した確認を行うために、人による判断も併せて実施する必要があります。**

【参照】

- 9.2.みんなのアクセシビリティ評価ツール「miChecker（エムアイチェッカー）」  
(P.138)  
→総務省が開発し提供しているウェブアクセシビリティのチェックツール

【事例】

ホームページ所管部署がチェックの上で公開しアクセシビリティを確保

1. 基本情報

団体名：東京都武蔵野市  
 総ページ数：約 10,000 ページ  
 職員数（部署数）：約 940 人（57 部署）  
 CMS 導入の有無：あり



2. 主な内容

原課にて作成したページを、公式ホームページを所管している秘書広報課が、アクセシビリティ等をチェックした上で公開する体制としている。2013 年度、2014 年度に、JIS X 8341-3:2010 に基づく試験を実施。2015 年 3 月の試験において等級 AA 準拠を確認した。

3. 参考にしたいポイント

- 原課において、CMS の機能として備わっているチェックツールなどで確認した上で、秘書広報課に公開申請することとしているが、チェックツールなどでは確認することができない事項を秘書広報課にて重点的に確認している。（例：表組みの構成やセルの読み上げ順序、代替テキストの表現など）
- 秘書広報課による確認の結果、問題があった場合は差し戻しを行うため、そのことにより、アクセシビリティを確保するとともに、原課の職員の意識向上と知識習得を促している。
- 2014 年度末に等級 AA 準拠達成を目標に、方針を設定。2013 年度の試験では問題が検出され達成できなかったが、試験結果をホームページで公表の上で、職員による改善と業者によるシステム改修等を実施し、目標達成時期である翌年度に等級 AA 準拠を達成した。

4. 苦労した点、工夫した点

- 人事異動などで原課のホームページ担当者が替わった場合にもアクセシビリティに配慮したページが作成できるよう、アクセシビリティなどに関する職員研修を継続的に実施している。

### 6.3.3. 利用者の意見収集と対応

#### 利用者との協調

障害者・高齢者等の意見を積極的に収集するよう努め、問題の指摘や改善要望があった場合に速やかに対応します。

#### (1) 意見収集

ホームページ等に問い合わせ先を掲載する、意見投稿用のフォームを設けるなどし、利用者の意見を積極的に収集するよう努めます。

##### ポイント！

ホームページ等で意見収集について目立つように案内します。

例：

- トップページが目立つ位置にリンク等を設置する。
- 個別の記事を掲載したページを含めて全ページにリンク等を設置する。

##### ポイント！

受付方法を複数用意することで、様々な利用者が意見を提示しやすくなります。

例：

- メール又はフォームによる受付を行うことで、発話が困難な人が意見を提示しやすくする。
- 電話による受付を行うことで、文字の入力に負担のある人が意見を提示しやすくする。

#### (2) 意見への対応

障害者等から、各団体のホームページ等のウェブアクセシビリティに関して改善の要望があった場合には、障害者差別解消法に基づき対応を行う必要があります。

なお、公的機関が取組の対象から除外しているページなどがある場合も、障害者が実際にウェブアクセシビリティの問題に直面し、障壁の除去の要望を申し出た場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者差別解消法に基づき合理的配慮の提供が求められます。

改善の要望に対して、ホームページ等の改善を即座に行うことが困難な場合等は、要望した当事者と必要に応じて協議を行うことなどにより要望の内容を確認し、ホームペー

ジ以外の方法で情報を提供するなどの対処も含めて、できる限りの最善の対応を行うことが必要です。

改善の要望があった箇所の改善等の対応を行うとともに、同様の問題が各団体のホームページ等の他の箇所でも生じないように、ホームページ等の全体の改善計画へ反映し、可能な限り速やかに改善を図ります。

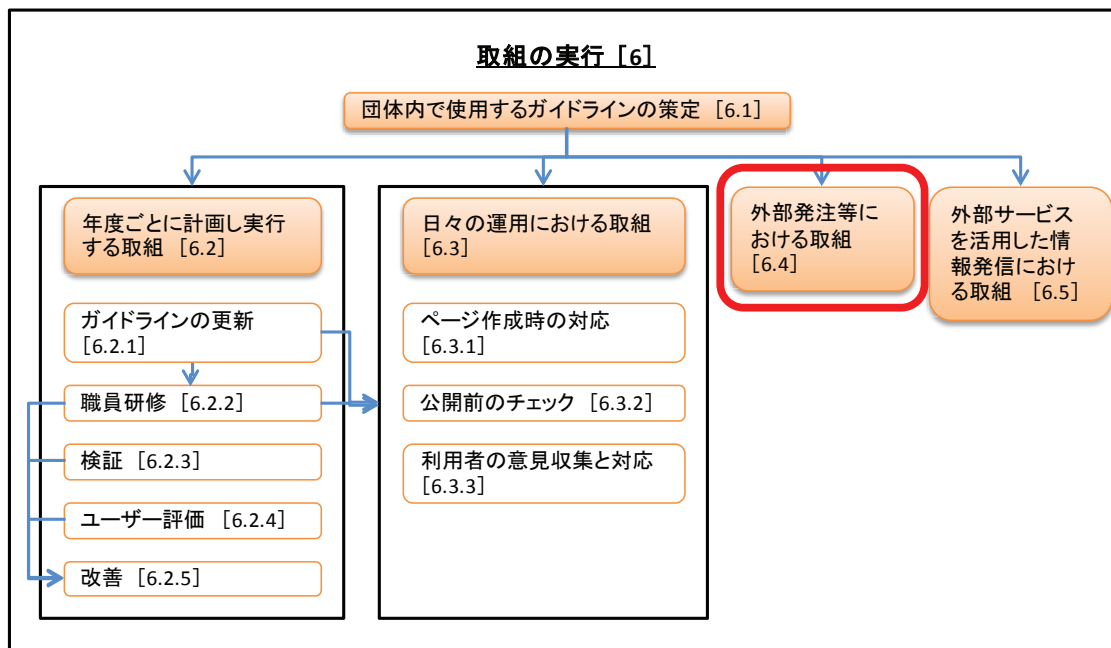
#### 【参照】

- 2.2.2.(2)合理的配慮の提供 (P.30)



## 6.4. 外部発注等における取組

ホームページ等の新規構築を行う際、又は再構築（リニューアル）等を行う際にも、ウェブアクセシビリティの対応に取り組むことが重要です。外部発注の準備から、外部発注の実施、プロジェクトの実施、検収といった一連の作業において、ウェブアクセシビリティの対応が適切に行われるように計画し実行します。



### 注意点！

外部発注の準備（仕様書の作成を含む）、プロジェクトの進行、検収等が適切に行われない場合、ウェブアクセシビリティに問題のあるホームページ等が構築されるおそれがあります。

アクセシビリティの確保や改善について仕様書で具体的に要件を示す、プロジェクトの進行過程で十分な検証を行った上で検収する、といった対応を実行しアクセシビリティの確保を実現することは、発注者である公的機関の責任です。

### 6.4.1. 外部発注等における取組の全体像

事業者選定前の準備、構築（再構築）プロジェクト、それぞれにおいて必要な取り組みを実施します。

#### ■実施前の準備（事業者選定まで）

##### (1) ウェブアクセシビリティ方針の検討（P.105 参照）

JIS X 8341-3:2016 に基づき、目標とする適合レベル、適用する達成基準の設定を行います。また、達成方法（JIS X 8341-3:2016 の達成基準を満たすための具体的な制作方法のこと）の設定手順を選択し、実施します。

##### (2) 仕様書の作成（P.108 参照）

仕様書において、アクセシビリティの確保に関し、受注者（構築を請け負う事業者。以下、事業者と記載。）に求める対応を明確に示します。

##### (3) 事業者の選定（P.109 参照）

アクセシビリティ対応の意識が高く、JIS X 8341-3:2016 に関して適切な知識を有する事業者を選定します。

#### 注意点！

ホームページ等の構築（再構築）、CMS（コンテンツ管理システム）の導入（入れ替え）等の実施においては、その業務を委託する事業者を選定する前に、十分な時間をかけて適切な準備を行う必要があります。

#### ■構築（再構築）プロジェクト（事業者選定後）

##### (1) 達成方法の確認と構築作業の実施（P.111 参照）

仕様書に基づき具体的な達成方法を確認した上で、構築を実施します。

##### (2) 複数段階での検証の実施（P.111 参照）

仕様書の示す要件に基づき、構築工程の複数の段階で、アクセシビリティを検証します。

##### (3) 試験の実施（P.112 参照）

JIS X 8341-3:2016 に基づく試験を実施し、アクセシビリティを確保していることを確認します。

#### (4) 検収 (P.112 参照)

JIS X 8341-3:2016 に基づく試験結果を確認した上で検収します。

## 6.4.2. 実施前の準備（事業者選定まで）

### (1) ウェブアクセシビリティ方針の検討

事業者選定前に、目標とする適合レベル、適用する達成基準の設定を行います。また、達成方法の設定手順を選択し、実施します。

#### a) 目標とする適合レベルと達成基準

目標とする適合レベルと達成基準を、仕様書の作成に先立ち検討し、当該業務のウェブアクセシビリティ方針とします。

- 団体全体として目標とする適合レベルと達成基準を設定している場合は、これを採用することを基本とします。
- 構築（再構築）するホームページ等ごとに目標とする適合レベルと達成基準を設定する場合は、みんなの公共サイト運用ガイドライン「5.ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」を参考に、当該業務の対象となるホームページ等の目標とする適合レベルと達成基準を検討します。

#### b) 達成方法の検討手順の選択

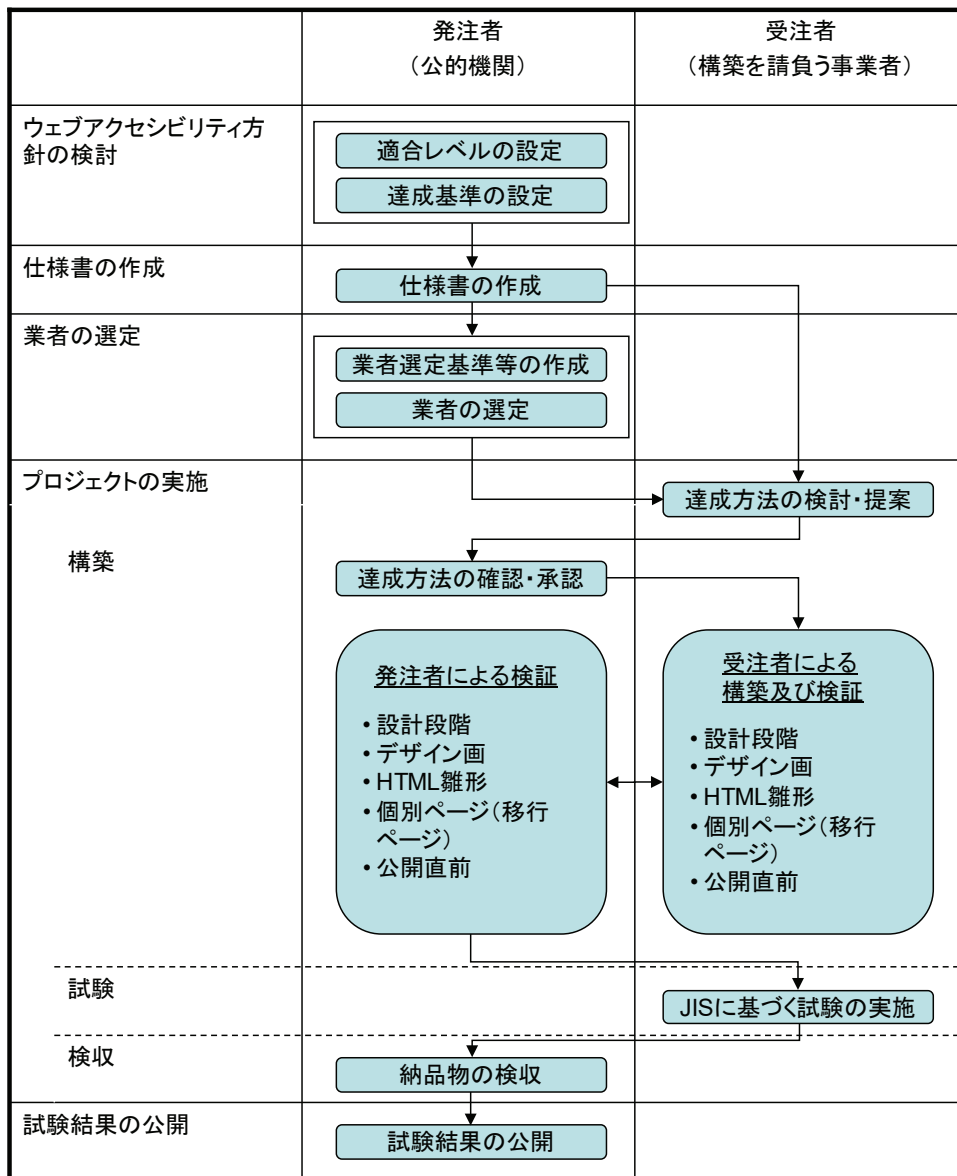
次ページ以降に示す2つの手順（「手順A」及び「手順B」）を参考に、達成方法の検討について、事業者に提案を求めるか、発注者（公的機関）自らが検討し仕様として提示するかを選択します。

手順A 具体的な達成方法を事業者の提案に委ねる手順

目標として設定した適合レベル及び適用する達成基準に基づき、アクセシビリティ確保の具体的な達成方法について事業者に提案を求めます。

アクセシビリティ対応の意識が高く、JIS X 8341-3:2016 に関して適切な知識を有する事業者を選定することが手順Bと比べより重要となります。

手順A 具体的な達成方法を事業者の提案に委ねる手順の流れ

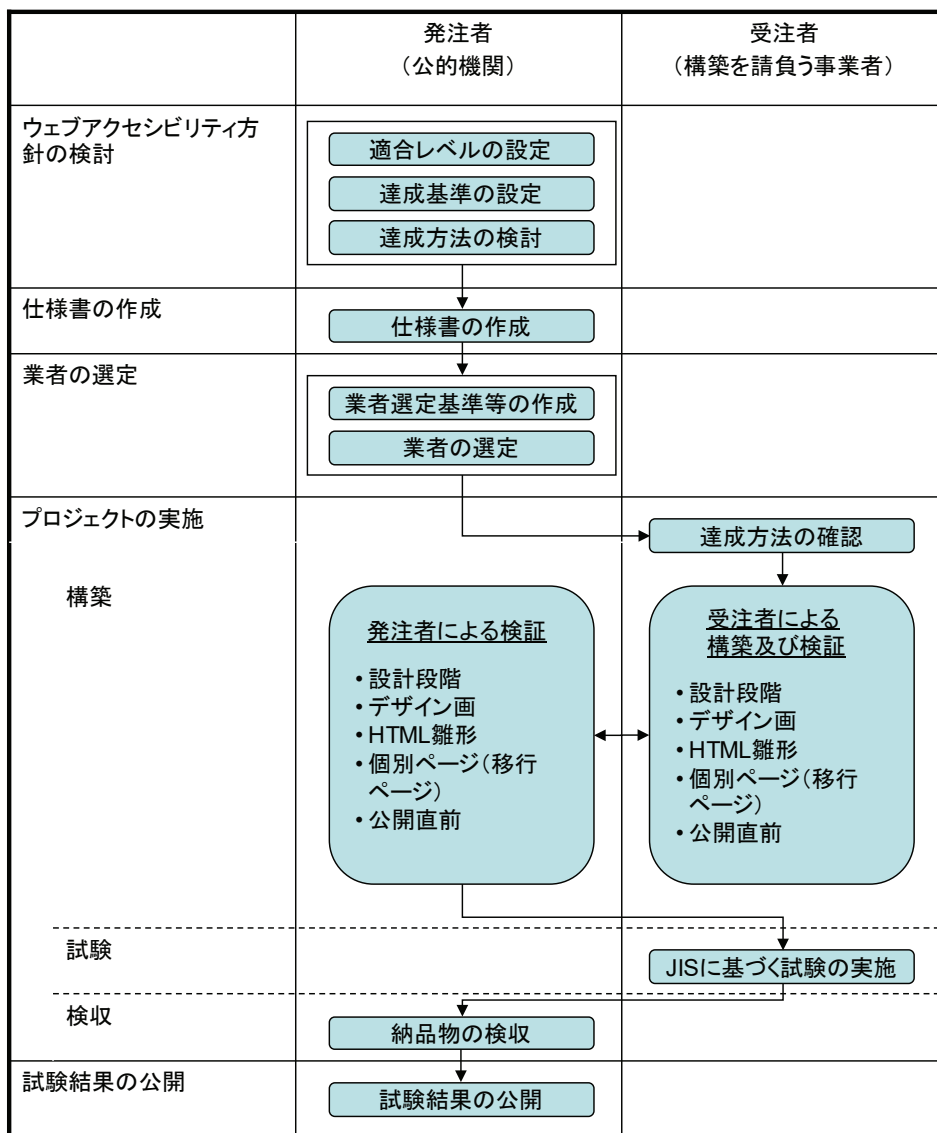


手順B 具体的な達成方法を発注者が仕様として提示する手順

目標として設定した適合レベル及び適用する達成基準に基づき、アクセシビリティ確保の具体的な達成方法を各団体で検討し、仕様として提示します。発注者からリニューアルプロジェクトにおいて事業者を求める具体的な対応を仕様として明確に提示することで、アクセシビリティ対応を確実に実現することを目指します。

達成方法の検討は、JIS X 8341-3:2016 に関して適切な知識を有した者が担当することが重要です。

手順B 具体的な達成方法を発注者が仕様として提示する手順の流れ



【参照】 達成方法の検討の際に参照する資料

- WCAG 2.0 解説書 <達成基準の解説と、要件を満たす達成方法の解説>  
(<http://waic.jp/docs/wcag2/understanding.html>)
- WCAG 2.0 達成方法集 <各達成方法の技術的な説明>  
(<http://waic.jp/docs/wcag2/techs.html>)
- アクセシビリティ サポートド (AS) 情報 <各達成方法が達成基準を満たすものかどうかを判断するための参考資料> (<http://waic.jp/docs/as/>)
- AS 情報を作成する際に必要となるテストファイル <アクセシビリティ サポートド (AS) 情報を作成する際に必要となるテストファイル>  
(<http://waic.jp/docs/as/tests/>)

## (2) 仕様書の作成

仕様書において、アクセシビリティの確保に関し、事業者を求める対応を明確に示します。

**注意点！**

**仕様書に具体的な目標と事業者を求める対応を明確に示し、アクセシビリティの確保を実現することは、発注者である公的機関の責任です。**

ウェブアクセシビリティ基盤委員会の「JIS X 8341-3:2016 対応発注ガイドライン」において、仕様書に記載すべき項目と内容についての解説、良い例と悪い例が示されています。同資料及び「6.4.2.(3)事業者の選定」に記載するスケジュール、コンテンツ移行の手順、分担、作業手順等の事業者を求める事項を検討し仕様書を作成します。

【参照】

- ウェブアクセシビリティ基盤委員会「JIS X 8341-3:2016 対応発注ガイドライン」  
(<http://waic.jp/docs/jis2016/order-guidelines/>)

### (3) 事業者の選定

アクセシビリティ対応の意識が高く、JIS X 8341-3:2016 に関して適切な知識と対応力を有する事業者を選定します。

#### 注意点！

**アクセシビリティ対応の意識が高く、JIS X 8341-3:2016 に関して適切な知識と対応力を有する事業者の選定につながるように、事業者選定基準等の作成において細心の注意を払うことは、発注者である公的機関の責任です。**

選定において特に注意すべき点は以下のとおりです。仕様書が示す要件を満たすための具体的な実現方法を確認し評価できるように、下記を参考に提案要求事項、事業者選定基準を用意します。

#### a) スケジュール

事業者による作業、発注者による作業（事業者による作業結果の確認など）のそれぞれについて、手順と分担が具体化され、余裕を持ったスケジュールが提案されているか確認します。

#### b) コンテンツ移行の手順、分担、作業手順

旧ホームページから新ホームページへの掲載内容の移し替え（コンテンツ移行）の手順及び作業内容は、新ホームページのアクセシビリティに大きく影響するため注意が必要です。作業を実施する範囲（全ページを対象に移し替えるか、一部を除外するかなど）、作業分担（移し替え作業を全て事業者が担当するか）、作業手順などが適切に提案されているか確認します。

#### c) 改善作業

ウェブアクセシビリティにはチェックツールなど機械的な検証だけでは改善することができず、人による判断や作業を経なければ改善できない事柄が多数あります。事業者によるコンテンツ移行作業、ウェブアクセシビリティの改善作業に関して、人による判断や作業を含めた改善作業が提案されているか確認します。

#### d) 事業者による検証

デザイン画作成、HTML・CSS のひな形（テンプレート）作成、個別ページ作成・コンテンツ移行作業など複数の作業段階において、作業結果を事業者において十分に検証した上で発注者に提示することが提案されているか確認します。



e) 発注者による作業

個々のページの記事の内容や構成が原因でウェブアクセシビリティの問題が発生している場合、改善するために記事を所管する部署の職員の判断や作業が必要となるケースがあります。そのような問題を外部発注の一環として改善する場合は、事業者から発注者に確認や判断を求める内容、手順、日程等が適切に提案されているか確認します。

f) 過去の実績

提案する事業者が過去に受託したホームページ構築等の実績を具体的に把握し、そのホームページのアクセシビリティを確認します。

【例】

- アクセシビリティチェックツールを用いるなど、複数のページのアクセシビリティを確認する。
- 第三者による評価結果を確認する。

### 6.4.3. 構築（再構築）プロジェクト（事業者選定後）

#### (1) 達成方法の確認と構築作業の実施

具体的な達成方法を事業者の提案に委ねる手順（P.106、手順 A）で実施する場合は、設計段階において事業者に具体的な達成方法を文書で提案するよう求めます。

具体的な達成方法を発注者が仕様として提示する手順（P.107、手順 B）で実施する場合は、発注者から示す達成方法に基づき、プロジェクトを実施します。プロジェクトの工程において、設計方針の変更が生じた場合などは、必要な調整を行います。

いずれの場合も、達成方法の検討は、JIS X 8341-3:2016 に関して適切な知識を有した者が、JIS X 8341-3:2016 及びウェブアクセシビリティ基盤委員会の公開資料に基づき、実施することが求められます。

#### (2) 複数段階での検証の実施

仕様書の示す要件に基づき、構築工程の複数の段階で、アクセシビリティを検証します。各工程で検証を行い必要な修正を行うことで、大幅な手戻りを避け、プロジェクトの実施期間内でのアクセシビリティ確保を確実にすることにつながります。

なお、アクセシビリティの検証には、アクセシビリティチェックツール等で機械的に点検できる項目と、アクセシビリティや JIS X 8341-3:2016 を十分理解した上で人が判断しなければいけない項目があります。

##### 【検証を実施する工程の例】

- 設計段階
- デザイン画作成段階
- HTML・CSS のひな形（テンプレート）作成段階
- 個別ページ作成・コンテンツ移行作業段階
- リニューアル公開直前

仕様書において事業者にアクセシビリティ検証の実施を求めるとともに、発注者においても必ず確認を実施します。

##### 【発注者において実施する確認の例】

- 事業者に対して検証結果の提示を求め、その内容について可能な範囲で確認する。
- アクセシビリティチェックツールを用い確認する。
- ユーザー評価を実施する。
- 専門家等第三者による検証を実施する。

### (3) 試験の実施

事業者において JIS X 8341-3:2016「附属書 JB（参考）試験方法」及びウェブアクセシビリティ基盤委員会の示す「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づく試験を実施します。

試験の手順、具体的な方法については、ウェブアクセシビリティ基盤委員会の示す「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」を参考にしてください。

### (4) 検収

リニューアル公開直前の検証結果及び試験結果を確認した上で、検収します。

#### 【参照】

- JIS X 8341-3:2016「附属書 JB（参考）試験方法」
- ウェブアクセシビリティ基盤委員会「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」  
(<http://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/>)

#### 6.4.4. CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）の導入における注意点

CMSとは、ページの作成や公開・削除等を支援するシステムの総称です。テンプレート（HTML・CSSのひな形）を活用することなどにより、ホームページ全体での一貫したレイアウトやリンク表記などの実現に効果があります。また、作成時等にアクセシビリティのチェックを行う機能を備えたシステムも提供されています。

CMSの導入においては、管理対象とするページの設定、旧ホームページから新ホームページへの移し替え（コンテンツ移行）の実施内容等が不適切なことが原因で、CMSの機能を効果的に活用できていない事例があります。事業者選定前に各団体の方針を十分に検討し、仕様書において事業者を求める実施内容を具体的に明記してください。

##### 【例】

- 既存ページのうち一部のみをCMS管理下としたため、ホームページの大部分においてCMSのアクセシビリティチェック機能等を活用することができない。
- 既存ページの移し替え（コンテンツ移行）をする際に、アクセシビリティに問題のあるページのHTMLをコピー&ペーストしたため、新しいページに問題を引き継いでしまった。

また、ページ作成にCMSを用いる場合も、CMSの機能に頼るだけでは十分なウェブアクセシビリティを確保することはできません。ウェブアクセシビリティを確保するためにはページの作成者に求められる判断や対応があるため、職員の意識向上や知識習得のための研修等を実施することが極めて重要です。（例：画像に対する代替テキストの内容を、作成者が原稿の内容を踏まえて指定しないと、音声読み上げソフトの利用者等に情報が適切に伝わらない。）

【事例】

リニューアルに先立ち掲載が不要なページ大幅削減を実施

1. 基本情報

団体名：千葉県我孫子市  
 総ページ数：約 5,000 ページ  
 職員数（部署数）：約 1,200 人（55 部署）  
 CMS 導入の有無：あり



2. 主な内容

2014 年度から 2015 年度にかけて実施したリニューアルの業者選定に先立ち、公開ページの確認を行い、引き続き掲載が必要なページと不要なページの取捨選択を行い、約 2,000 ページを削減した上で全ページを対象にウェブアクセシビリティの改善を含むリニューアルを実施した。

3. 参考にしたいポイント

不要なページの大幅削減を実施したことによりリニューアルの費用を削減するとともに、リニューアルプロジェクトにおいて、公式ホームページ全体を対象に同一水準のウェブアクセシビリティ改善を行うことを可能とした。

4. 苦労した点、工夫した点

- 更新頻度の少ないページや、閲覧が著しく少ないページを削除することへの反発があったが、思い切って削除したところ、特に不満の声はない。
- リニューアル前は部署ごとになっている部分が多かった分類を全て市民目線で見直し、ページの探しやすさを最優先した。  
 例：保育課・教育委員会で分かれていた子育て関係のページを「子育て・教育・生涯学習」にまとめた
- 余裕のあるリニューアルスケジュール（10 か月間）で、移行にも 2 か月を設定したが、アクセシビリティに欠けるページが多く、品質確保に苦労した。

**【事例】**

**3 年にわたる取組により、ホームページ全体のアクセシビリティを高める  
リニューアルを実施**

**1. 基本情報**

団体名：神奈川県川崎市  
 総ページ数：約 48,000 ページ  
 職員数（部署数）：約 13,000 人（600 部署）  
 CMS 導入の有無：あり



**2. 主な内容**

約 65,000 ページ（当時）という大規模なホームページについて、準備開始からリニューアル公開まで約 26 か月（準備約 12 か月、リニューアル作業期間約 14 か月）かけて、アクセシビリティ対応を含む探しやすさ・使いやすさの改善、ホームページ全体への CMS 導入等を実施し、2012 年 10 月にリニューアル公開した。（等級 AA に準拠）

**3. 参考にしたいポイント**

- 問題点の分析、調達仕様書の作成等の準備、コンテンツ移行について、それぞれ十分な期間を確保することで、ホームページ全体を対象にアクセシビリティを向上した。
- JIS X 8341-3:2010 の達成基準を満たすための達成方法、ページの種類に応じた改善のルールを整備した上で、リニューアル作業を実施することで、統一的な改善を行った。
- CMS の操作研修とは別に、毎年アクセシビリティに関する職員研修を開催し、インターネット広報の重要性、アクセシビリティの必要性、ページ作成時に注意すべき事項について周知している。

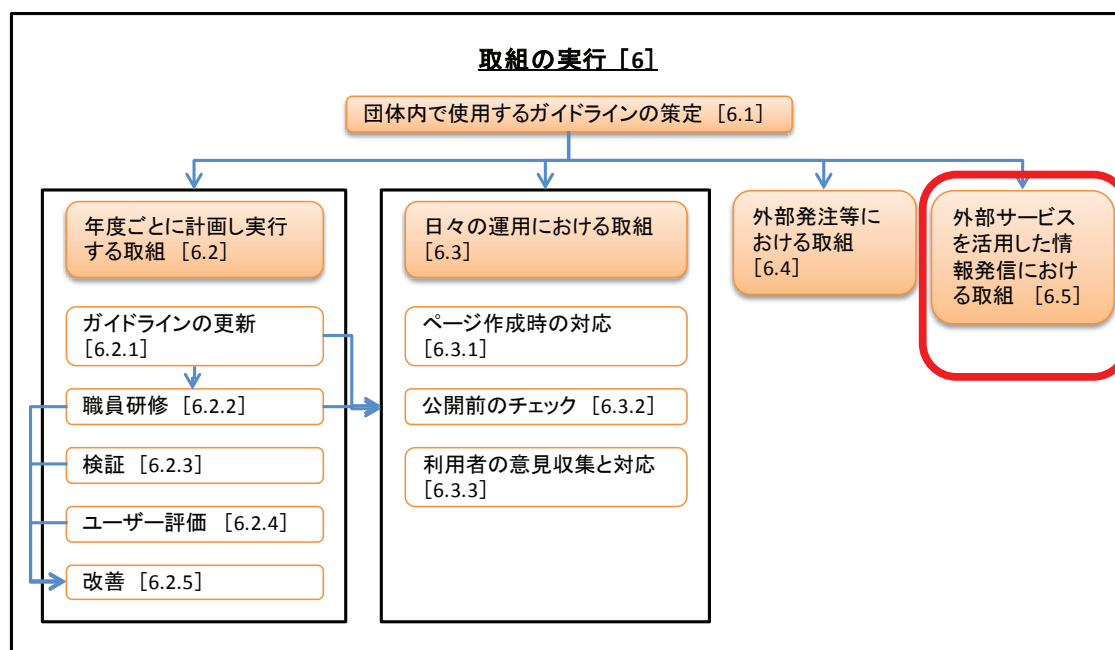
**4. 苦労した点、工夫した点**

- リニューアルに先立ち約 2 万ページを削減することにより、作業対象のページ数を必要最小限とした。
- 公式ホームページを所管する広報課と、区、交通、教育、外国語等、各個別サイトの管理者、運用支援業者が参加する運用会議を月例で開催し、ホームページの課題について協議し改善に活かしている。

## 6.5. 外部サービスを活用した情報発信における取組

公的機関が、ソーシャルメディア、動画配信サービス、地図情報サービス、検索サービス、ウェブアンケートシステムなど、事業者等が提供する外部サービスを活用し、情報発信を行ったり、アンケートや予約登録等のサービスを提供したりする場合があります。

このような場合も、各団体が作成し運用するものは全てウェブアクセシビリティの対応が求められます。



### 注意点！

外部サービスを活用し、各団体が情報発信を行ったりサービスを提供したりするウェブコンテンツは、JIS X 8341-3:2016に基づくウェブアクセシビリティ確保が求められる対象です。

JIS X 8341-3:2016の「5.3 部分適合に関する記述－第三者によるコンテンツ」は、各団体が制作し公開した後にコンテンツの変化を制御できないものを想定した要求事項であり、「外部サービスを利用したコンテンツ」であることを理由に「第三者によるコンテンツ」として例外扱いする対応は誤りです。



例：外部サービスを活用したウェブコンテンツの例（JIS X 8341-3:2016 が示す「第三者によるコンテンツ」には該当しない）

- ソーシャルメディアに各団体のアカウントを設定し、情報発信を行う。
- ブログサービスに各団体のアカウントを設定し、情報発信を行う。
- 動画配信サービスに各団体のアカウントを設定し、動画による情報発信を行う。
- ソーシャルメディアの各団体のアカウントへの投稿内容を、ソーシャルメディアの仕組みを活用し公式ホームページ等のページに埋め込み表示する。
- 動画配信サービスの仕組みを活用し、各団体が作成し公開している動画を公式ホームページ等のページに埋め込み表示する。
- 地図情報サービスの仕組みを活用し、公式ホームページ等のページに地図を埋め込み表示する。
- 外部サービスとして提供される検索サービスを活用し、公式ホームページ等においてサイト内検索を提供する。
- 外部サービスとして提供されるソースコードを用いて、公式ホームページ等に検索ボックスを設置したり、ソーシャルメディアへの投稿ボタンを設置したりする。
- 外部サービスとして提供されるウェブアンケートシステムを活用し、ウェブアンケートを実施する。

例：JIS X 8341-3:2016 が示す「第三者によるコンテンツ」の例

- 閲覧者がコメントを追加することを前提に構成された記事。（どのようなタイミングで誰がどのような内容の記事を追記するか各団体が完全に制御することができないもの。なお、「記事の書き方の注意」について閲覧者に向けて解説を提供する、閲覧者のコメントについて各団体が事後に確認するなど、できる限りアクセシビリティを確保するために取り組むことが求められる。）

### (1) 検討対象となるサービスのウェブアクセシビリティを確認する

外部サービスの活用を検討する段階で、検討対象のサービスを活用し情報発信等を行う場合に、JIS X 8341-3:2016 に基づくウェブアクセシビリティを確保することが可能か確認し、検討対象のサービスを活用するかどうか判断します。

例：確認内容の例

- 外部サービスを利用して記事を作成し公開する場合に、画像に代替テキストを付与することが可能か（JIS X 8341-3:2016 レベル A）
- 外部サービスを利用して記事を作成し公開する場合に、文字色と背景色は読み取りやすいコントラスト比となるか（JIS X 8341-3:2016 レベル AA）



- 外部サービスへの投稿ボタンを公式ホームページ等に設置したり、動画配信サービスの仕組みを用いて動画を公式ホームページ等に埋め込み表示したりする場合に、キーボードによる操作が可能か（JIS X 8341-3:2016 レベル A）
- アンケートの必須入力欄が未回答だった場合に、未回答となっている入力欄がどこであるか回答者に明示可能か（JIS X 8341-3:2016 レベル A）

## (2) ウェブアクセシビリティの問題がある場合

外部サービスの仕組みに起因しウェブアクセシビリティの問題が生じる場合は、それらのウェブコンテンツは JIS X 8341-3:2016 の達成基準を満たすことができず、レベル A 準拠、レベル AA 準拠といった表明を行うことができません。

問題がないあるいは問題が少ない他のサービスを活用することができないか検討してください。

他に同種の内容を実現可能なサービスがなく、ウェブアクセシビリティに問題があるものの当該サービスを活用せざるをえない場合は、JIS X 8341-3:2016 の達成基準を満たすことにはなりません。以下の観点を踏まえ、利用者の情報取得、サービス利用に可能なかぎり支障が生じないように配慮してください。

- a) 外部サービスを活用して行う情報発信、サービス提供を、公式ホームページ等においても同時に行うことにより、外部サービスを利用できない利用者でも情報取得やサービス利用を可能とする。

例：

- ソーシャルメディアやブログサービス等で発信する情報を、公式ホームページにも同時に掲載する。
- 施設等への道順を案内する際に、地図情報サービスの仕組みを活用し、公式ホームページ等のページに地図を埋め込み表示するとともに、道順の概略を示した地図を画像で作成し、併せて掲載する。

- b) 外部サービスを提供する事業者に対して、ウェブアクセシビリティの問題を具体的に伝え、早期の改善対応を要望する。

## (3) 外部サービスを活用した情報発信等を行う際の注意点

外部サービスの仕組みを活用し、各団体が記事を掲載したり、動画を公開したりする場合は、公式ホームページ等における情報発信と同じように、各団体において JIS X 8341-3:2016 に基づくウェブアクセシビリティの対応が求められます。

例：各団体において求められる配慮の例（以下は、理解を深めていただくための例示です。これを参考に JIS X 8341-3:2016 の達成基準を満たすように作成してください）

- ソーシャルメディアやブログサービス等で画像を掲載する際に、サービスの仕組みを用いて代替テキストを設定したり、画像の近くに説明文を記載したりするなどにより、画像を読めない利用者に対して画像の内容を説明する。
- ソーシャルメディアやブログサービス等で記事を作成する際に、単語内の文字と文字との間に空白を入れない。
- 動画配信サービスに配信する動画を作成する際に、字幕の付与、音声解説（音声ガイド）などを適切に付与する。

## 7.取組内容及び実現内容 の確認と公開

運用ガイドラインに基づいて実行した取組内容の確認、JIS X 8341-3:2016に基づくウェブアクセシビリティの実現内容の確認、それぞれの結果を各団体ホームページ等で公開する取組について解説しています。

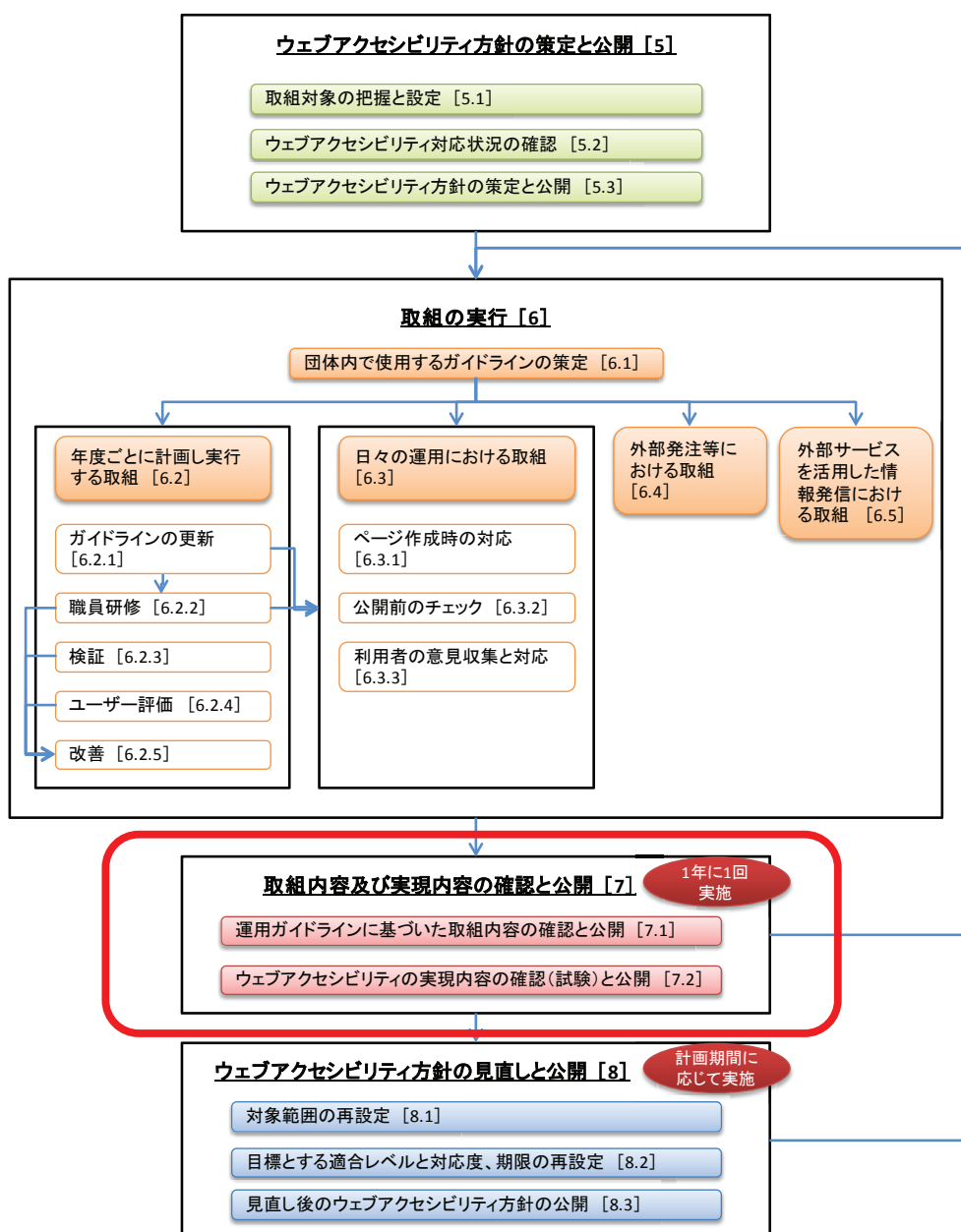
各団体が実施すべき確認と公開について確認したい場合、  
JIS X 8341-3:2016 の試験実施について確認したい場合は、  
この章を読んでください。

## 7.取組内容及び実現内容の確認と公開

取組内容及び実現内容の確認と公開

1年に1回、運用ガイドラインに基づいて実行した取組内容の確認、JIS X 8341-3:2016に基づくウェブアクセシビリティの実現内容の確認を行い、それぞれの結果を各団体のホームページ等で公開します。

取組の全体像（□内の番号は本書内の章・節・項の番号）と本章の内容



## 7.1. 運用ガイドラインに基づいた取組内容の確認と公開

運用ガイドラインに基づいたウェブアクセシビリティ確保・維持・向上のための取組について、1年に1回、各団体の取組内容を確認し、確認結果を各団体の取組対象となるホームページ等で公開します。

### 7.1.1. 「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」について

「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」は、運用ガイドラインに基づいたウェブアクセシビリティ確保・維持・向上のための取組について、毎年継続的に確認し評価するための枠組みです。この「アクセシビリティ取組確認・評価表」を用いて対象となるホームページごとに、複数年の計画を策定し、年度ごとの達成目標をたてるとよいでしょう。

「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」は、以下のA、B 2つのシートで構成されます。確認・評価の対象や使い方の説明を確認した上で活用してください。

#### A. 団体全体としての取組確認・評価シート

#### B. 個々のホームページ等取組確認・評価シート

「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」は Microsoft Office Excel 形式の作業用ファイルを提供しています。

### 7.1.2. 取組確認・評価シートごとの対象及び使い方

#### (1) A. 団体全体としての取組確認・評価シート

団体によっては、公式ホームページと呼ばれる各団体の中心的なホームページと別に、観光用サイト、イベント用サイト等を運営（外部委託を含む）されているところがあります。また、公式ホームページの内容をスマートフォンで閲覧するためのスマートフォン向けサイトを公式ホームページとは別に運営している場合があります。各団体に求められるアクセシビリティ対応の対象は、公式ホームページだけではなく各団体が運営あるいは運営を委託している全てのホームページ等です。（「5.1.取組対象の把握と設定」(P.46) 参照）

「団体全体としての取組確認・評価シート」は、各団体におけるすべての取組対象の実態を団体全体として確認・評価するためのものです。なお、例えば PC 向けの公式ホームページのみが対象となる団体はそれを取組対象全体として確認・評価してください。

### A. 団体全体としての取組確認・評価シート

基本的対応の徹底	運用ガイドライン掲載	0点	1点	2点	3点	4点	備考	ポイント集計欄		満点ポイント
								小計	中計	
対象の把握	5.1. 団体全体としてアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを把握していない	公式ホームページの管理運営担当部署として分かる範囲でリスト化している	過去に団体全体としてアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを洗い出し把握したことがある	団体全体として定期的にアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを洗い出し把握している	団体全体として定期的にアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを洗い出し把握している	団体全体として定期的にアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを洗い出し把握している				
	6.1. 団体として統一したガイドラインの策定	団体内で使用するガイドラインを策定していない	団体内で使用するガイドラインを策定している	団体内で使用するガイドラインを、ウェブアクセシビリティ方針で目標としている達成基準を網羅し策定している	団体内で使用するガイドラインを策定しており、最新のJIS X 8341-3iに対応している	最新のJIS X 8341-3iに対応するとともに毎年アクセシビリティに関するガイドラインを確認し、必要に応じて見直ししている			0	8
段階的拡大	5.1. 公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む)	5.2. ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開を行っていない	5.3. ウェブアクセシビリティ方針を策定したが公開していない	5.4. 全HTMLを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	5.5. 全HTMLを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いながら取り組んでいる	5.6. PDF等を含む全コンテンツを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いながら取り組んでいる				
	5.1. 公式ホームページ以外のサイト等(関連サイト/ウェブアプリケーション、ウェブシステム/スマートフォン向けサイト/携帯電話向けサイト等)	5.2. ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開を行っていない	5.3. ウェブアクセシビリティ方針を策定している対象があるが、公開はしていない	5.4. 対象の半数以上についてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	5.5. 対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	5.6. 対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いながら取り組んでいる			0	12
	5.1. 民間に管理を委託(指定管理者による管理)する施設等のホームページ等	5.2. ウェブアクセシビリティに関する取組を行っていない	5.3. 外部発注の仕様書及び業者選定において、ウェブアクセシビリティの確保を求めている	5.4. 対象の半数以上についてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	5.5. 対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	5.6. 対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いながら取り組んでいる				
								合計	0	20

**注意点！**

- ・「対象の把握」の対象とは、各団体が管理、運営している PC 向けの公式ホームページの他、観光用サイトやイベント用サイト、PC 用とは別に管理しているスマートフォン向けサイト、また指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているウェブコンテンツ等をすべて含むものです。
- ・議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関のホームページについては、各団体の事情を踏まえ、団体全体としての確認・評価の対象とするか、別組織と位置付けて別途確認・評価を実施するか判断してください。

### 【シート記入例】

基本的対応の徹底	運用ガイドライン掲載	0点	1点	2点	3点	4点	備考	ポイント集計欄		満点ポイント
								小計	中計	
対象の把握	5.1. 団体全体としてアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを把握していない	公式ホームページの管理運営担当部署として分かる範囲でリスト化している	過去に団体全体としてアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを洗い出し把握したことがある	団体全体として定期的にアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを洗い出し把握している	団体全体として定期的にアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを洗い出し把握している	団体全体として定期的にアクセシビリティ対応の対象となるコンテンツを洗い出し把握している		1		
	6.1. 団体として統一したガイドラインの策定	団体内で使用するガイドラインを策定していない	団体内で使用するガイドラインを策定している	団体内で使用するガイドラインを、ウェブアクセシビリティ方針で目標としている達成基準を網羅し策定している	団体内で使用するガイドラインを策定しており、最新のJIS X 8341-3iに対応している	最新のJIS X 8341-3iに対応するとともに毎年アクセシビリティに関するガイドラインを確認し、必要に応じて見直ししている			2	8
段階的拡大	5.1. 公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む)	5.2. ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開を行っていない	5.3. ウェブアクセシビリティ方針を策定したが公開していない	5.4. 全HTMLを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	5.5. 全HTMLを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いながら取り組んでいる	5.6. PDF等を含む全コンテンツを対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いながら取り組んでいる			2	
	5.1. 公式ホームページ以外のサイト等(関連サイト/ウェブアプリケーション、ウェブシステム/スマートフォン向けサイト/携帯電話向けサイト等)	5.2. ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開を行っていない	5.3. ウェブアクセシビリティ方針を策定している対象があるが、公開はしていない	5.4. 対象の半数以上についてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	5.5. 対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	5.6. 対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いながら取り組んでいる			1	4
	5.1. 民間に管理を委託(指定管理者による管理)する施設等のホームページ等	5.2. ウェブアクセシビリティに関する取組を行っていない	5.3. 外部発注の仕様書及び業者選定において、ウェブアクセシビリティの確保を求めている	5.4. 対象の半数以上についてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	5.5. 対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる	5.6. 対象のすべてについてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、方針の見直しを行いながら取り組んでいる			1	
								合計	6	20

### (2) B. 個々のホームページ等取組確認・評価シート

個々のホームページ等について、この取組確認・評価シートで取組の状況を確認し評価してください。例えば公式ホームページの他に 10 のホームページ等がある場合、それらの計 11 のホームページ等を個々にそれぞれ担当する部門が確認・評価します。

## B. 個々のホームページ等取組確認・評価シート

継続性	ガイドライン	運用ガイドライン遵守 6.2.1	0点	1点	2点	3点	4点	備考	ポイント集計欄		満点ポイント
			団体として策定した共通のガイドラインがない、或いはガイドラインがあるかどうか分からない	団体として策定した共通のガイドラインの存在は知っているが活用していない	団体として策定した共通のガイドラインを一部活用している	団体として策定した共通のガイドラインに則って運用している	団体として策定した共通のガイドラインに則って運用するとともに、ガイドラインの見直すべき点を洗い出し、見直しに参加している		小計	中計	
	職員研修	6.2.2	過去3年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施していない、又は参加していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加した	過去2年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加した	過去1年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加した	毎年アクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加しており、来年度以降も継続する予定である		0	16	
	検証	6.2.3	過去3年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	過去2年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	過去1年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	毎年アクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握しており、来年度以降も実施する予定である				
	改善	6.2.5	過去3年以内に、公開しているページの改善に取り組みしていない	過去3年以内に、公開しているページの改善に取り組みした	過去2年以内に、公開しているページの改善に取り組みした	過去1年以内に、公開しているページの改善に取り組みした	公開しているページの改善に毎年取り組んでおり、来年度以降も実施する予定である				
実現内容の確認と公開	取組の実現内容	7.1	過去3年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果をホームページで公開した	過去2年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果をホームページで公開した	過去1年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果をホームページで公開した	毎年アクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果をホームページで公開しており、来年度以降も実施する予定である		0	8	
	アクセシビリティの実現内容	7.2	過去3年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験による確認を行っていない	過去3年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	過去2年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	過去1年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	毎年アクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開しており、来年度以降も実施する予定である				
利用者との協調	利用者の意見収集	6.3.3	一般的な意見収集としては取り組んでいるが、アクセシビリティについて積極的な意見収集には取り組んでいない	アクセシビリティについて積極的な意見収集に取り組んでいる	複数の手段により、アクセシビリティについて特化した意見収集を継続的に取り組んでいる	複数の手段により、アクセシビリティについて特化した意見収集を継続的に取り組んでいる					
	利用者との協力体制／ユーザー評価	4.3.7 6.2.4	アクセシビリティを確保・維持・向上のために、利用者(社会福祉協議会、当事者団体、支援団体等を含む)へ協力を求めたことがない	利用者(社会福祉協議会、当事者団体、支援団体等を含む)の声を聴き、ホームページの改善を行ったことがある	継続的にアクセシビリティをチェックするモニター制度を設け、ホームページの改善に利用している	継続的にアクセシビリティをチェックするモニター制度を設け、ホームページの改善に利用している。また、関係部署等と連携し、利用者のホームページ閲覧等のスキル向上につながる取組を行っている		0	6		
合計									0	30	

### 注意点!

- ・ 職員研修、検証等の取組について、団体全体の取組に参加することにより成果が得られた場合は、個々のホームページ等の取組として評価します。
- ・ 「取組の実現内容」について、初めて「取組確認・評価表」を用いて取組の確認・評価を行った年は、3点とします。

### 【シート記入例】

継続性	ガイドライン	運用ガイドライン遵守 6.2.1	0点	1点	2点	3点	4点	備考	ポイント集計欄		満点ポイント
			団体として策定した共通のガイドラインがない、或いはガイドラインがあるかどうか分からない	団体として策定した共通のガイドラインの存在は知っているが活用していない	団体として策定した共通のガイドラインを一部活用している	団体として策定した共通のガイドラインに則って運用している	団体として策定した共通のガイドラインに則って運用するとともに、ガイドラインの見直すべき点を洗い出し、見直しに参加している		小計	中計	
	職員研修	6.2.2	過去3年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施していない、又は参加していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加した	過去2年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加した	過去1年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加した	毎年アクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加しており、来年度以降も継続する予定である		3	16	
	検証	6.2.3	過去3年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	過去2年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	過去1年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した	毎年アクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握しており、来年度以降も実施する予定である		3	9	
	改善	6.2.5	過去3年以内に、公開しているページの改善に取り組みしていない	過去3年以内に、公開しているページの改善に取り組みした	過去2年以内に、公開しているページの改善に取り組みした	過去1年以内に、公開しているページの改善に取り組みした	公開しているページの改善に毎年取り組んでおり、来年度以降も実施する予定である		2		
実現内容の確認と公開	取組の実現内容	7.1	過去3年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認していない	過去3年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果をホームページで公開した	過去2年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果をホームページで公開した	過去1年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果をホームページで公開した	毎年アクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果をホームページで公開しており、来年度以降も実施する予定である		1		
	アクセシビリティの実現内容	7.2	過去3年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験による確認を行っていない	過去3年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	過去2年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	過去1年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した	毎年アクセシビリティの実現内容について、最新のJIS X 8341-3に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開しており、来年度以降も実施する予定である		3	8	
利用者との協調	利用者の意見収集	6.3.3	一般的な意見収集としては取り組んでいるが、アクセシビリティについて積極的な意見収集には取り組んでいない	アクセシビリティについて積極的な意見収集に取り組んでいる	複数の手段により、アクセシビリティについて特化した意見収集を継続的に取り組んでいる	複数の手段により、アクセシビリティについて特化した意見収集を継続的に取り組んでいる			1		
	利用者との協力体制／ユーザー評価	4.3.7 6.2.4	アクセシビリティを確保・維持・向上のために、利用者(社会福祉協議会、当事者団体、支援団体等を含む)へ協力を求めたことがない	利用者(社会福祉協議会、当事者団体、支援団体等を含む)の声を聴き、ホームページの改善を行ったことがある	継続的にアクセシビリティをチェックするモニター制度を設け、ホームページの改善に利用している	継続的にアクセシビリティをチェックするモニター制度を設け、ホームページの改善に利用している。また、関係部署等と連携し、利用者のホームページ閲覧等のスキル向上につながる取組を行っている		2	6		
合計									17	30	



### 注意点！

- ・「団体全体としての取組確認・評価シート」「個々のホームページ等取組確認・評価シート」とともに、団体やホームページ等の事情により、一部の評価項目が該当しない場合があります。その場合は、該当しない項目を除外して評価します。該当しない項目がある場合は、満点ポイントもそれに応じて少なくなります。

### 7.1.3. 取組内容確認・評価結果の公開

1年に1回実施する「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」に基づいた確認・評価結果を、各団体の公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）、個々のホームページで公開します。公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）では「A. 団体全体としての取組確認・評価シート」と「B. 個々のホームページ等取組確認・評価シート」を用いた確認・評価の結果を公開します。個々のホームページは、「B. 個々のホームページ等取組確認・評価シート」を用いて個々のホームページ等について公開します。

1年に1回、各団体が管理、運営するすべてのホームページ等について、取組内容を「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」に基づいて確認し、公開することで、進捗状況を可視化します。

#### (1) 必ず記載すべき事項

- ・ 取組内容確認日
- ・ 団体全体としての取組ポイント数
- ・ 個々のホームページ等の取組ポイント数
- ・ 団体全体としての取組内容
- ・ 個々のホームページ等の取組内容
- ・ 次年度以降の取組予定

#### (2) 取組確認・評価結果公開例

※「7.1.2. 取組確認・評価シートごとの対象及び使い方」に記載している「A. 団体全体としての取組確認・評価シート」、「B. 個々のホームページ等取組確認・評価シート」のシート記入例に基づくウェブアクセシビリティ取組確認・評価表に基づく取組内容結果

- (1) 取組内容確認日 2017年3月1日
- (2) 団体全体としての取組ポイント数 6/20



- 1) 基本的対応の徹底 2/8
- 2) 段階的拡大 4/12
- (3) 個々のホームページ等の取組ポイント数 17/30
  - 1) 継続性 9/16
  - 2) 実現内容の確認と公開 6/8
  - 3) 利用者との協調 2/6
- (4) 団体全体としての取組内容
  - 1) 基本的対応の徹底
    - 対象の把握
      - : 公式ホームページの管理運営担当部署として分かる範囲でリスト化している
      - 団体として統一したガイドラインの策定
      - : 団体内で使用するガイドラインを策定している
  - 2) 段階的拡大
    - 公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）
      - : 全 HTML を対象としてウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し取り組んでいる
    - 公式ホームページ以外のサイト等
      - : ウェブアクセシビリティ方針を策定している対象があるが、公開はしていない
    - 民間に管理を委託する施設等のホームページ等
      - : 外部発注の仕様書及び業者選定において、ウェブアクセシビリティの確保を求めている
- (5) 個々のホームページ等の取組内容
  - 1) 継続性
    - ガイドライン
      - : 団体として策定した共通のガイドラインに則って運用している
    - 職員研修
      - : 過去1年以内にアクセシビリティに関する職員研修を実施、又は参加した
    - 検証
      - : 過去2年以内にアクセシビリティに関する検証を実施し問題点を把握した
    - 改善
      - : 過去3年以内に、公開しているページの改善に取り組んだ
  - 2) 実現内容の確認と公開
    - 取組の実現内容
      - : 過去1年以内にアクセシビリティに関する取組内容について取組確認・評価表により確認し結果を各ホームページで公開した
    - アクセシビリティの実現内容
      - : 過去1年以内にアクセシビリティの実現内容について、最新の JIS X 8341-3 に基づく試験により確認し、結果をホームページで公開した

- 3) 利用者との協調
- 利用者の意見収集
    - ：アクセシビリティについて積極的な意見収集に取り組んでいる
  - 利用者との協力体制／ユーザー評価
    - ：利用者（社会福祉協議会、当事者団体、支援団体等を含む）の声を聴取し、ホームページの改善を行ったことがある
- (6) 次年度以降の取組予定
- 改善の取組が数年実施されていないため、次年度に改善の取組又は取組計画を立て、2年以内に改善を実施する

## 7.2. ウェブアクセシビリティの実現内容の確認（試験）と公開

ウェブアクセシビリティの実現内容について、1年に1回、JIS X 8341-3:2016に基づく試験により確認し、結果を各団体ホームページ等で公開します。

試験は、ウェブアクセシビリティ方針で対象としたホームページ等に対して実施します。複数の対象に別々のウェブアクセシビリティ方針を設定している場合は、対象ごとに試験を実施します。

### 7.2.1. 試験の実施

「試験」とは、各団体で策定・公開したウェブアクセシビリティ方針に基づき、対象としたページが、JIS X 8341-3:2016に対応できているか（適用される達成基準に関し、目標として設定した対応度に適合しているか）を確認することです。

試験は、個別のページに対して実施する方法（ウェブページ単位）と、多数のページで構成されるホームページ等に対して実施する方法（ウェブページ一式単位）とがあります。

ウェブアクセシビリティ基盤委員会の「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」では、総ページ数が100ページを超えるホームページ等に対して実施する場合に、ウェブページ一式単位により実施する方法を用い、「ホームページ等を代表するページ」と「無作為（ランダム）に選択したページ」とを併せて選択し試験を行うことが推奨されています。

#### 【例】

- ホームページ等（ウェブページ一式）を代表するページを、JIS X 8341-3:2016「附属書JB（参考）試験方法」に基づいて10ページ選定（災害時の緊急情報を伝えるページや高齢者・障害者の閲覧が多いページ等、重要なページが確認対象から漏れないよう考慮）
- 無作為（ランダム）に選択するページを、30ページ選定
- 合計40ページを対象に実施する

試験はアクセシビリティチェックツール等で機械的に点検できる項目と、アクセシビリティやJIS X 8341-3:2016を十分理解した上で人の確認作業が必要な項目があります。アクセシビリティチェックツールだけでは全てを試験することができない点に注意してください。

試験の実施手順、ページ選定の考え方等について、JIS X 8341-3:2016「附属書 JB（参考）試験方法」及びウェブアクセシビリティ基盤委員会「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」を参照してください。

#### 【参照】

- JIS X 8341-3:2016「附属書 JB（参考）試験方法」
- ウェブアクセシビリティ基盤委員会「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」  
(<http://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/>)

#### ポイント！

専門性、客観性の観点から、ウェブアクセシビリティの試験の実施について、JIS X8341-3:2016 について十分な知識を有する第三者に依頼することについて検討します。この場合、単に試験結果を求めるだけでなく、ウェブアクセシビリティが不十分である項目（部分）の具体的な改善方法についても求めることが有効です。

## 7.2.2. 試験結果の公開

試験を行った結果について、試験対象のホームページ等において公開します。試験結果に記載すべき内容について、JIS X 8341-3:2016「附属書 JB（参考）試験方法」を参照してください。

### 試験結果公表の例（平塚市）

The screenshot shows the official website of Hiratsuka City. The main content area is titled 'ウェブアクセシビリティ試験結果' (Web Accessibility Test Results). It states that the city has achieved a grade of AA according to JIS X 8341-3:2010. A list of tested pages is provided, including the homepage and various municipal services.

### 【参照】

- JIS X 8341-3:2016「附属書 JB（参考）試験方法」

# 8.ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開

各団体が設定した実現内容と期限に基づいて、ウェブアクセシビリティ方針を見直し公開する取組について解説しています。

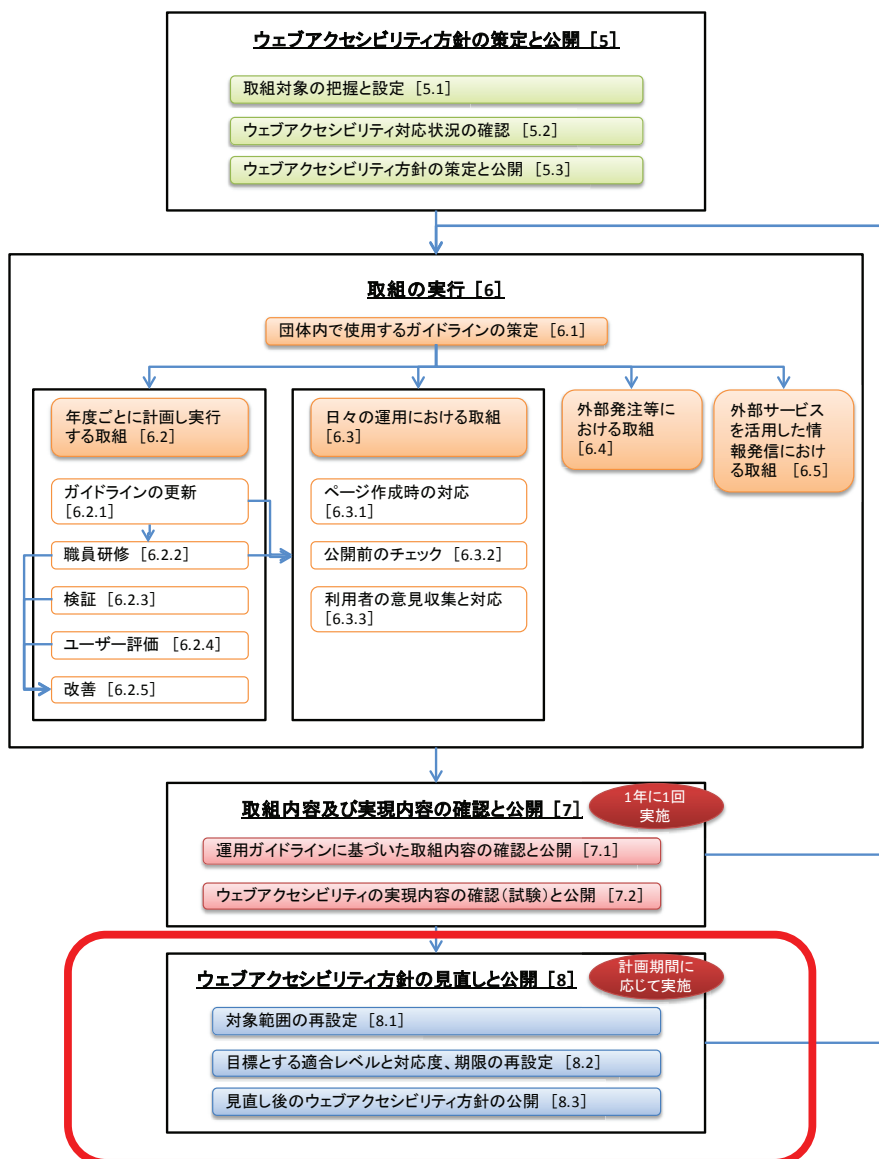
ウェブアクセシビリティ方針で設定した期限が近づいている場合、見直しの考え方や公開方法について検討したい場合は、この章を読んでください。

## 8.ウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開

運用ガイドラインに基づく取組内容及びウェブアクセシビリティの実現内容の確認結果に基づき、対象範囲、適合レベル、期限の再設定を行います。見直し後のウェブアクセシビリティ方針を各団体ホームページ等で公開します。

以下の取組は、「5.1.3. ウェブアクセシビリティ方針を策定し取組を実行する単位の設定」で対象として定め、ウェブアクセシビリティ方針を策定し公開した単位ごとに実施します。

取組の全体像（□内の番号は本書内の章・節・項の番号）と本章の内容



## 8.1. 対象範囲の再設定

必要に応じて対象範囲の見直しを行います。

### (1) 全体を対象に計画した場合

対象とするホームページ等の全体について対応する計画を策定している場合は、その計画を継続することを基本とします。

### (2) 対象範囲を限定し計画した場合

ホームページ等の一部を対象としたり、特定のページを対象から除外したり等の場合は、対象範囲を段階的に拡大することを検討します。

## 8.2. 目標とする適合レベルと対応度、期限の再設定

目標とする適合レベル（P.55 参照）と対応度（P.58 参照）、期限の見直しを行います。

### (1) 期限内に目標とするレベルを実現できた場合

期限内にレベル AA 準拠を実現できた場合は、そのレベルを維持することを目標とします。期限を1年後に再設定し、その段階でレベル AA 準拠を再度実現していることを目標とし取り組みます。

期限内に目標としたレベル（A 一部準拠、A 準拠、AA 一部準拠）を実現できた場合は、レベル AA 準拠が求められていることを踏まえ、目標とするレベルを高くすることができないか検討します。

- より高いレベルを設定できる場合は、その実現を目指す期限を改めて設定します。
- 実現したレベルを維持することを目標とする場合は、期限を1年後に再設定し、その段階で目標とするレベルを再度実現していることを目標とし取り組みます。
- 今後1年間でレベルの向上を目指す箇所を明確化し目標とし取り組みます。

### (2) 期限内に目標とするレベルを実現できなかった場合

目標とするレベルと対応度、期限を改めて設定し取り組みます。なお、実現できなかった理由を明らかにしてその改善等を検討した上で、実現できなかった項目（部分）全体の実現を原則としつつも段階的な取組が必要と判断できる場合は、優先順位とその実現期限を検討しウェブアクセシビリティ方針に反映させます。



【例】

- 同じ適合レベルと対応度を維持し、目標とする期限を改めて設定する。
- 目標とする適合レベルと対応度を見直した上で、期限を改めて設定する。

【参照】

- 「5.ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」 (P.44)

### 8.3. 見直し後のウェブアクセシビリティ方針の公開

見直しを行ったウェブアクセシビリティ方針を対象とするホームページ等で公開します。

【参照】

- 「5.ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」 (P.44)

#### ウェブアクセシビリティ方針の改定の履歴を公開している例（兵庫県神戸市）

**4. 改訂履歴**

- ▶ 平成25年3月27日 神戸市ウェブアクセシビリティ方針 策定
- ▶ 平成26年3月31日 一部改訂
- ▶ 平成27年3月31日 改訂

**1. 平成27年3月31日改定の概要**

平成27年3月31日の改訂では、「JIS X 8341-3:2010に基づく試験結果(平成26年度)」を踏まえて、方針内に記した目標達成期限を「平成26年度末」から「平成27年度末」に変更しました。そして、動画・音声、Flashを用いたコンテンツを含むページを神戸市ウェブアクセシビリティ方針対象範囲外と明記しました。また、当面対応が難しいコンテンツや広告バナーを含むページを、対象範囲外に含めました。対象範囲外のウェブページについても、引き続きウェブアクセシビリティ対応を目指します。対応について詳しくは「[神戸市ウェブアクセシビリティ方針の対象範囲外となるウェブページの一覧及び今後の対応と考え方](#)」をご覧ください。

**2. 平成26年3月31日一部改定の概要**

平成26年3月31日の改訂では、JIS X 8341-3:2010に基づく試験結果を踏まえて、方針内に記した目標達成期限を「平成25年度末」から「平成26年度末」に変更しました。

**1. 平成25年3月27日 神戸市ウェブアクセシビリティ方針 策定の概要**

平成25年3月27日に、目標とする達成等級を「JIS X 8341-3:2010のアクセシビリティ達成等級AAに準拠」、標を達成する期限を「平成25年度末」と設定しました。

- ▶ [JIS X 8341-3:2010に基づく試験結果\(平成26年度\)](#)
- ▶ [神戸市ウェブアクセシビリティ方針の対象範囲外となるウェブページの一覧及び今後の対応と考え方](#)

**関連リンク**

- ▶ [神戸市におけるウェブアクセシビリティへの基本的な考え方](#)
- ▶ [神戸市におけるウェブアクセシビリティ基本施策](#)

[神戸市トップページ](#)


[↑ ページの先頭へ](#)

---

ページ作成者とお問い合わせ先

神戸市 市長室 広報部 広報課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館16階 [市役所への道順・地図](#)



## 9.関連情報

JIS X 8341-3:2016 及び関連文書の入手方法、総務省が開発し提供するチェックツール「miChecker」、ウェブアクセシビリティについて理解を深めるための方法を解説しています。

用語集と、本書の検討を行った改定研究会の紹介を掲載しています。

本書の関連情報を理解し、取組を適切に実行するために、  
この章を読んでください。

## 9. 関連情報

### 9.1. JIS X 8341-3 と関連文書

JIS X 8341-3:2016 の規格票、及び関連文書は下記で確認してください。

#### 9.1.1. 規格票の購入

JIS X 8341-3:2016 の規格票は、日本規格協会の「Web ストア」にて購入方法が案内されています。

- ・ 日本規格協会 <http://www.jisa.or.jp/>

#### 9.1.2. 規格票の閲覧

JIS X 8341-3:2016 の規格票は、日本工業標準調査会のホームページから閲覧できます。印刷・購入はできません。

- ・ 日本工業標準調査会 <http://www.jisc.go.jp/>

#### 9.1.3. 関連文書等

JIS X 8341-3:2016 に対応するために必要な技術的な情報、試験を行う際に必要な情報などを確認できます。

- ・ ウェブアクセシビリティ基盤委員会 <http://waic.jp/>

→JIS X 8341-3:2016 解説、JIS に基づくアクセシビリティ確保に役立つ資料等  
(公開資料は今後追加される可能性があります)

##### ➤ JIS X 8341-3:2016 関連文書

##### ◇ JIS X 8341-3:2016 解説

ウェブアクセシビリティ基盤委員会が公開している資料及び JIS の重要な箇条等を解説した資料

<http://waic.jp/docs/jis2016/understanding/>

##### ◇ アクセシビリティ サポートッド (AS) 情報

各達成方法が達成基準を満たすものかどうかを判断するための参考資料

<http://waic.jp/docs/as/>

##### ◇ AS 情報を作成する際に必要となるテストファイル

アクセシビリティ サポートッド (AS) 情報を作成する際に必要となるテ

ストファイル

<http://waic.jp/docs/as/tests/>

- ◇ JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン  
試験を行う際に、どのように理解して実施すればよいかを補足する資料  
<http://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/>
  - ◇ ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン  
JIS への対応の表記方法を定めた資料  
<http://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/>
  - ◇ JIS X 8341-3:2016 対応発注ガイドライン  
仕様書等に明示すべき事項についての解説や具体例を示した資料  
<http://waic.jp/docs/jis2016/order-guidelines/>
  - ◇ ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン  
アクセシビリティ方針の策定時に、検討すべき事項の解説や具体例を示した資料  
<http://waic.jp/docs/jis2016/accessibility-plan-guidelines/>
- WCAG 2.0 関連翻訳文書
- ◇ ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン (WCAG) 2.0  
W3C の勧告 WCAG 2.0 の日本語訳  
<http://waic.jp/docs/wcag2/wcag2.html>
  - ◇ WCAG 2.0 解説書  
W3C が公開している文書である Understanding WCAG 2.0 の日本語訳  
<http://waic.jp/docs/wcag2/understanding.html>
  - ◇ WCAG 2.0 達成方法集  
W3C が公開している Techniques for WCAG 2.0 の日本語訳  
<http://waic.jp/docs/wcag2/techs.html>

## 9.2. みんなのアクセシビリティ評価ツール「miChecker（エムアイチェッカー）」

「みんなのアクセシビリティ評価ツール miChecker（エムアイチェッカー）」は、JIS X 8341-3:2016 に基づくウェブアクセシビリティ対応の取組を支援するために、総務省が開発し、提供するアクセシビリティ評価ツールです。

### 9.2.1. 活用例

- 新しいページの公開前に、問題の有無を確認する
- 既に公開されているページの問題の有無を確認する
- リニューアルなどの際、事業者の作成した HTML 雛形やページの検証を行う
- JIS X 8341-3:2016 に基づく試験に活用する
- ウェブアクセシビリティに関する知識の習得に活用する

### 9.2.2. 特徴

- アクセシビリティの検証は、機械的に評価できることと、人が判断しなければいけないことがあります。miChecker は、機械的に検証可能な項目を自動的に評価するとともに、人による判断の支援を行います。
  - ◇ 明らかな問題がある箇所を特定します。
  - ◇ 問題の可能性が高い箇所、問題かどうかを人が判断すべき箇所を特定します。
  - ◇ 問題箇所や検証項目に該当する JIS X 8341-3:2016 の関連情報へのリンクを提供し、理解を深められるよう支援します。
- JIS X 8341-3:2016 に基づく試験の実施を支援する附属資料を提供します。
- 音声読み上げソフトによる読み上げ順や、高齢者・弱視者の見え方などを視覚的にシミュレーションし、人の判断や、ウェブアクセシビリティに関する問題の把握を支援します。

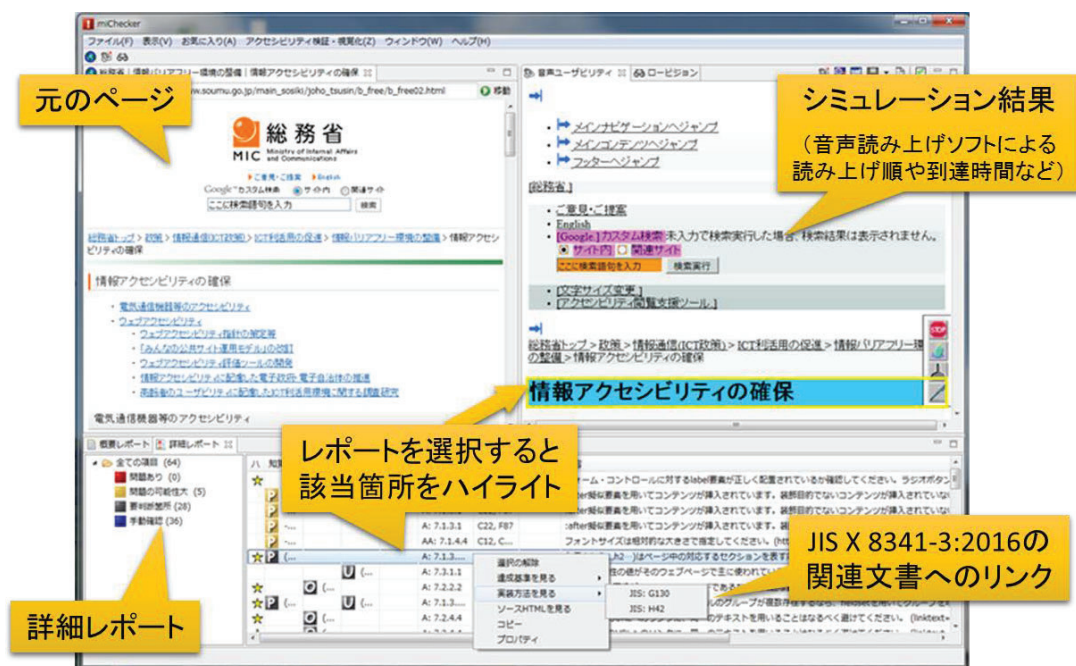
### 9.2.3. 注意点

- miChecker の附属資料等を参考に、人の判断により検証すべき項目が多数あります。JIS X 8341-3:2016 に基づく検証を全て自動的に行えるものではありません。

### 9.2.4. 入手方法

- miChecker は総務省のホームページからダウンロード可能です。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/michecker.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html)

### 9.2.5. miChecker の画面例



### 9.3. ウェブアクセシビリティの理解を深めるための方法の紹介

ウェブアクセシビリティに対応した情報提供とはどのようなものかについて、理解を深めるための身近な方法を御紹介します。

#### (1) 総務省の提供するビデオを活用する

総務省は「障害者のホームページ利用方法の紹介ビデオ」を作成・公開しています。各団体の日々のホームページ等の管理や研修会等に活用してください。

総務省「障害者のホームページ利用方法の紹介ビデオ」

- 視覚障害者（全盲）のホームページ利用方法
- 視覚障害者（弱視）のホームページ利用方法
- 肢体不自由者のホームページ利用方法

#### 【参照】

- 総務省「障害者のホームページ利用方法の紹介ビデオ」  
([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2005/051215\\_1\\_wmv.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2005/051215_1_wmv.html))

#### (2) 高齢者・障害者の利用方法を理解する

高齢者や障害者は、利用者の身体条件によって様々な方法でホームページ等を利用しています。情報提供を行っているホームページ等を参考に、情報を収集します。

また、高齢者や障害者の実際の利用場面を見せていただき、ホームページの利用方法や配慮すべき事項をお互いに意見交換しながら確認します。この場合、まずは福祉担当職員や、地元の障害者団体、シニアネット、特別支援学校、視聴覚障害者情報提供施設、障害者ITサポートセンター等に相談することになりますが、日頃から高齢者や障害者と連絡を密にする等、信頼関係を構築しておくことが必要です。

#### 【参照】

- AT2ED（エイティースクウェアード）「こころ Web コンピュータ操作を補助する装置」 (<http://at2ed.jp/kokoroweb/part1.html>)
- NICT 情報バリアフリーのための情報提供サイト (<http://barrierfree.nict.go.jp/>)

#### 【参照】

- 9.4.（参考）視聴覚障害者情報提供施設等一覧（P.143）

### (3) OS の機能を利用する

パソコンや携帯情報端末等の OS（オペレーティングシステム）には、高齢者・障害者の閲覧や操作を支援するための機能が用意されています。

#### 【例】

- 音声読み上げ
- ズーム
- コントラストの変更 など

### (4) 利用者が活用している支援ソフト等を入手する

高齢者・障害者のコンピューター操作やホームページ利用を補助する様々なソフトウェアや装置等が提供されています。ソフトウェア等が入手できる場合は、利用方法を再現し確認します。ソフトウェア等の中には無償で提供されているものもあるため、容易に活用することが可能です。

#### 【参照】

- AT2ED（エイティースクウェアード）（<http://at2ed.jp/>）
- NVDA 日本語版 ダウンロードと説明（<http://www.nvda.jp/>）
- iOS VoiceOver（iOS に搭載された画面読み上げ機能）

### (5) アクセシビリティチェックツールで利用環境を再現する

アクセシビリティチェックツールの中には、音声読み上げや背景色及び文字色の変更など、利用者の環境を再現できるものがあります。ページの中に内容を理解できない箇所や、操作できない箇所がないか確認します。

#### 【参照】

- 9.2.みんなのアクセシビリティ評価ツール「miChecker（エムアイチェッカー）」（P.138）  
→総務省が開発し提供しているウェブアクセシビリティのチェックツール

### (6) キーボードだけで操作してみる

高齢者や視覚障害、肢体不自由などの利用者の中には、マウスを使うことが難しく、キーボードのみでパソコンやホームページを操作している人がいます。キーボードだけで全ての操作ができるか確認します。



【例】

- 上矢印、下矢印キーで画面をスクロールする。
- 「Tab」キーを使ってページ内のリンクを移動する。
- （「Tab」キーで移動した後で）リンク先への移動やメニューの選択を「Enter」キーで実行する。

## 9.4. (参考) 視聴覚障害者情報提供施設等一覧 (情報提供：厚生労働省)

### 1. 視覚障害者情報提供施設

<p>札幌市視聴覚障がい者情報センター 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西19丁目 電話：011-631-6747 FAX：011-631-6751</p> <p>日本赤十字社北海道支部点字図書センター 〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 道民活動センタービル5F 電話：011-271-1323 FAX：011-272-3506</p> <p>小樽市点字図書館 〒047-0033 北海道小樽市富岡1-5-10 小樽市総合福祉センター3F 電話：0134-25-7401 FAX：0134-25-7401</p> <p>旭川点字図書館 〒070-0037 北海道旭川市7条通14丁目66-15 電話：0166-23-5555 FAX：0166-29-1300</p> <p>釧路市点字図書館 〒085-0003 北海道釧路市川北町4-17 釧路市身体障害者福祉センター内 電話：0154-24-7471 FAX：0154-24-7459</p> <p>北海点字図書館 〒080-0802 北海道帯広市東2条南1-1-3 電話：0155-23-5886 FAX：0155-24-6098</p> <p>青森県視覚障害者情報センター 〒038-8585 青森県青森市大字石江江渡5-1 青森福祉庁舎3階 電話：017-782-7799 FAX：017-782-7228</p> <p>岩手県立視聴覚障がい者情報センター 〒020-0061 岩手県盛岡市盛岡駅西通り1-7-1アイーナ 4F 電話：019-606-1743 FAX：019-606-1744</p> <p>宮城県視覚障害者情報センター 〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉6-5-1 電話：022-234-4047 FAX：022-219-1642</p> <p>秋田県点字図書館 〒011-0943 秋田県秋田市土崎港南3-2-58 電話：018-845-0031 FAX：018-845-7772</p> <p>山形県立点字図書館 〒990-0031 山形県山形市十日町1-6-6 電話：023-631-5930 FAX：023-627-1118</p> <p>福島県点字図書館 〒960-8002 福島県福島市森合町6-7 電話：024-531-4950 FAX：024-534-0522</p> <p>茨城県立点字図書館 〒310-0055 茨城県水戸市袴塚1-4-64 電話：029-221-0098 FAX：029-221-0234</p>	<p>とちぎ視聴覚障害者情報センター 〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ2F 電話：028-621-6208 FAX：028-627-6880</p> <p>群馬県立点字図書館 〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター3階 電話：027-255-6567 FAX：027-280-4103</p> <p>桐生市立点字図書館 〒376-0006 群馬県桐生市新宿3-3-19 桐生市総合福祉センター4階 電話：0277-45-0086 FAX：0277-46-4166</p> <p>埼玉点字図書館 〒330-0852 埼玉県さいたま市大宮区大成町1-465 電話：048-652-4824 FAX：048-652-9795</p> <p>埼玉県立熊谷点字図書館 〒360-0012 埼玉県熊谷市大字上之2026-2 電話：048-525-0777 FAX：048-527-4023</p> <p>視覚障害者総合支援センターちば 〒284-0005 千葉県四街道市四街道1-9-3 電話：043-424-2501 FAX：043-424-2486</p> <p>日本点字図書館 〒169-8586 東京都新宿区高田馬場1-23-4 電話：03-3209-0241 FAX：03-3204-5641</p> <p>日本盲人会連合点字図書館 〒169-8664 東京都新宿区西早稲田2-18-2 電話：03-3200-6160 FAX：03-3200-7755</p> <p>ロゴス点字図書館 〒135-8585 東京都江東区潮見2-10-10 日本カトリック会館内 電話：03-5632-4428 FAX：03-5632-4454</p> <p>大田区立障がい者総合サポートセンター 声の図書室 〒143-0024 東京都大田区中央4-30-11 電話：03-5728-9434 FAX：03-5728-9438</p> <p>豊島区立中央図書館(ひかり文庫) 〒170-8442 東京都豊島区東池袋4-5-2 電話：03-3983-7864 FAX：03-3983-7864</p> <p>東京ヘレン・ケラー協会点字図書館 〒169-0072 東京都新宿区大久保3-14-20 電話：03-3200-0987 FAX：03-3200-0982</p> <p>神奈川県ライトセンター 〒241-8585 神奈川県横浜市旭区二俣川1-80-2 電話：045-364-0023 FAX：045-364-0027</p>
---	---

<p>横須賀市点字図書館 〒238-0041 神奈川県横須賀市本町2丁目1番地 総合福祉会館4階 電話：046-822-6712 FAX：046-822-6712</p> <p>藤沢市点字図書館 〒252-0804 神奈川県藤沢市湘南台7-18-2 藤沢市総合市民図書館内 電話：0466-44-2662 FAX：0466-44-2388</p> <p>川崎市視覚障害者情報文化センター 〒210-0026 川崎市川崎区堤根34番地15 電話：044-222-1611 FAX：044-222-8105</p> <p>新潟県点字図書館 〒950-0121 新潟市江南区亀田向陽1-9-1 新潟ふれ愛プラザ内 電話：025-381-8111 FAX：025-381-8115</p> <p>富山県視覚障害者福祉センター 〒930-0077 富山県富山市磯部町3-8-8 電話：0764-25-6761 FAX：0764-25-9087</p> <p>石川県視覚障害者情報文化センター 〒920-0862 石川県金沢市芳齋2-15-26 電話：076-262-5855 FAX：076-222-8781</p> <p>福井県視覚障害者福祉協会点字図書館 〒910-0026 福井県福井市光陽2-17-8 電話：0776-23-4647 FAX：0776-23-0524</p> <p>山梨県盲人福祉センター 〒400-0064 山梨県甲府市下飯田2丁目10番1号 電話：055-222-3502 FAX：055-233-0124</p> <p>長野県上田点字図書館 〒386-0014 長野県上田市材木町1-2-5 電話：0268-22-1975 FAX：0268-22-1971</p> <p>視覚障害者生活情報センターぎふ 〒500-8815 岐阜県岐阜市梅河町1-4 電話：058-263-1310 FAX：058-266-6369</p> <p>静岡県視覚障害者情報支援センター 〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内 電話：054-253-0228 FAX：054-250-0766</p> <p>名古屋盲人情報文化センター 〒455-0013 愛知県名古屋港区港陽1-1-65 電話：052-654-4521 FAX：052-654-4481</p> <p>点字図書館「明生会館」 〒440-0874 愛知県豊橋市東松山町37 電話：0532-52-2614 FAX：0532-52-2634</p> <p>三重県視覚障害者支援センター 〒514-0003 三重県津市桜橋2-131 電話：059-228-3463 FAX：059-228-8425</p>	<p>上野点字図書館 〒518-0851 三重県伊賀市上野寺町1184-2 電話：0595-23-1141 FAX：0595-23-1141</p> <p>滋賀県立視覚障害者センター 〒522-0002 滋賀県彦根市松原1-12-17 電話：0749-22-7901 FAX：0749-22-7890</p> <p>京都ライトハウス情報ステーション 〒603-8302 京都府京都市北区紫野花ノ坊町11 電話：075-462-4579 FAX：075-462-4434</p> <p>丹後視力障害者福祉センター点字図書館 〒629-3101 京都府京丹後市網野町字網野3081 電話：0772-72-0609 FAX：0772-72-0609</p> <p>日本ライトハウス情報文化センター 〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀1-13-2 電話：06-6441-0015 FAX：06-6441-0095</p> <p>大阪市立早川福祉会 〒546-0033 大阪府大阪市東住吉区南田辺1-9-28 電話：06-6622-0123 FAX：06-6622-0121</p> <p>大阪府盲人福祉センター点字図書館 〒543-0072 大阪府大阪市天王寺区生玉町5-25 電話：06-6772-0024 FAX：06-6772-0042</p> <p>堺市立健康福祉プラザ 視覚・聴覚障害者センター 〒590-0808 大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3-1 電話：072-275-5024 FAX：072-243-2222</p> <p>兵庫県点字図書館 〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内 電話：078-221-4400 FAX：078-221-8924</p> <p>神戸市立点字図書館 〒652-0802 兵庫県神戸市兵庫区水木通2-1-10 神戸市立心身障害福祉センター5階 電話：078-511-7090 FAX：078-511-7066</p> <p>西宮市視覚障害者図書館 〒662-0913 兵庫県西宮市染殿町8番17号 電話：079-834-5554 FAX：079-834-4124</p> <p>奈良県視覚障害者福祉センター 〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター3F 電話：0744-29-0123 FAX：0744-29-0127</p> <p>和歌山点字図書館 〒640-8034 和歌山県和歌山市駿河町35番地 和歌山県身体障害者総合福祉会館内 電話：073-423-2665 FAX：073-428-0515</p> <p>鳥取県ライトハウス点字図書館 〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉3-18-3 鳥取県営米子屋内プール管理棟2階 電話：0859-22-7655 FAX：0859-22-7688</p>
---	---

<p>ライトハウスライブラリー 〒690-0884 島根県松江市南田町141-10 電話：0852-24-8169 FAX：0852-28-4321</p> <p>島根県西部視聴覚障害者情報センター 〒697-0016 島根県浜田市野原町1826-1 電話：0855-24-9334 FAX：0855-24-9335</p> <p>岡山県視覚障害者センター 〒700-0927 岡山県岡山市北区西古松268-1 電話：086-244-1121 FAX：086-244-1043</p> <p>広島県立視覚障害者情報センター 〒732-0009 広島県広島市東区戸坂千足2-1-5 電話：082-229-7878 FAX：082-229-7909</p> <p>山口県点字図書館 〒753-0083 山口県山口市後河原松柄150-1 電話：083-922-0375 FAX：083-932-2817</p> <p>山口県盲人福祉協会点字図書館 〒750-0032 山口県下関市関西町1-10 電話：0832-31-7114 FAX：0832-31-8097</p> <p>徳島県立障がい者交流プラザ 視聴覚障がい者支援センター 〒770-0005 徳島県徳島市南矢三町2丁目1-59 電話：088-631-1400 FAX：088-631-1500</p> <p>香川県視覚障害者福祉センター 〒760-0017 香川県高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター4階 電話：087-812-5563 FAX：087-861-1566</p> <p>愛媛県視聴覚福祉センター 〒790-0811 愛媛県松山市本町6-11-5 電話：089-923-9093 FAX：089-923-9224</p> <p>高知点字図書館 〒780-0870 高知県高知市本町5-1-30 電話：088-823-9488 FAX：088-820-3218</p> <p>福岡点字図書館 〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ3F 電話：092-584-3590 FAX：092-584-1101</p>	<p>福岡市立点字図書館 〒814-0001 福岡県福岡市早良区百道浜3-7-1 電話：092-852-0555 FAX：092-852-0556</p> <p>北九州市立点字図書館 〒806-0021 福岡県北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ5F 電話：093-645-1210 FAX：093-645-1601</p> <p>佐賀県立点字図書館 〒840-0815 佐賀県佐賀市天神1-4-16 電話：0952-26-0153 FAX：0952-25-5760</p> <p>長崎県視覚障害者情報センター 〒852-8114 長崎県長崎市橋口町10番22号 電話：095-846-9021 FAX：095-843-4589</p> <p>熊本県点字図書館 〒861-8039 熊本県熊本市東区長嶺南2-3-2 電話：096-383-6333 FAX：096-384-7821</p> <p>大分県点字図書館 〒870-0043 大分県大分市中島東1-2-28 電話：097-538-0399 FAX：097-538-0537</p> <p>宮崎県立視覚障害者センター 〒880-0051 宮崎県宮崎市江平西2-1-20 電話：0985-22-5670 FAX：0985-38-8730</p> <p>延岡ライトハウス点字図書館 〒882-0055 宮崎県延岡市山下町1-7-9 電話：0982-32-2973 FAX：0982-34-9077</p> <p>都城市点字図書館 〒885-0077 宮崎県都城市松元町4街区17号 電話：0986-26-1948 FAX：0986-26-1948</p> <p>鹿児島県視聴覚障害者情報センター 〒890-0021 鹿児島県鹿児島市小野1-1-1 ハートピアかごしま3階 電話：099-220-5896 FAX：099-229-3001</p> <p>沖縄点字図書館 〒900-0014 沖縄県那覇市松尾2-15-29 電話：098-866-0222 FAX：098-866-0292</p>
--	--

## 2. 聴覚障害者情報提供施設

<p>札幌市視聴覚障がい者情報センター 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西19丁目1 電話：011-631-6747 FAX：011-631-6751</p> <p>青森県聴覚障害者情報センター 〒030-0944 青森県青森市大字筒井字八ツ橋76-9 電話：017-728-2920 FAX：017-728-2921</p> <p>岩手県立視聴覚障がい者情報センター 〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通り1-7-1アイーナ4F 電話：019-606-1743 FAX：019-606-1746</p> <p>宮城県聴覚障害者情報センター 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-1-6 宮城県本町第3分庁舎1階 電話：022-393-5501 FAX：022-393-5502</p> <p>山形県聴覚障がい者情報支援センター 〒990-0021 山形県山形市小白川町2-3-30 小白川庁舎1階 電話：023-666-7616 FAX：023-666-7616</p> <p>福島県聴覚障害者情報支援センター 〒960-8141 福島県福島市渡利七社宮1111 県総合社会福祉センター内 電話：024-522-0681 FAX：024-522-0681</p> <p>茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ 〒310-0844 茨城県水戸市住吉町349-1 電話：029-248-0029 FAX：029-247-1369</p> <p>とちぎ視聴覚障害者情報センター 〒320-0072 栃木県宇都宮市若草1-10-6 栃木福祉プラザ内 電話：028-621-6208 FAX：028-627-6880</p> <p>群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ 〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13-12 電話：027-255-6633 FAX：027-255-6634</p> <p>埼玉聴覚障害者情報センター 〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館内 電話：048-814-3351 FAX：048-814-3351</p> <p>千葉聴覚障害者センター 〒260-0022 千葉県千葉市中央区神明町204-12 電話：043-308-6372 FAX：043-308-5562</p> <p>聴力障害者情報文化センター 〒153-0053 東京都目黒区五本木1-8-3 電話：03-6833-5004 FAX：03-6833-5005</p> <p>神奈川県聴覚障害者福祉センター 〒251-8533 神奈川県藤沢市藤沢933-2 電話：0466-27-1911 FAX：0466-27-1225</p> <p>川崎市聴覚障害者情報文化センター</p>	<p>障害者スポーツセンター横浜ラポール聴覚障害者情報提供施設 〒222-0035 神奈川県横浜市港北区鳥山町1752 電話：045-475-2057 FAX：045-475-2059</p> <p>新潟県聴覚障害者情報センター 〒950-0121 新潟県新潟市江南区亀田向陽1-9-1 新潟ふれ愛プラザ内 電話：025-381-8112 FAX：025-381-8116</p> <p>富山県聴覚障害者センター 〒930-0806 富山県富山市木場町2-21 電話：076-441-7331 FAX：076-441-7305</p> <p>石川県聴覚障害者センター 〒920-0964 石川県金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉会館内 電話：076-264-8615 FAX：076-261-3021</p> <p>福井県聴覚障がい者センター 〒910-0026 福井県福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉センター2階 電話：0776-63-5572 FAX：0776-63-6692</p> <p>山梨県立聴覚障害者情報センター 〒400-0005 山梨県甲府市北新1丁目2-12 山梨県福祉プラザ1階 電話：0552-54-8660 FAX：0552-54-8665</p> <p>長野県聴覚障害者ライブラリー 〒381-0008 長野県長野市大字下駒沢586 長野県障がい者福祉センター2階 電話：026-295-3530 FAX：026-295-3567</p> <p>岐阜県聴覚障害者情報センター 〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 岐阜県県民ふれあい会館第1棟6階 電話：058-213-6786 FAX：058-275-6066</p> <p>静岡県聴覚障害者情報センター 〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館（シズウェル）5階 電話：054-221-1257 FAX：054-221-1258</p> <p>あいち聴覚障害者センター 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-7-2 桜花会館1階 電話：052-228-6660 FAX：052-221-8663</p> <p>三重県聴覚障害者支援センター 〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目131 電話：059-223-3302 FAX：059-223-3301</p> <p>名身連聴覚言語障害者情報文化センター 〒453-0053 愛知県名古屋市中村区中村町7-84-1 電話：052-413-5885 FAX：052-413-5853</p> <p>滋賀県立聴覚障害者センター 〒525-0032 滋賀県草津市大路2丁目11-33</p>
---	--

<p>〒211-0037 神奈川県川崎市中原区井田三舞町14-16 電話：044-798-8800 FAX：044-798-8803 京都府聴覚言語障害センター 〒610-0121 京都府城陽市寺田林ノ口11-64 京都府情報コミュニケーションプラザ 電話：0774-30-9000 FAX：0774-55-7708</p> <p>京都市聴覚言語障害センター 〒604-8437 京都府京都市中京区西ノ京東中合町2 電話：075-841-8336 FAX：075-841-8311</p> <p>大阪府谷町福祉センター 聴覚障がい者情報提供施設 〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町5-4-13 電話：06-6761-1394 FAX：06-6768-3833</p> <p>堺市立健康福祉プラザ 視覚・聴覚障害者センター 〒590-0808 大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3-1 電話：072-275-5024 FAX：072-243-2222</p> <p>兵庫県立聴覚障害者情報センター 〒657-0832 神戸市灘区岸地通1丁目1-1 灘区民ホール2階 電話：078-805-4175 FAX：078-805-4192</p> <p>奈良県聴覚障害者支援センター 〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内 電話：0744-21-7880 FAX：0744-21-7888</p> <p>和歌山県聴覚障害者情報センター 〒640-8034 和歌山県和歌山市駿河町35 和歌山県身体障害者総合福祉会館内 電話：073-421-6311 FAX：073-421-6411</p> <p>島根県聴覚障害者情報センター 〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根3階 電話：0852-32-5960 FAX：0852-32-5961</p> <p>島根県西部視聴覚障害者情報センター 〒697-0016 島根県浜田市野原町1826-1 いわみーる 2階 電話：085-524-9334 FAX：085-524-9335</p> <p>岡山県聴覚障害者センター 〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ4階 電話：086-224-0221 FAX：086-224-0236</p> <p>山口県聴覚障害者情報センター 〒747-1221 山口県山口市鑄銭司南原2364-1 電話：083-985-0611 FAX：083-985-0613</p> <p>徳島県立障がい者交流プラザ 視聴覚障がい者支援センター 〒770-0005 徳島県徳島市南矢三町2丁目1-59 電話：088-631-1400 FAX：088-631-1500</p>	<p>電話：077-561-6111 FAX：077-565-6101</p> <p>香川県聴覚障害者福祉センター 〒761-8074 香川県高松市太田上町405-1 電話：0878-68-9200 FAX：0878-68-9201</p> <p>愛媛県視聴覚福祉センター 〒790-0811 愛媛県松山市本町6-11-5 電話：089-923-9093 FAX：089-923-9224</p> <p>高知県聴覚障害者情報センター 〒780-0928 高知県高知市越前町2-4-5 電話：088-823-5922 FAX：088-822-0750</p> <p>福岡県聴覚障害者センター 〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラ ザ3F 電話：092-582-2414 FAX：092-582-2419</p> <p>北九州市立聴覚障害者情報センター 〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ5階 電話：093-645-1216 FAX：093-645-3335</p> <p>宮崎県立聴覚障害者センター 〒880-0051 宮崎県宮崎市江平西2-1-20 電話：0985-38-8733 FAX：0985-29-2279</p> <p>佐賀県聴覚障害者サポートセンター 〒840-0826 佐賀県佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル 4階 電話：0952-40-7700 FAX：0952-40-7705</p> <p>長崎県聴覚障害者情報センター 〒852-8114 長崎県長崎市橋口町10-22 3F 電話：095-847-2681 FAX：095-847-2572</p> <p>熊本県聴覚障害者情報提供センター 〒861-8039 熊本県熊本市東区長嶺南2-3-2 電話：096-383-5595 FAX：096-385-7821</p> <p>大分県聴覚障害者センター 〒870-0907 大分県大分市大津町1丁目9番5号 電話：097-554-1335 FAX：097-554-1336</p> <p>宮崎県立聴覚障害者センター 〒880-0051 宮崎県宮崎市江平西2-1-20 電話：0985-38-8733 FAX：0985-29-2279</p> <p>鹿児島県視聴覚障害者情報センター 〒890-0021 鹿児島県鹿児島市小野1丁目1番1号 ハートピアかごしま3階 電話：099-220-5896 FAX：099-229-3001</p> <p>沖縄県聴覚障害者情報センター 〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟3F 電話：098-943-6617 FAX：098-943-6556</p>
--	---

### 3. 障害者 IT サポートセンター

<p>青森県身体障害者福祉センター 〒030-0122 青森市野尻字今田52-4 電話：017-738-5033 FAX：017-738-0745</p> <p>みやぎ障害者ITサポートセンター 〒981-3203 宮城県仙台市泉区高森2丁目1-40 21世紀プラザ研究センター内 101号室 電話：022-374-3111 FAX：022-377-9300</p> <p>茨城県障害者ITサポートセンター 〒309-1703 茨城県笠間市鯉淵6550 社会福祉法人 自立奉仕会 茨城福祉工場内 電話：0296-70-5733 FAX：0296-70-5733</p> <p>群馬県障害者情報化支援センター 〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター2階 電話：027-251-7129 FAX：027-251-7129</p> <p>埼玉県障害者ITサポートセンター 〒330-8522 埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内 電話：048-825-2749 FAX：048-825-3070</p> <p>千葉県障害者ITサポートセンター（3箇所） ・（社会福祉法人愛光） 〒284-0005 四街道市四街道1丁目9番3号 視覚障害者総合支援センターちば内 電話：043-424-2501 FAX：043-424-2486 ・（社会福祉法人あかね） 〒273-0035 船橋市本中山3丁目21番5号 電話：047-336-5112 FAX：047-336-5114 ・（特定非営利活動法人トライアングル西千葉） 〒263-0043 千葉市稲毛区小仲台2丁目6番1号 京成稲毛ビル205号 電話：043-206-7101 FAX：043-207-7153</p> <p>東京都障害者IT地域支援センター 〒112-0006 東京都文京区小日向4-1-6 東京都社会福祉保健医療研修センター1階 電話：03-6682-6308 FAX：03-6686-1277</p> <p>かながわ障害者IT支援ネットワーク <a href="http://shien-network.kanafuku.jp/">http://shien-network.kanafuku.jp/</a> 電話：046-247-7503 FAX：046-247-7508</p> <p>石川県障害者ITサポートセンター 〒920-8557 石川県金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館1階 電話：076-232-0190 FAX：076-232-0190</p> <p>福井県障害者ITサポートセンター 〒910-0026 福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉センター1階 電話：0776-27-1555 FAX：0776-25-0267</p> <p>山梨県障害者ITサポートセンター</p>	<p>長野県障がい者ITサポートセンター 〒390-0814 松本市本庄1丁目4番地10 KOMATSUマンション1階 電話：0263-88-2903 FAX：0263-88-2722</p> <p>福祉メディアステーション 〒503-0006 岐阜県大垣市加賀野4-1-7 ソフトピアジャパンセンター1階 電話：0584-77-1282 FAX：0584-77-1282</p> <p>静岡県（3箇所） ・中部障害者マルチメディア情報センター 〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館5階 電話：054-205-9250 FAX：054-205-9250 ・東部障害者マルチメディア情報センター 〒410-0801 沼津市大手町1-1-3 沼津商連会館ビル3階 電話：055-964-1130 ・西部障害者マルチメディア情報センター 〒430-0933 浜松市中区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松 中央館4階 電話：053-413-2574</p> <p>なごや福祉用具プラザ 〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通3-12-1 御器所ステーションビル3階 電話：052-851-0051 FAX：052-851-0056</p> <p>三重県視覚障害者支援センター 〒514-0003 三重県津市桜橋2-131 電話：059-228-3463 FAX：059-228-8425</p> <p>滋賀県障害者IT支援センター 〒525-0072 草津市笠山8丁目5-130 滋賀県身体障害者福祉協会内 電話：077-565-4832 FAX：077-565-6434</p> <p>京都府障害者ITサポートセンター 〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70番地 京都テルサ西館3F 電話：075-692-3430 FAX：075-692-3431</p> <p>大阪府ITステーション 〒543-0074 大阪府大阪市天王寺区六万體町3-21 電話：06-6776-1222 FAX：06-6776-1224</p> <p>兵庫県立聴覚障害者情報センター 〒657-0832 神戸市灘区岸地通1丁目1-1 灘区民ホール2階 電話：078-805-4175 FAX：078-805-4192</p> <p>奈良県視覚障害者福祉協会 〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11 電話：0744-29-0144 FAX：0744-23-5999</p> <p>障害者ITサポートセンターおかやま</p>
---	---



<p>〒400-0005 山梨県甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ1階 電話：055-252-0100 FAX：055-251-3344 広島県障害者ITサポートセンター 〒732-0068 広島県広島市東区牛田新町二丁目2番1号 株式会社広島情報シンフォニー内 電話：082-224-3875 FAX：082-224-3875</p> <p>佐賀県障害者ICTサポートセンター ゆめくれよん+ 〒849-0937 佐賀県佐賀市鍋島3丁目3-20 鍋島シェストビル1階 電話：0952-36-6977 FAX：0952-36-6978</p>	<p>〒700-0807 岡山市南方北区2丁目13-1きらめきプラザ1階 電話：086-224-4670 FAX：086-223-4597 鹿児島県障害者ITサポートセンター 〒890-0021 鹿児島県鹿児島市小野1丁目1番1号 ハートピアかごしま3階 電話：099-228-6271 FAX：099-228-6710</p>
--	--

本資料に掲載されている施設は、国の身体障害者保護費負担金等を活用し運営されているものです。その他の施設等については、各地方公共団体にお問い合わせください。



## 9.5. 用語集

### ウェブアクセシビリティ

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

### ウェブコンテンツ

HTML、CSS、JavaScript、PDF、Flash等のウェブ技術で作成され、ホームページ等で提供される情報。

### ウェブシステム

電子申請、施設予約、各種情報検索、蔵書検索などを、インターネットを通じて閲覧ソフト（ブラウザ）で利用できるようにするシステムの総称。

### ウェブページ単位／ウェブページ一式単位

JIS X 8341-3:2016 試験を実施する方法。個別のページに対して実施する方法（ウェブページ単位）と、多数のページで構成されるホームページ等に対して実施する方法（ウェブページ一式単位）とがある。（P.128）

### 音声解説（音声ガイド）

主に視覚障害者が映像の内容を理解できるようにするために、場面の状況や登場人物の動きなどを音声で解説したもの。

### シニアネット

パソコンやインターネットを活用して、交流したり様々な活動を行う中高年の団体。

### ドメイン

ホームページアドレスに含まれる識別名称。「pref.●●●.jp」「city.●●.lg.jp」など。

### ユーザビリティ

本書においては主にホームページ等の使いやすさを指す。ISO 9241-11 "Ergonomic requirements for office work with visual display terminals. Part 11: Guidance on Usability"（JIS Z 8521）では、ユーザビリティを「特定のコンテキストにおいて、特定のユーザによって、ある製品が、特定の目標を達成するために用いられる際の、効果・効率・ユーザの満足度の度合い」と定義されている。

## CMS

コンテンツ・マネジメント・システム。入力フォームを用いてページの作成、更新、削除、承認などの作業を行えるように支援するシステムの総称。

## CSS

Cascading Style Sheets。スタイルシート。ホームページの文字の大きさや色、文字間や行間、ページのレイアウトなど、見栄えに関する様々な設定を行うための仕組み。

## HTML

Hyper Text Markup Language。ホームページ等を作成するための代表的な技術。

## JIS X 8341-3:2016

情報アクセシビリティの日本工業規格（JIS）である「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」の個別規格として、2004年に初めて公示されたもので、ホームページ等を高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとするための基準が定められている。その後、2度の改正を経て、現在は JIS X 8341-3:2016 として公示されている。（2016年3月22日改正）

## W3C

World Wide Web Consortium。World Wide Web で使用される各種技術の標準化を推進するために設立された標準化団体。HTML 等の技術に関わる規格を勧告している。

## WCAG

Web Content Accessibility Guidelines。W3C の勧告するウェブアクセシビリティに関するガイドライン。1999年5月に第1版である WCAG 1.0 が勧告。2008年12月に第2版である WCAG 2.0 が勧告となった。2012年10月には、WCAG 2.0 が ISO/IEC 国際規格「ISO/IEC 40500」として承認された。

## 9.6. 改定研究会について

「みんなの公共サイト運用ガイドライン」は、「みんなの公共サイト運用モデル 2015 年度改定に関する研究会」（平成 27 年 10 月から平成 28 年 2 月開催）による改定方針及び改定案の検討、地方公共団体による改定案の検証・評価を経て、平成 28 年 3 月に改定しました。

### 研究会構成員名簿

(敬称略、50 音順)

#### 【座長】

- 東洋大学 経済学部 総合政策学科 教授 山田 肇

#### 【副座長】

- 東海大学 政治経済学部 政治学科 教授 小林 隆

#### 【構成員】

- 静岡県立大学 国際関係学部 国際関係学科 教授 石川 准
- 日本障害者協議会 情報通信委員会委員  
長野大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授 伊藤 英一
- 株式会社インフォアクシア 代表取締役社長 植木 真
- 川崎市 市民・こども局 市民生活部 広報課 Web サイト・業務調整  
遠藤 佳宏
- 我孫子市 秘書広報課 広報室 笥 ゆかり
- 株式会社 日立公共システム アプリケーションビジネス第 3 部  
デザインソリューションG 技師 富安 悠
- 武蔵野市 総合政策部 秘書広報課 秘書広報主査 中川 健一
- 株式会社ミツエーリンクス 第二本部第一部 (アクセシビリティ)  
アクセシビリティ・スペシャリスト 中村 精親
- 埼玉県 県民生活部 広聴広報課 ウェブ管理担当 主査 森田 康二郎
- 東京女子大学 現代教養学部 人間科学科・コミュニケーション専攻 教授  
渡辺 隆行

【オブザーバー：関係省庁】（建制順）

- 総務省 自治行政局 地域政策課地域情報政策室 課長補佐 渡部 貴徳
- 総務省 行政管理局 行政情報システム企画課 調査係長 廣田 亮
- 内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 参事官補佐 庄山 裕司
- 経済産業省 産業技術環境局 国際電気標準課 課長補佐 小出 啓介
- 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室  
情報支援専門官 時末 大揮
- 内閣府 障害者制度改革担当室 上席政策調査員 青木 千帆子（第2回まで）

【オブザーバー：関係団体等】

- 一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）  
マルチメディアソリューション部 部長 大坪 正男
- 一般財団法人日本規格協会（JSA） 規格開発ユニット  
規格開発グループ 情報電気規格チーム 主席専門職 木元 和宏
- 一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA） コンシューマ・プロダクツ部  
部長 中尾 浩治
- 日本アイ・ビー・エム株式会社 東京基礎研究所 福田 健太郎
- 有限会社 ユニバーサルワークス 代表取締役 清家 順

【オブザーバー：本調査研究主管課】

- 総務省 情報流通行政局 情報通信利用促進課 課長 御厩 祐司
- 総務省 情報流通行政局 情報通信利用促進課 課長補佐 岡崎 浩幸
- 総務省 情報流通行政局 情報通信利用促進課 主査 山本 将文
- 総務省 情報流通行政局 情報通信利用促進課 企画係長 東出 朋子

【事務局】

- アライド・ブレインズ株式会社 代表取締役 大野 勝利
- アライド・ブレインズ株式会社 エグゼクティブディレクター 目次 徹也
- アライド・ブレインズ株式会社 シニアコンサルタント 大久保 翌
- アライド・ブレインズ株式会社 コンサルタント 米田 佳代